

共通仕様書

〔用地調査並びに算定編〕

国土交通省 東北地方整備局

目 次

1	東北地方整備局用地関係業務請負基準	1
	別記様式1 用地調査等業務請負契約書	4
	別記様式2 用地調査等業務共通仕様書	36
	別記1 成果物一覧表	92
	別記2 用地実測図原図及び用地平面図表示記号	98
	別記3 事業認定申請図書等作成要領	101
	別記4 土地評価業務要領	107
	別記様式3 身分証明書	110
	用地調査等業務関係様式一覧表	111
2	用地補償総合技術業務共通仕様書(案)	305
3	用地関係資料作成整理等業務共通仕様書(案)及び契約書(案)	330

1 東北地方整備局
用地関係業務請負基準

東北地方整備局用地関係業務請負基準

(通則)

第1条 東北地方整備局の所掌する国の直轄事業（官庁営繕部、港湾局及び航空局の所掌に属するものを除く。以下同じ。）に必要な土地等の取得若しくは使用又はこれらに伴う損失補償に関連する業務（以下「用地関係業務」という。）の請負（委託を含む。以下同じ。）については、会計法（昭和22年法律第35条）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号。以下「規則」という。）、国土交通省所管会計事務取扱規則（平成13年国土交通省訓令第60号）、東北地方整備局会計事務取扱細則（平成14年国東整規第81号）その他の法令等に定めるもののほか、この基準に定めるところによるものとする。

(請負に付することができる業務)

第2条 用地関係業務で地方整備局用地事務取扱細則準則第96条ただし書きに該当し、業務の請負に付することができる範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 地図の転写
- 二 土地及び建物等の登記記録等の調査
- 三 戸籍簿等の調査
- 四 土地等の権利者の確認調査
- 五 土地の測量、面積計算又は製図等
- 六 土壌汚染に関する調査
- 七 土地及び土地に関する所有権以外の権利の評価並びに残地補償等に関する調査又は補償金額の算定
- 八 建物、工作物、墳墓及び立竹木に関する調査又は補償金額の算定
- 九 居住者及び動産に関する調査又は補償金額の算定
- 十 営業に関する調査又は補償金額の算定
- 十一 農業に関する調査又は補償金額の算定
- 十二 鉱業権、温泉利用権、漁業権、水利権及びその他特殊な権利の補償に関する調査又は補償金額の算定
- 十三 立毛、養殖物及び特産物に関する調査又は補償金額の算定
- 十四 公共補償に関する調査又は補償金額の算定
- 十五 生活再建対策等に関する調査又は補償金額の算定
- 十六 電波障害、日照阻害、水枯渇及びその他の事業損失に関する調査、費用負担額の算定又は費用負担の説明
- 十七 標準家賃の実態等に関する調査
- 十八 土地調書及び物件調書の作成
- 十九 事業認定申請書、裁決申請書又は明渡裁決申立書及びこれらに添付する図書等の作成

- 二十 建物等の移転工法案の検討
- 二十一 土地に関する登記業務
- 二十二 補償内容等の説明
- 二十三 公共用地取得計画図書の作成
- 二十四 補償に関する相談
- 二十五 公共用地交渉
- 二十六 事業予定地の用地リスクに関する調査
- 二十七 用地取得の工程管理計画の策定
- 二十八 用地調査等業務に係る進捗状況を確認するための工程管理補助
- 二十九 成果物の点検・調製確認
- 三十 用地関係資料の作成等
- 三十一 その他前各号に類する業務の調査又は補償金額の算定

(受注者の選定)

第3条 支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官を含む。以下「担当官」という。）は、前条各号の業務を請負に付する場合には、原則として、建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和45年建設省厚第50号）第9に規定する有資格業者名簿に登録された者のうちから選定するものとする。

(請負契約等)

第4条 担当官が第2条各号の業務を請負に付する場合の予定価格の算定は、用地調査等業務（東北地方整備局の所掌する国の直轄事業に必要な土地等の取得等に伴う測量、調査、補償金額の算定等をいう。以下同じ。）にあつては、東北地方整備局用地調査等業務費積算基準（平成28年3月30日付け国東整用企第310号）（別に予定価格の算定方法が定められている場合は、当該算定方法）により行うものとし、用地調査等業務以外の業務にあつては、別に定めるところによるものとする。

2 担当官が第2条各号の業務を請負に付する場合の契約書及び仕様書は、用地調査等業務にあつては、用地調査等業務請負契約書（別記様式1）及び用地調査等業務共通仕様書（別記様式2）（別に契約書又は仕様書が定められている場合は、当該契約書又は仕様書）によるものとし、用地調査等業務以外の業務にあつては、別に定めるところによるものとする。

(身分証明書の発行等)

第5条 事務所長は、用地関係業務を行う者に、その身分を示す証票（以下「身分証明書」という。）（別記様式3）を交付するものとする。

2 事務所長は、用地関係業務を行う者に、用地関係業務の実施に当たっては、常に身分証明書を携帯し、土地等の所有者、占有者その他の利害関係人から請求があったときは、これを示すよう指示するものとする。

3 事務所長は、用地関係業務が完了したときは、遅滞なく、当該用地関係業務を行った者に身分証明書を返納させるものとする。

(立入及び立会い)

第6条 事務所長は、用地関係業務を行う者が当該用地関係業務のため、他人の占有する土地、建物又は工作物に立ち入ることができるようあらかじめ措置しておくものとする。

2 事務所長は、用地関係業務を行う者が土地等の所有者、占有者その他の利害関係人の立ち会いが得られるようあらかじめ措置しておくものとする。

(閲覧申請書等の交付)

第7条 事務所長は、用地関係業務を行う者が、土地等の登記記録、法人登記簿等を閲覧し、又は登記事項証明書等の交付を受けるために閲覧申請書、交付申請書、委任状等を必要とする場合は、これらを受注者に交付することができるものとする。

(監督職員等の任命等)

第8条 監督職員（調査職員を含む規則第18条第1項に規定する監督職員をいう。）及び検査職員（規則第20条第1項に規定する検査職員をいう。以下同じ。）の任命基準及び職務等に関する必要な事項については、東北地方整備局用地関係業務監督等検査要領（平成25年3月29日国東整用企第1123号。以下「要領」という。）の定めるところによるものとする。

(成果物)

第9条 担当官は、用地関係業務が完了したときは、遅滞なく受注者に、成果物に業務完了報告書を添え提出させるものとする。

(成果物の検査)

第10条 検査職員は、業務完了報告書及び成果物の提出があったときは、遅滞なく、要領に基づき、当該成果物の検査を行い、合格しないときは、補正を行わせる等適切な指示をしなければならない。

別記様式 1

用地調査務請負契約書

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（用地調査等業務共通仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする業務の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の主任担当者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の主任担当者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
 - 4 受注者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
 - 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 9 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第56条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 12 受注者が、設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該設計共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
 - 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

第3条 受注者は、この契約締結後〇日以内に仕様書等に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

[注] 〇の部分には、原則として、「14」と記入する。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から〇日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

[注] 〇の部分には、原則として、「7」と記入する。

3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は仕様書等が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第51条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

[注] 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲

渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金額債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金額債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

【注】 第3項を使用しない場合は、同項及び第4項を削除する。

(著作権の譲渡等)

第6条 受注者は、成果物（第38条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括再委託等の禁止)

第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が仕様書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必

要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の主任担当者に対する業務に関する指示

二 この契約書及び仕様書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

三 この契約の履行に関する受注者又は受注者の主任担当者との協議

四 業務の進捗の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める書面の提出は、仕様書等に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(主任担当者)

第10条 受注者は、業務履行の管理を行う主任担当者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。主任担当者を変更したときも、同様とする。

2 主任担当者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、請負代金額の変更、履行期間の変更、請負代金の請求及び受領、第14条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを主任担当者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(照査技術者)

第11条 受注者は、仕様書等に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、前条第1項に規定する主任担当者を兼ねることができない。

(地元関係者との交渉等)

第12条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地等への立入り)

第13条 受注者は、用地調査等業務のために第三者が所有する土地、建物等に立ち入る場合においては、仕様書等の定めるところにより、あらかじめ当該土地、建物等の所有者等の承諾を得なければならない。

(主任担当者等に対する措置請求)

第14条 発注者は、主任担当者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第7条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第15条 受注者は、仕様書等に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第16条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書等に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、仕様書等に定めるところにより、業務の完了、仕様書等の変更等によって不用となっ

た貸与品等を発注者に返還しなければならない。

- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは破損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(仕様書等と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第17条 受注者は、業務の内容が仕様書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

- 第18条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 用地調査等業務共通仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 仕様書等に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 仕様書等の表示が明確でないこと。
 - 四 履行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - 五 仕様書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 5 前項の規定により仕様書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等又は業務に関する指示の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書等又は業務に関する指示の変更内容を受注者に通知して、これらを変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第20条 第三者の所有する土地、建物等への立入りについて当該土地、建物等の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

〔注〕 本項は、現場調査業務を請負に付す場合に規定する条項である。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

〔注〕 下線部分は、現地調査業務を請負に付す場合に規定する文言である。

3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

〔注〕 下線部分は、現場調査業務を請負に付す場合に規定する文言である。

(業務に係る受注者の提案)

第21条 受注者は、仕様書等又は業務に関する指示について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等又は業務に関する指示の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等又は業務に関する指示の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により仕様書等又は業務に関する指示が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は請負代金額を変更しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第22条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第23条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮)

第24条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第25条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

【注】 ○の部分には、原則として、「14」と記入する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第23条の場合にあつては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第26条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

【注】 ○の部分には、原則として、「14」と記入する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

【注】 この条は、現場調査業務を請負に付す場合に規定する条文である。

(一般的損害)

第28条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項、第2項若しくは第3項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

〔注〕 下線部分は、現場調査業務を請負に付す場合に規定する文言である。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第3項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

〔注〕 下線部分は、現場調査業務を請負に付す場合に規定する文言である。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他の発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害(仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

〔注〕 この項は、現場調査業務を請負に付す場合に規程する条項である。

4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 成果物の引渡し前に、天災等(仕様書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、試験等に供される業務の出来形部分(以下この条及び第50条において「業務の出来形部分」という。)、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であつて立会いその他受

注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち、請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた業務の出来形部分に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

〔注〕 この条は、現場調査業務を請負に付す場合に規定する条文である。

(請負代金額の変更に代える仕様書等の変更)

第31条 発注者は、第8条、第17条から第21条まで、第23条、第24条、第27条、第28条、前条、第34条又は第40条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書等を変更することができる。この場合において、仕様書等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

〔注〕 ○の部分には、原則として、「14」と記入する。

下線部分は、現場調査業務を請負に付す場合に規定する文言である。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たと

きは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(請負代金の支払い)

第33条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第34条 発注者は、第32条第3項若しくは第4項又は第38条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 発注者は、成果物の点検・調製確認に係る業務の成果部分については、前項の規定にかかわらず、あらかじめ、仕様書等に定める範囲内において、成果物の全部又は一部を使用することができる。
- 3 前2項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 4 発注者は、第1項又は第2項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

[注] 第4条を削除した場合は本条第1項を次のとおりとする。

第35条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

- 3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の4を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第37条の2又は第38条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 5 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の4の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

〔注〕 〇の部分には、契約締結時に適用される「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」を記入する。

前払金を支払わない場合は、この条を削除する。

（保証契約の変更）

第36条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

〔注〕 前払金を支払わない場合は、この条を削除する。

（前払金の使用等）

第37条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

〔注〕 前払金を支払わない場合は、この条を削除する。

（部分払）

第37条の2 受注者は、業務の完了前に、受注者が既に業務を完了した部分（次条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）に

相応する請負代金額相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中〇回を超えることができない。

〔注〕 部分払を行わない場合には、この条を削除する。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金額相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項の通知にあわせて第1項の請負代金額相当額の協議を申し出た日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 \leq 第1項請負代金額相当額 \times $(9 / 10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$

〔注〕 〇の部分には、原則として、「10」と記入する。

- 6 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、前項の規定により算定された額の部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 7 前項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第5項中「請負代金額相当額」とあるのは「請負代金額相当額から既に部分払の対象となった請負代金額相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第38条 成果物について、発注者が仕様書等において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第32条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第32条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 前2項の規定により準用される第33条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する請負代金の額」及び第2号中「引渡部分に相応する請負代金の額」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前2項において準用する第32条第2項の検査の結果の通知をした日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 一 第1項に規定する部分引渡しに係る請負代金の額

指定部分に相応する請負代金の額×(1-前払金の額/請負代金額)

二 第2項に規定する部分引渡しに係る請負代金の額

引渡部分に相応する請負代金の額×(1-前払金の額/請負代金額)

[注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第38条の2 国庫債務負担行為(以下「国債」という。)に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は次のとおりとする。

年 度 円

年 度 円

年 度 円

[注] 第38条の2から第38条の4までは、この契約が国債に基づく場合に使用する。

2 支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりである。

年 度 円

年 度 円

年 度 円

3 発注者は、予算上の都合その他必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる。

(国債に係る契約の前金払の特則)

第38条の3 国債に係る契約の前金払については、第35条中「契約書記載の業務完了の時期」とあるのは「契約書記載の業務完了の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の履行高予定額(前会計年度末における第37条の2第1項の請負代金額相当額(以下この条及び次条において「前会計年度末請負代金額相当額」という。))が前会計年度までの履行高予定額を超えた場合において「前会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)」とする。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が仕様書等に定められているときには、同項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が仕様書等に定められているときには、同項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分(円以内)を含めて前払金の支払いを請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末請負代金額相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、同項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は請負代金額相当額が前会計年度までの履行高予定額に達するまでの当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末請負代金額相当額が前会計年度までの履行高予定額に達し

ないときには、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。
この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。

(国債に係る契約の部分払の特則)

第38条の4 国債に係る契約において、前会計年度末請負代金額相当額が、前会計年度までの履行高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「履行高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第37条の2第5項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 ≤ 請負代金額相当額 × 9 / 10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - {請負代金額相当額 - (前会計年度までの履行高予定額 + 履行高超過額)} × 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の履行高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年 度	回
年 度	回
年 度	回

(第三者による代理受領)

第39条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（第38条において準用する場合を含む。）又は第37条の2の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する業務中止)

第40条 受注者は、発注者が第35条、第37条の2又は第38条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第41条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

- 第42条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第44条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 一 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- [注] 第1号は第5条第3項を使用しない場合は削除する。**
- 二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - 三 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
 - 四 主任担当者を配置しなかったとき。
 - 五 正当な理由なく、第41条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - 六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- 一 第5条第1項の規定に違反して請負代金額債権を譲渡したとき。
 - 二 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- [注] 第2号は第5条第3項を使用しない場合は削除する。**

- 三 この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 四 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 六 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 八 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金額債権を譲渡したとき。
- 九 第46条又は第47条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 十 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
- ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第45条 第43条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第46条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限り

でない。

(受注者の催告によらない解除権)

第47条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第19条の規定により仕様書等を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 第20条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を越えるときは、6月）を越えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第48条 第46条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第49条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第38条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する請負代金額（以下「既履行部分請負代金額」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分請負代金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。

(解除に伴う措置)

第50条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第35条（第38条の3において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、受注者は、第43条、第44条又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第38条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金に支払いの日から返還の日までの日数に応じ年○パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第42条、第46条又は第47条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

[注] ○の部分には、契約締結時に適用される「支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」を記入する。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第35条（第38条の3において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第38条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3

項の規定により定められた既履行部分請負代金額から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第43条、第44条又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年〇パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第42条、第46条又は第47条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

[注] 〇の部分には、契約締結時に適用される「支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」を記入する。

- 3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第38条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第7条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
 - 一 業務の出来形部分に関する撤去費用等
契約の解除が第43条、第44条又は次条第3項によるときは受注者が負担し、第42条、第46条又は第47条によるときは発注者が負担する。
 - 二 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等
受注者が負担する。
- 6 第4項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

[注] 第4項から第6項までの規定は、現場調査業務を請負に付す場合に規定する条項である。

- 7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43条、第44条又は次条第3項によるときは発注者が定め、第42条、第46条又は第47条の規定による場合は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

[注] 下線部分は、現場調査業務を請負に付す場合に規定する文言である。

- 8 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第51条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- 二 この契約の成果物に契約不適合があるとき。
- 三 第43条又は第44条の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 第43条又は第44条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- 二 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から既履行部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

6 第2項の場合（第44条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第51条の2 受注者(設計共同体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基

づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第52条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第46条又は第47条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

〔注〕 〇の部分には、契約締結時に適用される「支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」を記入する。

（契約不適合責任期間等）

第53条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第32条第3項又は第4項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が仕様書等の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（保険）

第54条 受注者は、仕様書等に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第55条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（紛争の解決）

第56条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、契約書記載の調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、主任担当者又は照査技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第14条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは

同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（明治23年法律第29号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

〔注〕 本条は、あらかじめ調停人を選任する場合に規定する条文である。

- 4 発注者又は受注者は、申し出により、この契約書の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第1項の調停人を立ち合わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を準用する。

〔注〕 第4項は、調停人を協議に参加させない場合には、削除する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第57条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（契約外の事項）

第58条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

（附則）

受注者は、この契約書記載の業務の実施に関しては、発注者に対して提出した技術提案書に記載されている技術提案内容を遵守すること。

〔注〕 附則は、技術提案書の提出を求めない場合には、削除する。

用地調査等業務請負契約書に基づいて提出する書類

条 項	名 称	様 式	宛 名	提出先	提 出 期 日	提出部数
第3条	業 務 工 程 表	様式第1号	発注者	主任監督員	契約締結後○日以内	1
第10条	主任担当者通知書	様式第2号	〃	〃	〃	1
第11条	照査技術者通知書	様式第3号	〃	〃	〃	1
第32条	業務完了報告書	様式第4号	〃	〃	契約履行期限内	1
その他	発注者が必要と認め たもの		〃	〃	指定期日まで	指定 部数

様式第1号

年 月 日

殿

受注者 住 所
氏 名

業 務 工 程 表

年 月 日付けで締結した下記業務の業務工程表を別紙のとおり提出します。

記

1. 業務の名称

2. 履行場所

3. 履行期間 自 年 月 日
 至 年 月 日

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

別紙

業 務 工 程 表

業 種	種 別	工 程							
		月		月		月		月	
		上 旬	下 旬	上 旬	下 旬	上 旬	下 旬	上 旬	下 旬

(注) 業務内容により、日別の工程を要する場合は、日別に作成する。
用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

様式第2号

年 月 日

殿

受注者 住所

氏名

主任担当者通知書

業務の名称 _____

年 月 日付けで契約締結した上記業務の主任担当者を下記の者に定めましたので、別紙主任担当者経歴書を添えて通知します。

記

主任担当者

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第3号

年 月 日

殿

受注者 住所

氏名

照 査 技 術 者 通 知 書

業務の名称 _____

年 月 日付けで契約締結した上記業務の照査技術者を下記の者に定めましたので、別紙照査技術者経歴書を添えて通知します。

記

照査技術者

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

別紙

照査技術者経歴書

1 氏名及び生年月日

1 現住所

1 最終学歴 年 月 日 卒業

1 法令による免許等 年 月 日 取得
〔以下列記〕

1 職歴 年 月 日
〔以下列記〕

1 賞罰

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

本人

(注) 職歴については、担当した業務経歴を記入する。

別記様式 2

用地調査等業務共通仕様書

用地調査等業務共通仕様書

第 1 章 総則

(趣旨等)

- 第 1 条 この用地調査等業務共通仕様書（以下「仕様書」という。）は、国土交通省東北地方整備局の所掌する国の直轄事業（官庁営繕部、港湾局及び航空局の所掌に属するものを除く。）に必要な土地等の取得等に伴う測量、調査、補償金額の算定等業務（以下「用地調査等業務」という。）を請負に付する場合の業務内容その他必要な事項を定め、もって業務の適正な執行を確保するものとする。
- 2 業務の発注に当たり、当該業務の実施上この仕様書により難いとき又はこの仕様書に定めのない事項については、発注者が別途定める特記仕様書によるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。
- 3 用地補償総合技術業務及び用地アセスメント調査等業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。

(用語の定義)

- 第 2 条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。
- 一 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。
- 二 「受注者」とは、用地調査等業務の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
- 三 「監督職員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者又は主任担当者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第 9 条第 1 項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。
- 四 「総括監督員」とは、統括監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議、及び関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、仕様書等の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに用地調査等業務のとりまとめを行う者をいう。
- 五 「主任監督員」とは、主任監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理、業務の進捗状況の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理及び関連業務との調整（重要なものを除く。）の処理を行う者をいう。また、仕様書等の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに主任監督業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。
- 六 「監督員」とは、一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易な

ものの処理、業務の進捗状況の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く。）を行う者をいう。また、仕様書等の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

七 「検査職員」とは、用地調査等業務の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき、検査を行う者をいう。

八 「主任担当者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

九 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第 11 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

十 「業務従事者」及び「担当技術者」とは、主任担当者のもとで業務を担当する者で、第 7 条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

十一 「契約書」とは、「東北地方整備局用地関係業務請負基準」（平成 13 年 9 月 26 日付け国東整一用第 90 号）別記様式 1 用地調査等業務請負契約書をいう。

十二 「仕様書等」とは、仕様書、特記仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

十三 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面並びに図面のもとになる計算書等をいう。

十四 「数量総括表」とは、用地調査等業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

十五 「現場説明書」とは、用地調査等業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該用地調査等業務の契約条件を説明するための書類をいう。

十六 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。

十七 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、用地調査等業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し実施させること及び検査職員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として書面により行うものとする。

十八 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、用地調査等業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

十九 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、用地調査等業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。

二十 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た用地調査等業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

二十一 「協議」とは、書面により契約書及び仕様書等の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

二十二 「照査」とは、受注者が、用地調査等業務の実施により作成する各種図面等や数量計算等の確認並びに算定書等の検算並びに基準・運用方針への適合性及び補償の妥当性等について検証することをいう。

二十三 「検査」とは、契約書及び仕様書等に基づき、検査職員が用地調査等業務の完了を確認することをいう。

- 二十四 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 二十五 「協力者」とは、受注者が用地調査等業務の遂行に当たって、再委託する者をいう。
- 二十六 「調査区域」とは、用地調査等業務を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。
- 二十七 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。
- 二十八 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局（支局、出張所を含む。））等での調査をいう。
- 二十九 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。
- 三十 「基準」とは、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成 13 年 1 月 6 日国土交通省訓令第 76 号）をいう。
- 三十一 「運用方針」とは、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針（平成 15 年 8 月 5 日付け国総国調第 57 号国土交通事務次官通知）をいう。
- 三十二 「成果物の点検・調製確認」とは、権利者に対し適正かつ公平な補償を実現するために、基準・運用方針への適合性、補償の妥当性等について、発注者が受注者とは別に第三者の判断を得ることをいう。

（基本的処理方針）

- 第 3 条 受注者は、用地調査等業務を実施する場合（次項に掲げる場合を除く。）において、この仕様書、基準、運用方針等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならない。
- 2 受注者は、国土交通省の直轄の公共事業に係る工事の施行ないし公共施設の設置により生じた地盤変動、水枯渇等、工事騒音、日陰及びテレビジョン電波受信障害による損害等（以下「事業損失」という。）に関する調査、費用負担額の算定又は費用負担の説明を実施する場合には、この仕様書、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領（昭和 61 年 4 月 1 日付け建設省経整発第 22 号建設事務次官通知）その他の事業損失に関する事務処理要領等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならない。

（監督職員）

- 第 4 条 監督職員は、契約書第 9 条第 2 項に規定した指示、承諾、協議等（以下「指示等」という。）の職務の実施に当たり、その権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。
- ただし、緊急を要する場合で監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお、監督職員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

（主任担当者）

- 第 5 条 受注者は、用地調査等業務における主任担当者を定め、契約締結後 14 日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を含む。）以内に発注者に通知しなければならない。

- 2 主任担当者は、業務の履行に当たり、この用地調査等業務の主たる業務に関し、7年以上の実務経験を有する者、若しくはこの用地調査等業務の主たる業務に関する補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）の資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。
- 3 受注者が主任担当者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項であるが、契約書第10条第3項に基づく通知がない場合は、発注者及び監督職員は、主任担当者に対して指示等を行えば足りるものとする。
- 4 主任担当者は、第3章から第16章に定める業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証（受注者が請負に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。

なお、第24条に定める成果物のうち、地図の転写図及び土地の実測平面図については各葉ごとに、その他については表紙の裏面に主任担当者の資格及び氏名の記載を行うものとする。
- 5 主任担当者は、照査結果の確認を行わなければならない。
- 6 主任担当者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

（照査技術者）

- 第6条 受注者は、発注者が別に定める場合を除き、原則として用地調査等業務における照査技術者を定め、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に発注者に通知しなければならない。
- 2 受注者は、照査技術者を定めた場合においては、前条第4項に規定する点検及び修正が完了した後に、照査技術者による照査を実施しなければならない。
 - 3 照査技術者は、発注者が「主任担当者」と同等の知識及び能力を有する者と認めた者でなければならない。
 - 4 照査技術者は、照査計画を作成し作業計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
 - 5 照査技術者は、照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において記名の上、主任担当者に提出するものとする。
 - 6 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

（業務従事者及び担当技術者）

- 第7条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務従事者（補助者を除く。）として、十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める業務従事者のうち担当技術者を定める場合は、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に担当技術者通知書（様式第112号）により発注者に通知しなければならない。

なお、担当技術者が複数にわたる場合は8名までとし、受注者が設計共同体である場合には、構成員ごとに8名までとする。

3 担当技術者は、照査技術者を兼ねることができない。

(再委託)

第8条 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、用地調査等業務における総合的企画、業務遂行管理、調査・補償額算定等の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者は、これを再委託することはできない。

2 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、翻訳、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、資料の収集、単純な集計その他特記仕様書に定める事項とする。

3 受注者は、前2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。

4 会計法第29条の3第4項の規定に基づき契約の性質又は目的が競争を許さないとして随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として請負代金額の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときはこの限りではない。

5 受注者は、用地調査等業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理を行い用地調査等業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、国土交通省東北地方整備局の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、国土交通省東北地方整備局の指名停止期間中であってはならない。

(用地調査等業務の区分)

第9条 この仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 用地測量は、測量法（昭和24年法律第188号）第33条の規定に基づく国土交通省公共測量作業規程により行うものとし、この仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定めるものとする。

二 建物は、表1により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する（第14章 地盤変動影響調査等を実施するする場合を除く。）。

表1 建物区分

区 分	判 断 基 準
木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物

木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で、主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物
木造建物〔Ⅲ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物
非木造建物〔Ⅱ〕	石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物

（注）建築設備及び建物附随工作物（テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの）は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられている、又は、建物の構造と密接不可分な関係にあるおおむね次に掲げるものをいう。

- （1）電気設備（電灯設備、動力設備、受・変電設備（キュービクル式受変電設備を除く。）、太陽光発電設備（建材型）等
- （2）通信・情報設備（電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、警備設備、表示設備、テレビジョン共同受信設備等）
- （3）ガス設備
- （4）給・排水設備、衛生設備
- （5）空調（冷暖房・換気）設備
- （6）消火設備（火災報知器、スプリンクラー等）
- （7）排煙設備
- （8）汚物処理設備
- （9）煙突
- （10）運搬設備（昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。）
- （11）避雷針

ただし、借家人等の建物所有者と異なる者の所有であり、かつ、容易に取り外しが行えるような場合は、この限りでない。

三 工作物は、表2により機械設備、生産設備、附帯工作物、庭園及び墳墓に区分する。

表2 工作物区分

区 分	判 断 基 準
機械設備	<p>原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。</p>
生産設備	<p>当該設備が製品等の製造に直接・間接的に関わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として扱うことが相当と認められるものを除く。</p> <p>A 製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンプ配水設備を含む。)、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等</p> <p>B 営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。）、釣り堀、貯木場等</p> <p>C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池及び沈澱池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等</p> <p>D 上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等</p>
附帯工作物	<p>表1の建物（注に掲げる設備、工作物を含む。）及び表2の他の区分に属するもの以外のすべてのものをいい、主として次に例示するものをいう。 門、圍障、コンクリート叩き、アスファルト舗装通路、敷石、敷地内排水設備、給・排水設備、ガス設備、物干台(柱)、池等</p>
庭 園	<p>立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいう。</p>
墳 墓	<p>墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいい、これに附随する工作物及び立竹木を含む。</p>

四 立竹木は、表3により庭木等、用材林、薪炭林、収穫樹、竹林、苗木（植木畑）及びその他の

立木に区分する。

表3 立竹木区分

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>①高木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区別が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>②株物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分岐したもので、樹高が大きくなるものを用いる。</p> <p>③玉物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものを用いる。</p> <p>④生垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものを用いる。</p> <p>⑤特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p> <p>C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために敷地内に植栽されている立木をいう。</p> <p>D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。</p> <p>① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>E 芝類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。</p> <p>① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生ものは除く。</p> <p>② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの（木質化するものを除く。）をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>G その他 鑑賞等を目的に植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生ものを除く。</p>
用 材 林	<p>ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。</p>

薪炭林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収穫樹	<p>A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。</p> <p>① 園栽培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。</p> <p>② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。</p> <p>B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。</p>
竹林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木(植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。
その他の立木	上記の区分に属する立木以外の立木をいう。

第2章 用地調査等業務の基本的処理方法

第1節 用地調査等業務の実施手続

(施行上の義務及び心得)

第10条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。
- 二 用地調査等業務で知り得た権利者側の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。
- 三 用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。
また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
- 四 権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

(業務の着手)

第11条 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日(休日等を除く。)以内に用地調査等業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任担当者が用地調査等業務の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。

(書類提出)

第12条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、請負代金に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。

- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 受注者は、契約時又は変更時において請負代金の額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、契約・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上で、契約時は契約締結後15日(休日等を除く。)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日(休日等を除く。)以内に、完了時は業務完了後15日(休日等を除く。)以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、作業計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとし、受注者が設計共同体である場合は、構成員ごとに8名までとする。)
- 4 受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される補償コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で「登録のための確認のお願い」を作成し、

監督職員の確認を受けること。

- 5 前2項において、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く。）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。
- 6 前3項において、受注者は本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

（打合せ等）

第13条 用地調査等業務を適正かつ円滑に実施するため、主任担当者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿（様式第116号）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

- 2 用地調査等業務着手時及び仕様書等で定める業務の区切りにおいて、主任担当者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 主任担当者は、仕様書等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
- 4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努めるものとする。

なお、「ワンデーレスポンス」とは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいい、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

（現地踏査）

第14条 受注者は、用地調査等業務の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

（作業計画の策定）

第15条 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に、仕様書等及び現地踏査の結果等を基に作業計画書を策定し、監督職員に提出しなければならない。

- 2 前項の作業計画書には、次の事項を記載するものとする。

なお、記載にあたって、実施方針又はその他には、第30条、第31条、第32条及び第34条に関する事項も含めるものとする。

- 一 業務概要
- 二 実施方針
- 三 業務工程
- 四 業務組織計画
- 五 打合せ計画
- 六 成果物の品質を確保するための計画

- 七 成果物の内容、部数
 - 八 使用する主な図書及び基準
 - 九 連絡体制（緊急時を含む。）
 - 十 使用する主な機器
 - 十一 仕様書等において照査技術者による照査が定められている場合は、照査技術者及び照査計画
 - 十二 その他
- 3 受注者は、作業計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更作業計画書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、第1項の作業計画書に基づき業務が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

（監督職員の指示等）

- 第16条 受注者は、用地調査等業務の実施に先立ち、主任担当者を立ち会わせてうえで、監督職員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。
- 2 受注者は、用地調査等業務の実施に当たりこの仕様書、特記仕様書又は監督職員の指示について疑義が生じたときは、監督職員と協議するものとし、その結果については受注者が記録し相互に確認するものとする。
- 3 監督職員の指示は、用地調査等業務の施行に関する指示書（様式第113号）（以下「指示書」という。）により行うものとする。
- 4 受注者は、用地調査等業務の遂行上必要な事項について承諾を受ける場合は、用地調査等業務の施行に関する承諾書（様式第114号）により行うものとする。
- 5 第2項の協議は、用地調査等業務の施行に関する協議書（様式第115号）により行うものとする。

（貸与品等）

- 第17条 受注者は、用地調査等業務を実施するに当たり必要な図面その他の資料を貸与品等として使用する場合には、発注者から貸与又は支給を受けるものとする。
- 2 登記事項証明書等の貸与等を受ける必要があるときは、別途監督職員と協議するものとする。
- 3 貸与品等の品名及び数量は特記仕様書によるものとし、貸与品等の引渡しは、貸与品等引渡通知書（様式第1号）により行うものとする。
- 4 受注者は、前項の貸与品等を受領したときは、貸与品等受領書（様式第2号）を監督職員に提出するものとする。
- 5 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、完了の日から3日以内に貸与品等を返納するとともに貸与品等精算書（様式第3号）及び貸与品等返納書（様式第4号）を監督職員に提出するものとする。

（立入り及び立会い）

- 第18条 受注者は、用地調査等業務のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。
- 2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間を、あらかじめ、監督職員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

- 3 受注者は、用地調査等業務を行うため土地、建物等の立ち入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

(障害物の伐除)

- 第19条 受注者は、用地調査等業務を行うため障害物を伐除しなければ調査が困難と認められるときは、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。
- 2 監督職員からの指示により障害物の伐除を行ったときは、障害物伐除報告書(様式第5号)を監督職員に提出するものとする。

(身分証明書の携帯)

- 第20条 受注者は、用地調査等業務の着手に当たり、あらかじめ主任担当者ほか用地調査等業務に従事する者(以下「主任担当者等」という。)の身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受けるものとし、用地調査等業務の実施に当たっては、これを常に携帯させなければならない。
- 2 主任担当者等は、権利者等から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。
 - 3 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。

(算定資料)

- 第21条 受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する補償額等の算定又は直轄事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物その他の工作物の費用負担額等の算定に当たっては、発注者が指示する補償金算定標準書に基づき行うものとする。ただし、当該補償金算定標準書に掲載のない損失補償単価等については、監督職員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。

(監督職員への進捗状況の報告)

- 第22条 受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 2 受注者は、監督職員から用地調査等業務の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。
 - 3 受注者は、前項の進捗状況の報告に主任担当者を立ち合わせるものとする。

(成果物の一部提出等)

- 第23条 受注者は、用地調査等業務の実施期間中であっても、監督職員が成果物の一部を求めたときは、これに応ずるものとする。
- 2 監督職員は、前項で提出した成果物の一部について、その報告を求めることができる。受注者は、当該報告に主任担当者及び監督職員の求めに応じて照査技術者を立ち合わせるものとする。
 - 3 受注者は、用地調査等業務のうち成果物の点検・調製確認を実施するものとされたものについて

は、監督職員の指示により第 24 条に定める成果物の提出に先立って仮提出をしなければならない。

(成果物)

第 2 4 条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。

- 一 用地調査等業務の区分及び内容ごとに整理し、編集する。
 - 二 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。
 - 三 目次及びページを付す。
 - 四 容易に取りはずすことが可能な方法により綴じする。
- 2 本仕様書に様式の定めがないものは、監督職員の指示による。
- 3 提出する成果物は別記 1 成果物一覧表に掲げる成果物等で特記仕様書に掲げる成果物とし、部数は、1 部とする。
- 4 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第 53 条に定める契約不適合責任期間保管し、監督職員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

(検査)

第 2 5 条 受注者は、検査職員が用地調査等業務の完了検査を行うときは、主任担当者及び監督職員の求めに応じて照査技術者を立ち合わせるものとする。

- 2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査職員の指示に速やかに従うものとする。

(修補)

第 2 6 条 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

- 2 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- 3 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
- 4 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

(条件変更等)

第 2 7 条 契約書第 18 条第 1 項第 5 号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第 30 条第 1 項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

- 2 監督職員が、受注者に対して契約書第 18 条、第 19 条及び第 21 条の規定に基づく仕様書等の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

(成果物の点検・調製確認対象業務の対応)

第 2 8 条 受注者は、第 23 条第 3 項で仮提出した成果物の内容等について、監督職員から質問又は問い合わせ等があったときは、必要な資料等を示し、これに答えるものとする。

- 2 受注者は、仮提出した成果物の内容等について、監督職員から再検討又は修補の指示があったと

きは、速やかに、これに応ずるものとする。

- 3 受注者は、前項の修補の指示項目以外の項目についても、これに類する項目があると認めるときは、これを修補するものとする。

(守秘義務)

第29条 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、当該業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないものとし、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 受注者は、当該業務の結果（業務実施の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- 二 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第15条に示す作業計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密としなければならない。
- 三 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 四 当該業務で取り扱う情報は、アクセス制限及びパスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的に使用してはならない。また、発注者の許可なく複製・転送等をしてはならない。
- 五 受注者は、当該業務完了時に、発注者から貸与された情報その他知り得た情報を発注者へ返却若しくは消去又は破棄を確実に行わなければならない。
- 六 受注者は、当該業務の実施過程で知り得た情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

(個人情報の取扱い)

第30条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(安全等の確保)

第31条 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に際しては、用地調査等業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

- 2 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に際しては、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、用地調査等業務の実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、事故が発生しないように主任担当者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項

を厳守しなければならない。

- 一 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - 二 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、爆破物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
 - 7 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。
 - 8 受注者は、屋外で行う用地調査等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

(行政情報流出防止対策の強化)

- 第 3 2 条 受注者は、用地調査等業務の履行に関する全ての行政情報について、適切な流出防止対策をとり、第 15 条で示す作業計画書に流出防止策を記載するものとする。
- 2 受注者は、用地調査等業務の履行に関する全ての行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、発注者が別途定める取扱いを遵守しなければならない。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

- 第 3 3 条 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否することとし、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。なお、協力者が不当要求を受けたことを認知した場合も同様とする。
- 2 受注者は、前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を書面にて発注者に報告しなければならない。
 - 3 前 2 項の行為を受注者が怠ったことが確認された場合には、発注者は受注者に対し、指名停止等の措置を講じる場合がある。
 - 4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

(保険加入の義務)

- 第 3 4 条 受注者は、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

第 2 節 数量等の処理

(用地測量の面積計算及び計算数値の取扱い)

- 第 3 5 条 用地測量の面積計算は、原則として、座標法によるものとする。

2 用地測量に係る計算数値の取扱いは、計算の表示単位と桁数について、以下のとおりとする。
なお、端数は切捨てとする。

- ① 長 さ m単位 小数点以下3けた
- ② 面 積 m²単位 小数点以下6けた

(建物等の計測)

第36条 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。

2 建物及び工作物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。

3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

4 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。

一 幹周、胸高直径は、センチメートル(小数点以下第1位四捨五入)とする。

二 樹高、幹高、葉張、葉長点高及び玉周は、メートルとし、小数点以下第1位(小数点以下第2位四捨五入)までとする。

ただし、庭木等のうち株物、玉物、生垣及び特殊樹については、センチメートル(小数点以下第1位四捨五入)とする。

三 地被類、芝類、ツル性類及び竹林が植え込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位(小数点以下第2位四捨五入)までとする。

(図面等に表示する数値及び面積計算)

第37条 建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位(小数点以下第3位切捨て)までの数値を求めるものとする。

3 建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。

4 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

(計算数値の取扱い)

第38条 建物等の補償額算定に必要となる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行うものとする。

一 数量計算の集計は、補償額算定調書に計上する項目ごとに行う。

二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位(小数点以下第4位切捨て)まで求める。

三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使

用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

(補償額算定調書に計上する数値)

第39条 補償額算定調書に計上する数値(価格に対応する数量)は、次の各号によるもののほか、第36条による計測値を基に算出した数値とする。

- 一 建物の延べ床面積は、第37条第3項で算出した数値とする。
- 二 構造材、仕上げ材その他の数量は、前条第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)で計上する。

(補償額の端数処理)

第40条 建物等の補償額の算定を行う場合の端数処理は、原則として、次の各号に掲げる場合を除き、1円未満切り捨てとする。

一 補償単価及び資材単価等は、次による。

- | | |
|----------------------|------------|
| イ 100円未満のとき | 1円未満切り捨て |
| ロ 100円以上10,000円未満のとき | 10円未満切り捨て |
| ハ 10,000円以上のとき | 100円未満切り捨て |

二 共通仮設費及び諸経費にあつては、100円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切り捨てとする。

第3章 権利調査

第1節 調査

(権利調査)

第41条 権利調査とは、登記事項証明書、戸籍簿等の簿冊の謄本等の收受又は居住者等からの聴き取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者（又はその法定代理人）等の氏名又は名称（以下「氏名等」という。）及び住所又は所在地（以下「住所等」という。）等に関し調査することをいう。

(地図の転写)

第42条 地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。）を次の各号に定める方法により行うものとする。

- 一 転写した地図には、地図の着色に従って着色する。
- 二 転写した地図には、方位、縮尺、市町村名、大字名、字名（隣接字名を含む。）及び地番を記載する。
- 三 転写した地図には、管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名を記入する。

2 地積測量図等の転写は、調査区域内の土地について、管轄登記所に地積測量図等が存する場合に、これを転写又は複写する方法により行うものとする。

(土地の登記記録の調査)

第43条 土地の登記記録の調査は、前条で作成した地図から監督職員が指示する範囲の土地に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号
- 二 地目及び地積
- 三 登記名義人の氏名等及び住所等
- 四 共有土地については、共有者の持分
- 五 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 六 仮登記等があるときは、その内容
- 七 その他必要と認める事項

(建物の登記記録の調査)

第44条 建物の登記記録の調査は、第42条で作成した地図から監督職員が指示する範囲に存する建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 建物の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに登記原因及びその日付け
- 二 登記名義人の氏名等及び住所等
- 三 共有建物については、共有者の持分

- 四 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 五 仮登記等があるときは、その内容
- 六 その他必要と認める事項

(権利者の確認調査)

- 第45条 権利者の確認調査は、前2条に規定する調査が完了した後、実地調査及び次の各号に定める書類等により行うものとする。
- 一 戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等
 - 二 商業登記簿、法人登記簿等
- 2 権利者が法人以外であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 権利者の氏名、住所及び生年月日
 - 二 権利者が登記名義人の相続人であるときは、相続関係、相続の経過を明らかにした相続系統図を作成する。
 - 三 権利者が未成年者等であるときは、その法定代理人等の氏名及び住所
 - 四 権利者が不在者であるときは、その財産管理人の氏名及び住所
- 3 権利者が法人であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 法人の名称及び主たる事務所の所在地
 - 二 法人を代表する者の氏名及び住所
 - 三 法人が破産法(平成16年法律第75号)による破産宣告を受けているとき等の場合にあつては、破産管財人等の氏名及び住所
- 4 前条の建物の登記記録の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合には、当該建物所有者の氏名及び住所等について、居住者等からの聴き取りを基に調査を行うものとする。

(墓地管理者等の調査)

- 第46条 墓地管理者等の調査は、改葬の補償及び祭し料調査算定要領(平成30年3月8日付け国土用第48号土地・建設産業局総務課長通知(以下「改葬及び祭し料要領」という。))により行うものとする。

(土地利用履歴等の調査)

- 第47条 土地利用履歴等の調査は、取得又は使用の対象となる土地に係る土壤汚染状況調査の実施の要否を判定するため、土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領(平成24年3月30日付け国土用第53号土地・建設産業局地価調査課長通知(以下「土地利用履歴等調査要領」という。))により行うものとする。

第2節 調査書等の作成

(転写連続地図の作成)

- 第48条 転写した地図は、各葉を複写して連続させた地図(この地図を「転写連続図」という。以下同じ。)を作成し、次の事項を記入するものとする。

- 一 工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線
- 二 第 43 条第 3 号で調査した登記名義人の氏名等
- 三 管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名

(調査書の作成)

- 第 49 条 第 43 条から第 45 条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表（様式第 7 号の 1）、土地調査表（様式第 7 号の 2）、建物の登記記録調査表（様式第 8 号の 1、第 8 号の 2）、戸籍簿等調査表（様式第 9 号）及び相続関係説明図（様式第 10 号）に所定の事項を記載するものとする。
- 2 前項の各調査表の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。
 - 3 墓地管理者等の調査表は、第 46 条の調査結果を基に改葬及び祭し料要領により作成するものとする。
 - 4 土地利用履歴等の調査表は、第 47 条の調査結果を基に土地利用履歴等調査要領により作成するものとする。

第 4 章 用地測量

第 1 節 境界確認

(公共用地境界の打合せ)

- 第 50 条 調査区域内に国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 9 条及び国土交通省所管国有財産取扱規則（平成 13 年 1 月 6 日国土交通省訓令第 61 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、部局長が管理する国土交通省所管国有財産が存するとき、又は公共物管理者等が管理する土地が存するときは、部局長又は公共物管理者等と公共用地境界確定（境界確認を含む。）の方法について監督職員の指示に基づき打合せを行わなければならない。

(資料の作成及び立会い)

- 第 51 条 前条の打合せの結果を監督職員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行うものとする。
- 2 部局長又は公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助するものとする。
 - 3 前条の打合せの結果、第 48 条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、部局長又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第 55 条第 2 項に準じた同意を取りつけるものとする。

(境界確定後の図書の作成)

- 第 52 条 前条の境界確定作業が完了したときは、速やかに公共用地境界確定のために必要な図面等の作成を行うものとする。

(立会い準備)

第53条 調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で次条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を第43条から第46条までの調査結果を基に作成するものとする。

2 前項権利者一覧表の作成が完了したときは、監督職員と立会い日時、具体の作業手順等について協議し、その指示によって権利者に対する立会い通知等の準備を行うものとする。

(境界立会いの画地及び範囲)

第54条 調査区域内における次の各号の画地の境界が確認できる範囲の立会いを行うものとする。

一 1筆を範囲とする画地

二 1筆の土地であっても、所有権以外の権利が設定されている場合は、その権利ごとの画地

三 1筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は現況の地目ごとの画地、この場合の現況地目は、不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日民二第456号法務省民事局長通達）第68条及び第69条に定める地目の区分によるものとする。

四 一面地にあつて、土地に付属するあぜ、溝、その他にこれらに類するものが存するときは、一面地に含むものとする。ただし、一部ががけ地等で通常の用途に供することができないと認められるときは、その部分を区分した画地とする。

五 調査区域内の土地の隣接土地等のうち監督職員が必要があると指示した画地

(境界立会い)

第55条 前条の境界立会いの範囲について、監督職員の指示により、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。

一 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得るものとする。

二 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うものとする。

三 前号の作業によって表示した境界点に関連する権利者全員の同意が得られたときには、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鋌（頭部径15mm）等容易に移動できない標識を設置するものとする。

四 前各号で確認した境界点について、原則として、赤色のペイントを着色するものとする。ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。

2 前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から土地境界立会確認書（様式第13号）に確認のための署名押印を求めるものとする。

3 第1項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し監督職員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

一 関連する権利者全員の同意が得られないもの

二 関連する権利者の一部が立会いを拒否したもの

三 必要な境界点を確定するために測量区域以外の境界立会い又は測量を権利者から要求されたとき

第2節 境界測量

(用地測量の基準点)

- 第56条 用地測量に使用する基準点について当該公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途監督職員が指示する基準点測量の成果（基準点網図、測点座標値等）を基に検測して使用するものとする。
- 2 前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときには監督職員と協議するものとする。
- 3 第1項の基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置、座標値の設定方法等について監督職員と協議し、その指示を受けるものとする。

(境界測量)

- 第57条 各境界点の測量を行うときは、近傍の4級基準点以上の基準点に基づき、放射法等により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、補助基準点を設置し、それに基づき行うことができるものとする。
- 2 前項の観測は、測量地域の地形及び地物の状況等を考慮し、次のとおり行うものとする。
- 一 トータルステーション等を用いる観測は、次表を標準とする。

区 分	方 法	較差の許容範囲
水平角観測	0.5 対回	——
鉛直角観測	0.5 対回	——
距離測定	2 回測定	5 mm

- 二 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、干渉測位方式により2セット行うものとし、使用衛星数及び較差の許容範囲等は次表を標準とする。

使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	許容範囲	備 考
5 衛星以上	FIX 解を得てから 10 エポック以上	1 秒 (ただし、キネマティック法は 5 秒以下)	$\triangle N$ $\triangle E$	20mm ΔN : 水平面の南北方向のセット間較差 ΔE : 水平面の東西方向のセット間格差ただし、平面直角座標値で比較することができる。

適 要	① G L O N A S S 衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS衛星及びGLONASS衛星をそれぞれ2衛星以上を用いること。 ③ G L O N A S S 衛星を用いて観測する場合は、同一機器メーカーのGNSS測量機を使用すること。
-----	--

三 ネットワーク型

R T K法による観測は、間接観測法又は単点観測法を用いる。

四 単点観測法による場合は、作業地域を囲む既知点において観測し、必要に応じて整合を図るものとする。ただし、整合の方法は次のとおりとする。

- (1) 整合の基礎となる既知点は、作業地域の周辺を囲むように配置するものとする。
- (2) 前号の既知点数は、3点以上を標準とする。
- (3) 水平の整合処理は、座標補正として次により行うものとする。
 - ① 座標補正は、平面直角座標で行うことを標準とする。
 - ② 座標補正に用いる既知点数は、3点以上を標準とする。
 - ③ 座標補正の補正手法は適切な方法を採用するものとする。
- (4) 高さの整合処理は、標高補正として次により行うものとする。
 - ① 標高補正は、標高を用いることを標準とする。
 - ② 標高補正に用いる既知点数は、3点以上を標準とする。
 - ③ 標高補正の補正手法は適切な方法を採用するものとする。
- (5) 座標補正の点検は、座標補正を行った点と作業地域に隣接する点との距離を、座標補正前後で求め、その較差により行うものとする。なお、較差の許容範囲は、次表を標準とする。

点検距離	許容範囲
500m 以上	点検距離の 1/10,000
500m 以内	50mm

五 第二号において1セット目の観測終了後、再初期化を行い2セット目の観測を行う。なお、境界点の座標値は、2セットの観測から求めた平均値とする。

- 3 前項の結果に基づき、境界点の座標値、境界点間の距離及び方向角を計算により求めるものとする。
- 4 座標値等の計算における結果の表示単位等は、次表を標準とする。

なお、計算を計算機により行う場合は、次表に規定する位以上の計算精度を確保し、座標値及び方向角は次表に規定する位の次の位において四捨五入とし、距離及び面積は、次表に規定する位の次の位以下を切り捨てるものとする。

区 分	方 向 角	距 離	座 標 値	面 積
単 位	秒	m	m	m ²
位	1	0.001	0.001	0.000001

- 5 第1項の観測を行うに当たり、用地実測図等の作成に必要となる建物及び主要な工作物の位置を併せて観測するものとする。
- 6 各境界点等は、連番を付するものとする。
- 7 ネットワーク型 RTK 法による場合は、既知点となった電子基準点の名称等を記録する。

(補助基準点の設置)

- 第58条 境界点を観測するために補助基準点を設置する必要がある場合は、4級基準点以上の基準点から設置することができるものとする。この場合の精度は、4級基準点に準ずるものとする。
- 2 補助基準点は、基準点から辺長 100 m以内、節点は1点以内の開放多角測量により標杭を設置するものとする。
- なお、観測の区分等は、次表を標準とするものとする。

区 分	方 法	較差の許容範囲	
		倍角差	観測差
水平角観測	2対回(0°, 90°)	60"	40"
鉛直角観測	1対回	60"	
距離測定	2回測定	5 mm	

(用地境界仮杭の設置)

- 第59条 境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づきトータルステーション等を使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行うものとする。
- 一 原則として、関連する権利者の立会のうえ行う。
 - 二 用地境界仮杭は、木杭(プラスチック杭を含む。)又は金属鋌(頭部径 15 mm)等のものとする。
 - 三 用地境界仮杭には、原則として、赤色のペイントで着色とする。
- 2 前項の用地境界仮杭設置に当たり建物等で支障となり設置が困難なときには、その事由等を整理し監督職員に報告しなければならない。ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは用地境界仮杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係を関連する権利者に充分理解させうえで用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。

(境界点間測量)

第60条 境界測量及び用地境界仮杭の設置のための観測を行う場合には、併せて隣接する境界点間の距離をトータルステーション等を用いて測定し、精度を確認するものとする。

2 境界点間測量は、隣接する境界点間又は境界点と用地境界点(用地境界杭を設置した点)との距離を全辺について現地で測定し、境界測量及び用地境界仮杭の設置において求められた計算値と測定値の差を比較することにより行うものとする。

なお、較差の許容範囲は、次表を標準とするものとする。

区分	距離		備 考
	20 m未満	20 m以上	
平地	10 mm	$S / 2,000$	Sは点間距離の計算値
山地	20 mm	$S / 1,000$	

第3節 面積計算の範囲

(面積計算の範囲)

第61条 面積計算の範囲は、境界確認を行う範囲とする画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。

一 画地のすべてが用地取得の対象となる計画幅員線(以下「用地取得線」という。)の内に存するときは、その画地面積

二 画地が用地取得線の内外に存するときは、用地取得の対象となる土地及び用地取得の対象となる土地以外の土地(残地)の面積

三 土地の面積は、一筆ごとに次の方法により求めるものとする。

イ 一筆の土地に異なる現況地目があるときは、一筆の土地の総面積を求めたうえ、評価価格の高い地目の土地から順次差し引いて面積を求めるものとし、同一の地目の土地に異なる権利者があるときは、その権利者ごとにそれぞれの面積を求めるものとする。

ロ 一筆の土地が取得等の区域線にまたがるため分筆を必要とする場合においては、取得等の区域と区域外に区分してそれぞれ面積を求めるものとする。

この場合において、当該土地に異なる地目又は権利者がある場合は前記イを準用するものとする。

四 前各号によらない場合については、監督職員の指示による。

2 面積計算結果は、座標面積計算表に記入するとともに、第48条に定める土地調査表の現況調査欄に取得用地の地目及び面積を記入するものとする。この場合において記入する地目は、第54条第3号に定める地目ごとに区分して記入し、面積は100分の1を単位とする。

第4節 用地実測図等の作成

(用地実測図原図の作成)

第62条 受注者は、用地実測図等の作成に当たっては、次の各号の方法により行うものとする。

一 用地実測図原図は、境界・現況測量より得られた成果に基づき、次の事項及び監督職員が指示する事項を記入する。

なお、表示記号については、別記2用地実測図原図及び用地平面図表示記号により表示するものとする。

- (1) 基準点及び境界点（官民、所有権、借地、地上権等境界点）の点名及び境界線
- (2) 面積計算表
- (3) 各筆の地番、不動産番号、地目、土地所有者氏名及び借地人等氏名
- (4) 境界辺長
- (5) 隣接地の地番及び境界の方向線
- (6) 借地境界
- (7) 用地取得線
- (8) 図面の名称、配置、方位、座標線、縮尺又は地図情報レベル、座標系、測量年月日、計画機関名称、作業機関名称及び土地の測量に従事した者の氏名
- (9) 区市町村名及び大字・字名並びに境界線
- (10) 中心杭、幅杭点及び用地境界点の位置
- (11) 現況地目
- (12) 道路名及び水路名
- (13) 建物及び工作物
- (14) 画地及び残地の面積
- (15) その他

二 用地実測図原図の縮尺は、原則として縮尺 500 分の 1（土地が市街地地域にあっては、監督職員の指示により縮尺 250 分の 1 とすることができる。）とする。

三 用地実測図原図は、左を起点側、右を終点側とし、数葉にわたるときは、一筆の土地が 2 葉にまたがらないこととし、右上に番号を付すとともに、当該図面がどの位置に存するかを示す表示図を記載するものとする。

四 精度管理の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

(用地平面図等の作成)

第63条 受注者は、用地実測図原図をポリエステルフィルムに黒トレース（ただし、取得等の予定線は朱色とする。）し、用地実測図原図各葉について連続させた用地平面図を作成するものとする。

ただし、補助基準点、境界辺長、計測距離及び座標値は表示しないものとする。

2 受注者は、前項に準じて黒トレースし、補助基準点、境界点、幅杭点等の番号及び座標値を表示した境界点番号図を作成するものとする。

第5節 関係官公庁への手続き等

(関係官公庁への手続き等)

第63条の2 受注者は、業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

3 受注者は、測量法第14条（実施の公示）、第21条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第23条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第37条（公共測量の表示等）、第40条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し監督職員に提出しなければならない。また、国土交通省公共測量作業規程第15条に基づく測量成果の検定を行い、測量法第40条に基づき、公共測量の測量成果を国土地理院に提出作業を行う。

第5章 土地評価

(土地評価)

第64条 土地評価とは、取得等する土地（残地等に関する損失の補償を行う場合の当該残地を含む。）の更地としての正常な取引価格を算定する業務をいい、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条で定める「不動産の鑑定評価」は含まないものとする。

(土地評価の基準)

第65条 土地評価は、監督職員から特に指示された場合を除き別記4土地評価業務要領に定めるところに基づき実施するものとする。

(現地踏査及び資料作成)

第66条 土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要な次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

一 同一状況地域区分図

同一状況地域区分図は、近隣地域及び類似地域につき都市計画図その他類似の地図を用い、おおむね次の事項を記載したものを作成する。

- (1) 起業地の範囲、同一状況地域の範囲、運用方針第2第3項(1)に規定する標準地及び用途的地域の名称
- (2) 鉄道駅、バス停留所等の交通施設
- (3) 学校、官公署等の公共施設、病院等の医療施設、銀行、スーパーマーケット等の商業施設
- (4) 幹線道路の種別及び幅員
- (5) 都市計画の内容、建築物の面積・高さ等に関する基準
- (6) 行政区域、大字及び字の境界
- (7) 取引事例地
- (8) 地価公示法（昭和44年法律第49号）第6条により公示された標準地（以下「公示地」という。）又は国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第9条第5項により周知された基準地（以下「基準地」という。）

二 取引事例地調査表

取引事例比較法に用いる取引事例は、近隣地域又は類似地域において1標準地につき3事例地程度を収集し、おおむね次の事項を整理のうえ調査表を作成する。

- (1) 土地の所在、地番及び住居表示
- (2) 土地の登記記録に記録されている地目及び面積並びに現在の土地の利用状況
- (3) 周辺地域の状況
- (4) 土地に物件がある場合は、その種別、構造、数量等
- (5) 売主及び買主の氏名等及び住所等並びに取引の目的及び事情（取引に当たって特段の事情がある場合はその内容を含む。）
- (6) 取引年月日、取引価格等

(7) 取引事例地の画地条件(間口、奥行、前面道路との接面状況等)及び図面(100分の1～500分の1程度)

三 収益事例調査表及び造成事例調査表

収益事例調査表及び造成事例調査表は、収益事例については総収入及び総費用並びに土地に帰属する総収益等、造成事例については素地価格及び造成工事費等のほか、前号に掲げる記載事項に準じた事項を整理のうえ作成する。

四 用途的地域の判定及び同一状況地域の区分の理由を明らかにした書面

五 地域要因及び個別的要因の格差認定基準表

格差認定基準表とは、土地価格比準表を適用するに当たり、土地価格比準表の定める要因中の細項目に係る格差率適用の判断を行うに当たり基準となるものをいう。

六 公示地及び基準地の選定調査表

調査区域及びその周辺区域に規準すべき公示地又は基準地があるときは、公示又は周知事項について調査表を作成する。

(標準地の選定及び標準地調査書の作成)

第67条 土地評価に当たっては、同一状況地域ごとに標準地を選定し、標準地調査書を作成するものとする。

2 標準地調査書は、前条第2号で定める取引事例地調査表に準じ、選定理由を付記のうえ作成するものとする。

(標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成)

第68条 標準地の評価は、前2条で作成した資料を基に第65条に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。

2 取得等する土地の評価は、前項で決定した標準地の価格を基に行うものとし、標準地との個別的要因の格差を明記した評価調査書を作成するものとする。

3 前2項の評価額は、監督職員が指示する図面に記載するものとする。

(残地等に関する損失の補償額の算定)

第69条 残地又は残借地に関する損失の補償額は、基準第57条及び運用方針第43に定めるところにより算定し、残地(又は残借地)補償額算定調査書を作成するものとする。

この場合において、当該土地が、建物等の敷地であって自家自用(借家人が居住する建物を含む。)又は借地権の対象となっている場合で、残地が合理的な移転先とならないと認められる場合並びに、残地を従前の利用目的に供することが著しく困難であると認められる場合には、監督職員と協議してその指示を受けるものとする。

第6章 建物等の調査

第1節 調査

(建物等の調査)

第70条 建物等の調査とは、建物、工作物及び立竹木について、それぞれの種類、数量、品等又は機能等を調査することをいう。

(建物等の配置等)

第71条 次条以降の建物等の調査に当たっては、あらかじめ当該権利者が所有し、又は使用する一面の敷地ごとに、次の各号に掲げる建物等の配置に関する調査を行うものとする。

- 一 建物、工作物及び立竹木の位置
- 二 敷地と土地の取得等の予定線の位置
- 三 敷地と接続する道路の幅員、敷地の方位等
- 四 その他配置図作成に必要となる事項

2 建物等の全部又は一部が残地に存する場合には、監督職員から調査の実施範囲について指示を受けるものとする。

(法令適合性の調査)

第72条 建物等の調査に当たっては、次の各号の時期における当該建物又は工作物につき基準第30条第2項ただし書きに基づく補償の要否の判定に必要となる法令に係る適合状況を調査するものとする。この場合において、調査対象法令については監督職員と協議するものとする。

- 一 調査時
- 二 建設時又は大規模な増改築時

(木造建物)

第73条 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、建物移転料算定要領（平成28年3月11日付け国土用第76号土地・建設産業局総務課長通知（以下「建物要領」という。））別添一木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）により行うものとする。

2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

3 前2項の実施に当たっては、国土交通省損失補償取扱要領（平成15年8月5日付け国総国調第58号総合政策局長通知。以下「取扱要領」という。）第7条の各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

(木造特殊建物)

第74条 木造特殊建物の調査は、前条第2項及び第3項を準用するものとする。

(非木造建物)

第75条 非木造建物〔Ⅰ〕の調査は、建物要領別添二非木造建物調査積算要領（以下「非木造建物要領」という。）により行うものとする。

2 非木造建物〔Ⅱ〕の調査は、非木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

(機械設備)

第76条 機械設備の調査は、機械設備調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第48号土地・建設産業局地価調査課長通知（以下「機械設備要領」という。））により行うものとする。

(生産設備)

第77条 生産設備の調査は、次の各号によるほか、機械設備要領及び附帯工作物調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第49号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「附帯工作物要領」という。）に準じて行うものとする。

- 一 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、現況測量等を行う。
- 二 種類（使用目的）
- 三 規模（形状及び寸法）、材質及び数量
- 四 園芸用フレーム、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育施設又は煙突、給水塔、貯水池、用水堰、浄水池等にあつては、当該設備の構造の詳細、収容能力、処理能力等
- 五 ゴルフ練習場、駐車場、テニスコート等にあつては、打席数又は収容台数等
- 六 当該設備の取得年月日及び耐用年数
- 七 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 八 当該設備の概要が把握できる写真の撮影

(附帯工作物)

第78条 附帯工作物の調査は、附帯工作物調査要領により行うものとする。

(庭園)

第79条 庭園の調査は、次の各号によるほか、附帯工作物要領に準じて行うものとする。

- 一 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、現況測量等により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。
- 二 庭石、灯籠、築山、池等の形状、構造、数量等
- 三 庭園区域内にある立竹木の種類、形状、寸法、数量等
- 四 施工方法、意匠、管理状況
- 五 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 六 庭園の概要が把握できる写真の撮影

(墳墓)

第80条 墳墓の調査は、改葬及び祭し料要領により行うものとする。

(立竹木)

- 第81条 立竹木の調査は、立竹木調査算定要領（平成30年2月7日付け国土用第33号土地・建設産業局総務課長通知（以下「立竹木要領」という。））により行うものとする。
- 2 立木の測定方法（庭木等及び用材林（苗木）を除く。）は、第1項によるほか次の各号によるものとする。
- 一 立木の胸高直径の測定は、輪尺又は直径巻尺により行う。輪尺を用いる場合は、山側一方差し（平地林においては、任意方向一方差し。）とする。ただし、胸高直径の断面が不整形で最小径と最大径の差が特に著しいと認められるものについては、山側より直角二方向（平地林においては任意直角二方向差し。）を測定し、それぞれ括約して求める。
 - 二 胸高直径以下で分岐し、幹枝の区分の困難な分岐木の胸高直径は、各樹幹をそれぞれ独立の立木とみなして測定する。
 - 三 立木の根回りの測定は、巻尺により地際を測定する。
- 3 用材林（苗木）の調査方法は、第1項によるほか次の各号によるものとする。
- 一 胸高直径の調査に換えて、根元回りを調査する。
 - 二 苗床のものについては、 m^2 当たりの植栽本数を調査する。
 - 三 苗圃のものについては、植栽距離を調査する。

第2節 調査書等の作成

(建物等の配置図の作成)

- 第82条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。
- 一 建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）を単位として作成する。
 - 二 縮尺は、原則として、次の区分による。
 - (1) 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木
100分の1又は200分の1
 - (2) 庭園、墳墓、庭木等
50分の1又は100分の1
 - 三 用紙は、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）A列3番を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、日本産業規格A列2番によることができる（以下この節において同じ。）。
 - 四 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。
 - 五 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。
 - 六 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。
 - 七 図面中に次の事項を記入する。

- (1) 敷地面積
- (2) 用途地域
- (3) 建ぺい率
- (4) 容積率
- (5) 建築年月
- (6) 構造概要
- (7) 建築面積（一階の床面積をいう。以下同じ。）
- (8) 建物延べ床面積

(法令に基づく施設改善)

第83条 法令に基づく施設改善の調査書は、第72条の調査結果を基に調査書を作成するものとする。

2 当該建物又は工作物が建設時又は大規模な増改築時においては法令に適合していたが、調査時には法令に適合していない（このような状態にある建物又は工作物を、以下「既存不適格物件」という。）と認められる場合には、次の各号に掲げる事項を調査書に記載するものとする。

- 一 法令名及び条項
- 二 改善内容

(木造建物)

第84条 木造建物の図面及び調査書は、第73条の調査結果を基に作成するものとする。

2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、木造建物要領により作成するものとする。

3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

- 一 基礎伏図（縮尺100分の1）
- 二 床伏図（縮尺100分の1）
- 三 軸組図（縮尺100分の1）
- 四 小屋伏図（縮尺100分の1）

(木造特殊建物)

第85条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第74条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

- 一 基礎伏図（縮尺100分の1）
- 二 床伏図（縮尺100分の1）
- 三 軸組図（縮尺100分の1）
- 四 小屋伏図（縮尺100分の1）
- 五 断面図（矩計図）（縮尺50分の1）
- 六 必要に応じて上記各図面の詳細図（縮尺は適宜のものとする。）

3 調査書は、木造建物要領に準じ、次の各号により作成するものとする。

- 一 建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する。
- 二 当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。

(非木造建物)

第 8 6 条 非木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、第 75 条第 1 項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。

2 非木造建物〔Ⅱ〕の図面及び調査書は、第 75 条第 2 項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

(機械設備)

第 8 7 条 機械設備の図面及び調査書は、第 76 条の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。

(生産設備)

第 8 8 条 生産設備の図面及び調査書は、第 77 条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、生産設備の種類、構造、規模等を考慮して、補償額の算定に必要な平面図、立面図、構造図、断面図等を作成するものとする。

3 調査書は、前条に準じ作成するものとする。

(附帯工作物)

第 8 9 条 附帯工作物の調査表及び図面は、第 78 条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

(庭園)

第 9 0 条 庭園の調査書は、第 79 条の調査結果を基に庭園工作物は附帯工作物要領に定める調査表、庭園立竹木は立竹木要領に定める調査表を用いて、積算に必要なと認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

(墳墓)

第 9 1 条 墳墓の図面及び調査書は、第 80 条の調査結果を基に改葬及び祭し料要領により作成するものとする。

(立竹木)

第 9 2 条 立竹木の図面及び調査書は、第 81 条の調査結果を基に立竹木要領により作成するものとする。

第 3 節 算定

(移転先の検討)

第 9 3 条 工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下「大規模工場等」という。）以外の建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を

当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合には、残地が建物等の移転先地として運用方針第 16 第 1 項（4）第 1 号から第 4 号までの要件に該当するか否かの検討を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

なお、大規模工場等の建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合は、第 10 章移転工法案の検討により行うものとする。

一 移転想定配置図（縮尺 100 分の 1～500 分の 1 程度）

二 有形的・機能的・法制的検討を行った資料（検討概要書）

2 前項の検討に当たり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物（以下「照応建物」という。）の推定建築費は、策定した建物計画案に基づき、概算額により積算するものとする。

また、概算額の積算に必要となる、平面図、立面図等はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。

なお、監督職員から、照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。

3 第 1 項の検討に当たり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督職員から教示を得るものとする。

4 前 3 項の検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、第 82 条で定める図面に対象となるものを明示するものとする。

（法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定）

第 9 4 条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、第 72 条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、運用方針第 16 第 3 項の定めるところにより行うものとする。

（木造建物）

第 9 5 条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第 84 条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領第 2 条第 3 項に定めるところによるものとする。

2 木造建物の補償額の算定は、監督職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

（木造特殊建物）

第 9 6 条 木造特殊建物の補償額を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第 85 条で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。

なお、その積算にあたっては、木造建物要領第 2 条第 3 項に定めるところによるものとする。

2 木造特殊建物の補償額の算定は、監督職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

(非木造建物)

第 97 条 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第 86 条で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔Ⅰ〕については非木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、非木造建物〔Ⅱ〕の推定再建築費の積算に当たっては、非木造建物要領第 3 条第 3 項に定めるところによるものとする。

2 非木造建物の補償額の算定は、監督職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

(照応建物の詳細設計)

第 98 条 第 93 条第 2 項の照応建物の推定建築費の概算額により第 93 条第 1 項の検討を行った場合は、監督職員と協議するものとする。

2 前項の協議により照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の推定建築費の積算又は第 93 条第 2 項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要な図面を作成するものとする。

一 照応建物についての計画概要表(様式第 59 号の 1、第 59 号の 2)

二 面積比較表(様式第 59 号の 4)

(機械設備)

第 99 条 機械設備の補償額の算定は、第 87 条で作成した資料を基に機械設備要領により行うものとする。

(生産設備)

第 100 条 生産設備の補償額の算定は、第 88 条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討し、行うものとする。

2 生産設備の補償額の算定に専門的な知識が必要であり、かつ、メーカー等でなければ算定が困難と認められるものについては、前条に準じて処理するものとする。

(附帯工作物)

第 101 条 附帯工作物の補償額の算定は、第 89 条で作成した資料を基に附帯工作物要領により行うものとする。

(庭園)

第 102 条 庭園の補償額の算定は、第 90 条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討し、行うものとする。

(墳墓)

第 103 条 墳墓の補償額の算定は、第 91 条で作成した資料を基に改葬及び祭し料要領により行うものとする。

(立竹木)

第104条 立竹木の補償額の算定は、第92条で作成した資料を基に立竹木要領により行うものとする。

第7章 営業その他の調査

第1節 調査

(営業その他の調査)

第105条 営業その他の調査とは、営業、居住者等及び動産に関する調査をいう。

(営業に関する調査)

第106条 営業に関する調査は、営業補償調査算定要領（令和3年3月19日付け国土用第66号不動産・建設経済局土地政策課長通知（以下「営業要領」という。））により行うものとする。

(居住者等に関する調査)

第107条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 氏名及び住所（建物番号及び室番号）
 - 二 居住者の家族構成（氏名及び生年月日）
 - 三 住居の占有面積及び使用の状況
 - 四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間
 - 五 その他必要と認められる事項
- 2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。
- 3 前2項の調査は、賃貸借契約書、住民票等により行うものとする。

(動産に関する調査)

第108条 動産に関する調査は、動産移転料調査算定要領（平成30年3月8日付け国土用第44号土地・建設産業局総務課長通知（以下「動産要領」という。））により行うものとする。

第2節 調査書の作成

(調査書の作成)

第109条 営業に関する調査書は、第106条の調査結果を基に営業要領により作成するものとする。

- 2 居住者等に関する調査書は、第107条の調査結果を基に居住者調査表（様式第76号、第77号）に所定の事項を記載することにより作成するものとする。
- 3 動産に関する調査書は、前条の調査結果を基に動産要領により作成するものとする。

第3節 算定

(補償額の算定)

- 第110条 営業に関する補償額の算定は、前条第1項で作成した資料を基に営業要領により行うものとする。この場合において、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得たうえで、別記3営業調査積算要領により行うものとする。
- 2 動産移転料の算定は、前条第3項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積を徴するものとする。

第8章 消費税等調査

(消費税等に関する調査等)

第111条 消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第2条第7号に定める人格のない社団等であるときは、適用しないものとする。

(調査)

第112条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。なお、次に掲げる資料のうち「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」等の一つの資料により判定が可能であるときは、それ以外の資料を調査する必要はないものとする。

- 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
- 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
- 三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」
- 四 消費税簡易課税制度選択届出書
- 五 消費税簡易課税制度選択不適用届出書
- 六 消費税課税事業者選択届出書
- 七 消費税課税事業者選択不適用届出書
- 八 消費税課税事業者届出書
- 九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
- 十 法人設立届出書
- 十一 個人事業の開廃業等届出書
- 十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
- 十三 消費税課税事業者届出書（特定期間用）
- 十四 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等）
- 十五 特定新規設立法人に該当する旨の届出書
- 十六 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書
- 十七 その他の資料

2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(補償の要否の判定等)

第113条 消費税等に関する調査書は、前条の調査結果を基に作成するものとする。

2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「国土交通省の直轄の公共用地の取得等に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」（令和元年9月25日付け国土交通省国土用第29号土地・建設産業局総務課長通知。別添－5参考、別添－6参考）により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第85号）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適當又は困難と認められたときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

第9章 予備調査

第1節 調査

(予備調査)

第114条 予備調査とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6章建物等の調査に先立ち企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定される建物等の概算補償額を算定し、建物等の影響の範囲または基準第30条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法の認定に必要な予備的な調査を行うことをいう。

(企業内容等の調査)

第115条 予備調査に係る大規模工場等の企業内容等の調査は、移転計画案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 所在地、名称及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- 三 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- 四 財務状況
- 五 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 六 製品等の製造、（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- 七 移転計画案の検討に当たって関係する法令とその内容
- 八 その他移転計画案の検討に必要と認める事項

(敷地使用実態の調査)

第116条 予備調査に係る大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転計画案の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
 - (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等
 - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
 - (3) 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
 - (4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
- 五 前条第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）と建物等の配置との関係
- 六 その他移転計画案の検討に必要と認める事項

七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

(建物調査)

第 1 1 7 条 予備調査に係る建物の調査は、前 2 条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第 73 条から第 75 条までに準ずる方法により行うものとする。この場合における建物調査は、間取平面、建築設備、構造概要、立面等、推定再建築費の概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

- 2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるに当たっては、監督職員の指示を受けるものとする。
- 3 写真の撮影は、建物の概要を把握できるよう行うものとする。

(機械設備等調査)

第 1 1 8 条 予備調査に係る機械設備等（生産設備及び附帯工作物を含む。）の調査は、第 115 条及び第 116 条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する機械設備等及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする機械設備等について、第 99 条から第 101 条までに準ずる方法により行うものとする。この場合における機械設備等調査は、配置、機械名（種類）、規格等、概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

- 2 前項の関連移転の検討の対象とする機械設備等を定めるに当たっては、監督職員の指示を受けるものとする。
- 3 写真の撮影は、機械設備等の概要を把握できるよう行うものとする。

第 2 節 調査書等の作成

(企業概要書)

第 1 1 9 条 企業内容等の調査書は、第 115 条の調査結果を基に企業概要書（様式第 90 号）を用いて、作成するものとする。

(配置図)

第 1 2 0 条 予備調査に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第 116 条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

- 一 建物、屋外の主たる機械設備、生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）
- 二 製品等の製造、加工又は販売等の工程
- 三 縮尺は、500 分の 1 又は 1,000 分の 1 とする。

(建物、機械設備等の図面作成)

第 1 2 1 条 予備調査に係る大規模工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。

(移転計画案の作成)

第 1 2 2 条 予備調査に係る大規模工場等の移転計画案は、第 115 条から第 118 条までの調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で 2 又は 3 案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第 16 第 1 項 (4) 第 1 号から第 3 号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造 (加工) 工程又は商品等の流れ (図式化したもの) の変更計画
 - 二 建物 (残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。)、機械設備等の移転計画
 - 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
 - 四 建物、機械設備等の移転工程表
 - 五 移転計画図 (縮尺 500 分の 1 又は 1,000 分の 1)
 - 六 移転工法 (計画) 案検討概要書 (様式第 91 号)
 - 七 移転工法 (計画) 各案の比較表 (様式第 92 号)
- 2 前項の検討に当たり、照応建物の推定建築費は概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。
- 一 照応建物についての計画概要表 (様式第 59 号の 1、第 59 号の 2)
 - 二 面積比較表 (様式第 59 号の 4)
 - 三 平面 (間取り) の各案についての計画概要比較表 (様式第 59 号の 3)

第 3 節 算定

(補償概算額の算定)

第 1 2 3 条 前条で作成する移転計画案 (2 又は 3 案) の補償概算額の算定は、第 119 条から前条までで作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

第 10 章 移転工法案の検討

第 1 節 調査

(移転工法案の検討)

第 124 条 移転工法案の検討とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第 6 章建物等の調査及び第 7 章営業その他の調査と併せて企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転工法案を作成し、基準第 30 条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法を検討することをいう。

(企業内容等の調査)

第 125 条 大規模工場等の企業内容等の調査は、移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第 119 条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

- 一 所在地、名称及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- 三 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- 四 財務状況
- 五 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 六 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- 七 移転工法案の検討に当たって関係する法令とその内容
- 八 その他移転工法案の検討に必要と認める事項

(敷地使用実態の調査)

第 126 条 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転工法の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第 116 条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
 - (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等
 - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
 - (3) 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
 - (4) 工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）に基づく緑地の位置及び面積

五 次のいずれかにおける建物等の配置との関係

(1) 前条第6号の製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)

(2) 第115条第6号の製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)

(3) 第106条第2号(2)の移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目

六 その他移転工法案の検討に必要と認める事項

七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

第2節 調査書等の作成

(企業概要書)

第127条 企業内容等の調査書は、第125条の調査結果を基に企業概要書(様式第90号)を用いて、作成するものとする。

(配置図)

第127条の2 移転工法案の検討に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地の移転工法案の検討の対象とした範囲について、第126条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

- 一 建物、屋外の主たる機械設備及び生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置(又は配置)
- 二 製品等の製造、加工又は販売等の工程
- 三 縮尺は、500分の1又は1,000分の1とする。

(移転工法案の作成)

第128条 大規模工場等の移転工法案は、第71条から第79条まで、第81条、第125条及び第126条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第16第1項(4)第1号から第3号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)の変更計画
 - 二 建物(残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。)、機械設備等の移転計画
 - 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
 - 四 建物、機械設備等の移転工程表
 - 五 移転計画図(縮尺500分の1又は1,000分の1)
 - 六 移転工法(計画)案検討概要書(様式第91号)
 - 七 移転工法(計画)各案の比較表(様式第92号)
- 2 前項の検討に当たり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。なお、監督職

員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表（様式第 59 号の 1、第 59 号の 2）
- 二 面積比較表（様式第 59 号の 4）
- 三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第 59 号の 3）

（補償額の比較）

第 1 2 9 条 前条の移転工法案を作成したときは、運用方針第 16 第 1 項（4）第 4 号に定める補償額の比較を行うものとする。

2 第 1 項の検討に当たり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督職員から教示を得るものとする。

第 1 1 章 再算定業務

(再算定業務)

第 1 3 0 条 再算定業務とは、建物等の補償額について再度算定する（再調査して算定する場合を含む。）ことをいう。

(再算定の方法)

第 1 3 1 条 建物等の補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の補償額の算定方法により行うものとする。

- 一 補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、運用方針又は調査算定要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。
- 二 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき補償額を算定する。この場合における移転工法は、監督職員の指示による。

第 1 2 章 補償説明

(補償説明)

第 1 3 2 条 補償説明とは、権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む。）の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容（以下「補償内容等」という。）の説明を行うことをいう。

(概況ヒアリング等)

第 1 3 3 条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督職員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

2 受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第 1 3 4 条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。

- 一 当該区域全体及び権利者ごとの処理方針の検討
- 二 権利者ごとの補償内容等の整理
- 三 権利者に対する説明用資料の作成

(権利者に対する説明)

第135条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。

- 一 2名以上の者を一組として権利者と面接すること
 - 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと
- 2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

(記録簿の作成)

第136条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿(様式第97号)に記載するものとする。

(説明後の措置)

第137条 受注者は、補償説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督職員に報告するものとする。

- 2 受注者は、当該権利者に係る補償内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督職員にその旨を報告するものとする。
- 3 受注者は、権利者が説明を受け付けない若しくは当該事業計画、補償内容等又はその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督職員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

第 13 章 事業認定申請図書等の作成

(事業認定申請図書等の作成)

第 138 条 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。

- 一 事業認定申請図書の作成
- 二 裁決申請図書の作成
- 三 明渡裁決申立図書の作成

(事業認定申請図書の作成)

第 139 条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下この章において「法」という。）第 16 条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第 18 条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料を作成することをいい、次の区分によるものとする。

- 一 相談用資料作成

起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）を作成するもの

- 二 申請図書作成

起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴い、相談用資料の更新、補足等を行い事業認定申請図書（案）を作成するもの

(事業計画の説明)

第 140 条 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督職員等から説明を受けるものとする。

(現地踏査)

第 141 条 事業認定申請図書の作成に当たって行う現地踏査においては、事業認定申請に係る起業地を含む事業地の踏査を行うものとする。

(起業地の範囲の検討)

第 142 条 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。

- 2 前項による事業認定申請の範囲を検討したときは、監督職員と協議するものとする。

(事業認定申請図書の作成方法)

第 143 条 事業認定申請図書は、法第 18 条並びに法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号。以下この章において「規則」という。）第 2 条及び第 3 条に定めるところに従うほか、別記 3 事業認定申請図書等作成要領により作成するものとする。

(相談用資料の作成方法)

第144条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、以下の事項について作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。

- 一 事業認定申請書(案)
- 二 事業計画書
- 三 関連事業に関する協議書(案)
- 四 法第4条地の調査及び管理者の意見書(案)
- 五 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書(案)
- 六 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書(案)
- 七 その他必要な書面等

(相談用資料の添付図面の作成方法)

第145条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)の添付図面の作成は、第143条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料の添付図面をあわせて作成するものとする。

- 一 起業地表示図
- 二 法第4条地表示図
- 三 関連事業表示図
- 四 法第4条地管理者意見照会添付図
- 五 起業地計画図等
- 六 法令制限地表示図
- 七 許認可等土地表示図
- 八 参考資料として必要な図面
- 九 その他必要と認められる図面

(申請図書の作成)

第146条 起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴う事業認定申請図書(案)の作成は、監督職員の指示により既存の相談用資料を基に、既存の相談用資料の更新、補足等を行うものとする。

(裁決申請図書の作成)

第147条 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(裁決申請図書の作成方法)

第148条 裁決申請図書の作成は、法第40条に定める書類(図面の作成を除く)の作成をいい、

主として次の項目について行うものとし、別記 3 事業認定申請図書等作成要領により作成するものとする。

- 一 裁決申請書（案）
- 二 事業計画書
- 三 法第 40 条第 1 項第 2 号関係書類
- 四 法施行規則第 17 条第 2 号イに定める書面
- 五 法施行規則第 17 条第 3 号に定める書面
- 六 法第 36 条に定める土地調書（案）
- 七 起業地の位置を表示する図面
- 八 起業地及び事業計画を表示する図面
- 九 土地調書に添付する実測平面図
- 十 その他必要と認められる書面及び図面

（明渡裁決申立図書の作成）

第 1 4 9 条 明渡裁決申立図書の作成とは、法第 47 条の 3 に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

（明渡裁決申立図書の作成方法）

第 1 5 0 条 明渡裁決申立図書の作成は、法第 47 条の 3 に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、監督職員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

- 一 明渡裁決申立書（案）
- 二 法第 47 条の 3 第 1 項第 1 号関係書類
- 三 法施行規則第 17 条の 6 第 1 号に定める書面
- 四 法施行規則第 17 条の 6 第 2 号に定める書面
- 五 法第 36 条に定める物件調書（案）
- 六 物件調書に添付する図面
- 七 その他必要と認められる書面及び図面

第14章 地盤変動影響調査等

第1節 調査

(地盤変動影響調査)

第151条 地盤変動影響調査とは、直轄事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下この章において「建物等」という。）に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査（以下「事後調査」という。）をいう。

(調査)

第152条 地盤変動影響調査は、地盤変動影響調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第51号土地・建設産業局地価調査課長通知）により行うものとする。

2 前項により難しい場合は、監督職員の指示により必要な調査を行うものとする。

(費用負担の要否の検討)

第153条 損害等をてん補するために必要な費用負担の要否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が直轄事業に係る工事の施行によるものと認められるものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、又は損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。

2 前項の検討結果については、速やかに監督職員に報告するものとする。

第2節 算定

(費用負担額の算定)

第154条 損害等が生じた建物等の費用負担額の算定は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。

2 前項により難しい場合は、監督職員の指示する方法により費用負担額の算定を行うものとする。

第3節 費用負担の説明

(費用負担の説明)

第155条 費用負担の説明とは、直轄事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。

(概況ヒアリング等)

第156条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督職員から当該工事の内容、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容等、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

2 受注者は、現地踏査後に費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

[注] 前2節と併せて発注する場合は、「第156条削除」とする。

(説明資料の作成等)

第157条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。

- 一 説明対象建物等及び権利者ごとの処理方針の検討
- 二 権利者ごとの費用負担の内容等の確認
- 三 権利者に対する説明用資料の作成

[注] 前2節と併せて発注する場合は、下線部分を適用しない。

(権利者に対する説明)

第158条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。

- 一 2名以上の者を一組として権利者と面接すること。
 - 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。
- 2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に費用負担の内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

(記録簿の作成)

第159条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿(様式第97号)に記載するものとする。

(説明後の措置)

第160条 受注者は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督職員に報告するものとする。

- 2 受注者は、当該権利者に係る費用負担の内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督職員にその旨を報告するものとする。
- 3 受注者は、権利者が説明を受け付けない又は費用負担の内容等若しくはその他事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督職員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

第 15 章 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

第 161 条 受注者は、第 6 章、第 7 章、第 9 章、第 10 章及び第 14 章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

一 第 6 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるものとする。

二 第 6 章及び第 7 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は建物の全景及び建物の主要な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易にわかるものとする。

三 第 7 章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、動産の種類、形状、収容状況等が容易にわかるものとする。

四 第 7 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼動状況、原材料及び生產品等が容易にわかるものとする。

五 第 9 章、第 10 章及び第 14 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督職員の指示により前各号に準じて行うものとする。

六 第 14 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。

2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入するものとする。

3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の氏名を記載をするものとする。

第 16 章 土地調書等の作成

(土地調書等の作成)

第 162 条 受注者は、第 3 章、第 4 章、第 6 章及び第 7 章に定める業務の成果物により、土地調書（様式第 110 号）及び物件調書（様式第 111 号）を作成するものとする。

別記 1

成 果 物 一 覧 表

別記 1

成果物一覧表

1. 成果物の一覧は次のとおりとし、各成果物の提出部数は、土地調書及び物件調書は2部、他は1部とする。
次表に定めない様式、提出部数の変更を行う場合は、特記仕様書又は監督職員の指示によるものとする。

分類	業務区分	様式番号	成果物の名称	規格等	備考	
第3章 関係	地図の転写		地図写	B5 折	長期保存に耐える用紙	
			地図の連続図	"		
	土地の登記記録の調査	7-1	土地の登記記録調査表	A-4	買収地、隣接地にかかわらず地番順に記載する。	
		7-2	土地調査表	"	土地の登記事項証明書を必要とする場合は、特記仕様書で指示する。	
	建物の登記記録等の調査	8-1	建物の登記記録調査表	A-4	建物の登記記録を転写する。	
		8-2	建物の登記記録調査表	"	建物の登記事項証明書を必要とする場合は、特記仕様書で指示する。	
			立木登記簿調査表		登記簿謄本又は抄本を添付する。	
	権利者の確認調査		法人登記簿又は商業登記簿		登記簿謄本又は抄本を添付する。	
		9	戸籍簿等調査表	A-4	名義人が相続に係る場合は、相続関係説明図及び相続関係を証する戸籍等の謄本又は抄本を全て添付する。	
		10	相続関係説明図	"		
	墓地管理者等の調査	11-1	墓地管理者調査表	A-4	改葬の補償及び祭料調査算定要領	
		11-2	墓地使用(祭し)者調査表	A-4		
		11-3	墓碑類調査表	A-4		
	土地利用履歴等の調査	12-1	土壌汚染に関する土地利用履歴等調査報告書(1)		土壌汚染に関する土地利用履歴等調査要領	
		12-2	土壌汚染に関する土地利用履歴等調査報告書(2)			
		12-3	法令関係資料調査表			
		12-4	現況利用調査表			
		12-5	履歴等聞き取り調査表			
	第4章 関係	用地測量	13	土地境界立会確認書	A-4	
				観測手簿	"	墨入れ不要 原簿
			野帳	適宜	墨入れ不要 原簿	
			基準点網図	A-全版		
			点の記	A-4	点の数は、特記仕様書で指示する。	
			計算書			
			成果簿			
			境界点成果簿	A-4	境界点(座標)には適宜符号を付し略図を記載するものとする。	
			用地実測図原図	ポリエステルA500	本規格により難しい場合は、特記仕様書で指示する。40cm×49.5cm	
			用地平面図	ポリエステル	三斜線及び距離に関する数字を除いて表示する。測量範囲及び縮尺により適宜裁断する。A-500又はA-300片面マット	
			境界点番号図	B5 折	三斜線及び距離に関する数字を除き境界点・幅杭等の番号を表示する。測量範囲及び縮尺により適宜裁断する。	
14			境界測量精度管理表	"		
			電子用地測量成果	CD-R	「測量成果電子納品要領(案)」及び「電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】」による。	

分類	業務区分	様式番号	成果物の名称	規格等	備考
第5章 関係	土地評価	15	標準地評価格等総括表	A-4	
		16	標準地選定評価調査表	"	
		17~23	地域要因調査表及び算定表	"	
		24~30	個別的要因調査表及び算定表	"	
		31~37	地域格差率認定基準表	"	
		38-1,2	宅地収益価格調査表及び算定表	A-4	
		39	積算価格調査表及び算定表	"	
		40	造成事例調査表及び算定表	"	
		41-1,2	比準地評価格調査表	"	
		42	残地補償額算定表	"	
		43	土地価格の調整前調整後の比較表	"	
第6章 関係	木造建物調査・積算		建物等配置図	A-2~3	木造建物調査積算要領
		44-1,2	建物平面図屋根伏図等	"	図面：本規格により難しい場合は、適宜の大きさとする。
		45	木造建物調査表	A-4	
		46	木造建物数量計算書 [外壁]	"	
		47	木造建物数量計算書 [内壁]	A-4	
		48	木造建物数量計算書 [床、天井]	"	
		49	木造建物数量計算書 [金属製建具]	"	
		50	木造建物数量計算書 [木製建具]	"	
		51	建物調査票 <補正率関係調査表>	"	
		52	木造建物建築直接工事費計算書	"	
		55	工事工程表	"	
非木造建物・木造特 殊建物調査・積算	非木造建物・木造特 殊建物調査・積算	57	工事内訳明細書総括表	A-4	非木造建物調査積算要領
		58	工事工程表	"	
			数量計算書	"	
			構造計算書	"	
			(建築図面)	A0~A3	
			建物概要		
			平面図		
			断面図		
			杭地業想定設計図		
			根切想定設計図		
			上部く体現状図		
			矩形図		
			立面図		
			写真方向撮影図		
			配置図		
			展開図		
			仕上表		
			面積表		
			建具表		

分類	業務区分	様式番号	成果物の名称	規格等	備考	
第6章 関係	非木造建物・木造特殊建物調査・積算		その他図面			
			(建築設備図面)	A0~A3		
			○ 電気設備			
			器具一覧表			
			器具配置図			
			受変電設備図			
			幹線系統図			
			動力設備系統図			
			○ 給排水衛生設備			
			器具一覧表			
			器具配置図			
			消火設備系統図			
			污水处理設備図			
			その他図面			
			○ 空調和設備			
			器具一覧表			
			器具配置図			
			その他図面			
			○ 昇降設備			
			諸元表			
			その他図面			
	○ その他設備					
	必要図面					
建物算定		53-1	建物移転料算定表〔再築工法〕	A-4	建物移転料算定要領	
		53-2	建物移転料算定表〔改造工法〕	〃		
		53-3	建物移転料算定表〔復元工法〕	〃		
		53-4	建物移転料算定表〔除却工法〕	〃		
		54	木造建物建築直接工事費計算書〔曳家工法〕	〃		
		54-1	建物移転料算定表〔曳家工法〕	〃		
		56	木造建物解体直接工事費計算書	〃		
		56-1	廃材運搬費・廃材処分費計算表	〃		
		56-2	廃材運搬費内訳書	〃		
		56-3	廃材処分費内訳書	〃		
照応建物の詳細設計等		59-1,2	計画概要表	A-4		
		59-3	計画概要比較表	〃		
		59-4	面積比較表	〃		
工作物（生産設備）の調査・積算			平面図、立面図、構造図、断面図その他補償金額積算上必要とする図書	A0~A3		
工作物（附帯工作物）の調査・積算		60-1-1	附帯工作物調査表	A-4	附帯工作物調査算定要領	
		60-1-2	附帯工作物補償額算定書	〃		
工作物（機械設備）の調査・積算			平面図、立面図、構造図、断面図その他補償金額積算上必要とする図書	A-3	機械設備調査算定要領	
		60-2-1	機械設備調査表			

分類	業務区分	様式番号	成果物の名称	規格等	備考
第6章 関係	工作物（機械設備） の調査・積算	60-2-2	機械設備調査表		
		60-3	機械設備算定内訳書（総括表）		
		60-4	機械設備算定内訳書（復元工事費又は再築工事		
		60-5	機械設備算定内訳書（撤去費）		
		60-6	機械設備直接工事費明細書		
		60-7	機械設備据付工数等計算書		
		60-8	機械設備運搬台数計算書		
		60-9	機械設備見積比較表		
		立竹木の調査・積算	61-1	立竹木調査表	A-4
	61-2		立竹木算定表	A-4	
62	管理程度補正判定表		A-4		
庭園の調査・積算		庭園調査表		工作物調査表及び立竹木調査表を用いて作成するものとする。	
墳墓等の調査・積算		墓碑類調査表	A-4	改葬の補償及び祭料調査算定要領	
				特殊の形状又は構造を有するものについては見取図を作成する。	
	63	改葬補償金算定書	A-4		
第7章 関係	営業の調査・積算	64	営業調査総括表	A-4	営業補償調査算定要領
			事業概況説明書		
			各種調査資料		※各種資料の写し
		65	従業員調査表	A-4	
			売場及び工場配置図		
			設備機械器具調査表		
			生産及び販売実績調査表		
			受注又は顧客動向調査表		
			在庫率及び回転率調査表得意先喪失調査表		
			移転広告費調査表		
			営業の権利調査表		
			固定資産及び流動資産調査表		
		66	仕入先調査表	A-4	
		67-1	営業補償金算定書（営業廃止の補償）	〃	
		67-2	営業補償金算定書（営業休止の補償）	〃	
		67-3	営業補償金算定書（営業規模縮小の補償）	〃	
		67-4	従業員に対する休業手当相当額算定書	〃	
		67-5	得意先喪失補償額算定書（1）製造業	〃	
		67-6	得意先喪失補償額算定書（2）建設業	〃	
		67-7	得意先喪失補償額算定書（3）卸・小売業	〃	
		67-8	得意先喪失補償額算定書（4）飲食・サービス業	〃	
			営業所及び営業概況書		
			営業補償方法認定書		
		68	移転工法別経済比較表	A-4	
		69	認定収益額算定書	〃	
		70	固定的経費内訳表	〃	
71	固定的経費付属明細表	〃			
72	固定資産等の売却損補償額算定書	〃			

分類	業務区分	様式番号	成果物の名称	規格等	備考
第7章関係	営業の調査・積算	73	費用分解一覧表	〃	
		74	移転広告費等算定書	〃	
		75	損益計算書比較表	A-4	
			移転工程表		※工事工程表を参考に作成する
	居住者調査	76	居住者調査表（自家・家主）	A-4	
		77	居住者調査表（借家・借間）	〃	
	動産調査・積算	78	動産調査表	A-4	動産移転料調査算定要領
		79	動産移転料算定書	〃	
	その他通常生ずる損失補償金額積算	80-1	仮住居補償金額算定書	A-4	仮住居等に要する費用に関する調査算定要領
		80-2	仮住居補償金調査算定書	〃	
		80-3	仮倉庫補償金調査算定書	〃	
		80-4	標準家賃単価算出表（月額）	〃	
		81-1	家賃調査表	〃	家賃減収補償調査算定要領
		81-2	家賃減収補償金額算定書	〃	
		82	借家人補償金額算定書	〃	借家人補償調査算定要領
83		祭し料算定書	〃	改葬の補償及び祭し料調査算定要領	
84		移転雑費補償金額算定書	A-4	移転雑費算定要領	
84別表1		別表1	〃		
84別表2		別表2	〃		
第8章関係	消費税等調査	85	消費税等調査表	A-4	
			消費税等調査表（表1-1,1-2）	〃	
		86	申出書	A-4	
		87,89	消費税等相当額算定調書	〃	
		88	営業補償金消費税等相当額算定調書	〃	
第9・10章関係	予備調査・移転工法案の検討	90	移転計画面案検討概要書（企業概要）	A-4	
		91	移転工法（計画）案検討概要書	〃	
		92	移転工法（計画）各案の比較表	A-4	
		59-1	計画概要表（検討資料）	〃	
		59-2	計画概要表	A-4	
		59-3	計画概要比較表	〃	
		59-4	面積比較表	〃	
第12章関係	補償説明	93	補償金総括表	A-4	
		94	土地所有権の補償に関する内訳表	〃	
		95	土地に関する所有権以外の権利の補償に関する	〃	
		96	土地に関する権利以外の補償に関する内訳表	〃	
			補償契約書		細則56条第1項に規定する標準契約書
			登記承諾書等		請求書を含む
			補償額調書		
		97	補償説明記録簿	A-4	
第13章関係	事業認定申請図書等の作成		事業認定申請書	A-4	
			事業計画書	〃	
			起業地の位置図	B5折 1/25000	市販地図

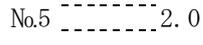
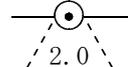
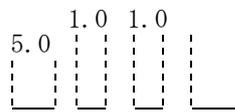
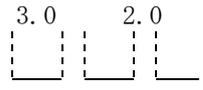
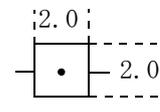
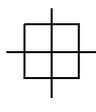
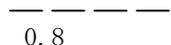
分類	業務区分	様式番号	成果物の名称	規格等	備考
第 1 3 章 関 係	事業認定申請図書等の作成		起業地、事業計画及び法第4条に規定する土地を表示する図面	B5 折 1/1000	
			標準横断面図	B5 折 1/1000	
			縦断面図	B5 折 1/1000	
			主要な施設の構造図	B5 折 1/100 1/200	
		98	法4条に規定する土地等に関する調書	A-4	
		99	法令の規定による制限のある土地に関する調書	A-4	
		100	法第4条に規定する土地の管理者の意見書 照会文	〃	
			法第4条に規定する土地の管理者の意見書 回答文	〃	
		101	法令の規定による制限のある土地に関する行政機関の意見書 照会文	〃	
			法令の規定による制限のある土地に関する行政機関の意見書 回答文	〃	
		102	関連事業を施行する必要があることを証する書面 協議文	〃	
			関連事業を施行する必要があることを証する書面 回答文	〃	
		103	事業の施行に関して行政機関の許可等があったことを証する書面 照会文	〃	
			事業の施行に関して行政機関の許可等があったことを証する書面 回答文	〃	
			改修等状況図等	B5 折 1/5000	
		104	用地取得状況表	A-4	
			状況写真	適 宜	
			比較ルート調書	A-4	
			比較ルート図面	B5 折	
			交通量、流量等の積算根拠		
	都市計画図	B5 折			
	裁決申請書	A-4			
	明渡裁決申立書	〃			
第 1 4 章 関 係	地盤変動影響調査等		調査区域位置図		地盤変動影響調査算定要領
			調査区域平面図		
		105	建物等調査一覧表		
		106	建物等調査書（平面図、立平面図）		
		107	損傷調査書（事前・事後）		
		108	写真台帳		
		109	建物等の費用負担額算定書		
第 1 5 章 関 係	写真撮影		写真台帳		ネガは市販のネガフィルムに収納し、業務名、調査場所名を表示する。写真のサイズは約8cm×11cmとする。
第 1 6 章 関 係	土地調書等の作成	110	土地調書	A-4	
		111	物件調書	〃	

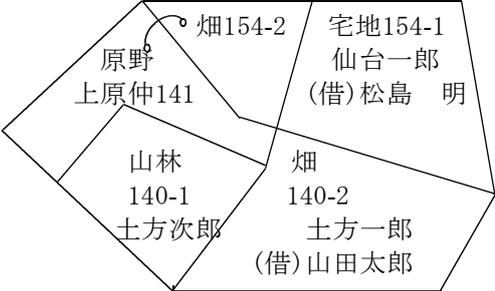
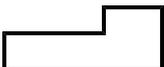
別記 2

用地実測図原図及び
用地平面図表示記号

用地実測図原図及び用地平面図表示記号

(数字に単位の表示がないものは、mmとする。)

区 分	記 号		記号の表示の方法又は図例
	形状及び大きさ	線色及び線幅	
中 心 杭	 3.0	黒 0.2	用地杭と用地杭を朱線で結ぶ。 字名は4.5mm直立等線体で表示すること。 測量に係る土地を取得し、又は使用するに当たり、分筆を要するものであり、かつ、当該土地に左に掲げる境界標がない場合においては、当該境界に代えて当該土地のうち取得し、又は使用する部分にそれ以外の部分との境界に存する適宜の境界点と近傍の恒久的地物（幅杭を含む。）との距離、角度等の位置関係を記載するものとする。
中 心 杭 番 号	No.5  2.0	黒 0.2	
用 地 杭 及 び 起 業 地 の 境 界	 2.0	朱 0.15	
大 字 の 境 界		黒 0.35	
字 の 境 界		黒 0.35	
土 地 の 境 界		黒 0.15	
土 地 の 境 界 標 イ 石 杭	 2.0	黒 0.15	
ロ コンクリ ー ト杭		黒 0.15	
ハ 合 成 樹 脂 杭		黒 0.15	
ニ 不 銹 鋼 杭		黒 0.15	
一筆内の異なる 権 利 の 境 界	 0.8	緑 0.10	
一筆内の異なる 地 目 の 境 界		緑 0.10	
一筆内の異なる 占 有 者 の 境 界		茶 0.15	

区 分	記 号		記号の表示の方法又は図例
	形状及び大きさ	線色及び線幅	
地 番	アラビア数字 左 横 書 字の高さ 2.0 字の間隔 2.0	黒 0.15	
同一所有者記号		黒 0.10	
所有者等の氏名	左 横 書	黒 0.15	
土地に関する権利（担保物件を除く。）が設定されているときは権利の種類及び権利者の氏名	正方形直立等線体 字の大きさ 2.5 字の間隔 1.0 やむをえないときは縦書とする。		
地 目	字の大きさ 2.5 字の間隔 2.5以内	黒 0.15	
三斜線（底辺）		黒 0.10	
”（垂線）		黒 0.10	
流水の方向		青 0.10	
建物、工作物			
木 造		黄 0.15～0.35	
非 木 造		黄 0.35	表示は外側真形とする。

区 分	記 号		記号の表示の方法又は図例																												
	形状及び大きさ	線色及び線幅																													
配 電 線 路	 1.5	茶 0.15	柱の位置を表示する。 外枠は支持物の敷地の実測。 内枠は支持物の基礎を表示。																												
送 電 線 路	 1.5	茶 0.15																													
通 信 線 路	 1.5	茶 0.15																													
鉄 道 ・ 軌 道	 1.5	茶 0.15																													
そ の 他	 1.5	茶 0.15																													
井 戸	 2.0	茶 0.15																													
肥 料 槽	 2.0	茶 0.15																													
貯 水 槽	 2.0	茶 0.15																													
水道、下水道、 屋外電力、屋外 機械等の施設	 0.15	緑 0.15																													
業 務 名			<table border="1"> <tr> <td>業 務 名</td> <td colspan="3">○ ○ ○ ○ ○ ○</td> </tr> <tr> <td>箇 所 名</td> <td colspan="3">○ ○ ○ ○</td> </tr> <tr> <td>縮 尺</td> <td>○○○○</td> <td>図面番号</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>測量年月日</td> <td colspan="3">平成○○年○○月○○日</td> </tr> <tr> <td>受注者</td> <td colspan="3">○○○○</td> </tr> <tr> <td>調査者</td> <td>計算者</td> <td>検査者</td> <td>照合者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	業 務 名	○ ○ ○ ○ ○ ○			箇 所 名	○ ○ ○ ○			縮 尺	○○○○	図面番号	○○	測量年月日	平成○○年○○月○○日			受注者	○○○○			調査者	計算者	検査者	照合者				
業 務 名	○ ○ ○ ○ ○ ○																														
箇 所 名	○ ○ ○ ○																														
縮 尺	○○○○	図面番号		○○																											
測量年月日	平成○○年○○月○○日																														
受注者	○○○○																														
調査者	計算者	検査者		照合者																											
箇 所 名	縦	6.5cm																													
測 量 年 月 日																															
縮 尺	横	10.0cm																													
受 注 者 等																															

別記 3

事業認定申請図書等作成要領

事業認定申請図書等作成要領

第1章 事業認定申請図書（案）の作成

（事業認定申請書（案）の作成）

第1条 受注者は、事業認定申請書（案）、添付書類目録（案）を作成するものとする。

- 一 事業認定申請書（案）は次に掲げる事項を記載すること。
 - イ 起業者の名称
 - ロ 事業の種類
 - ハ 収用又は使用の別を明らかにした起業地
 - ニ 事業の認定を申請する理由
- 二 前項の申請書（案）には、次号に掲げる書類を添付するものとし、添付書類目録（案）は、事業認定申請書に添付する書類の順序により記載する。
 - イ 事業計画書（案）
 - ロ 起業地及び事業計画を表示する図面
 - ハ 関連事業に関する協議書（案）
 - ニ 法第4条地に関する調書（案）、図面及び当該土地の管理者の意見書（案）
 - ホ 法令制限地に関する行政機関の意見書（案）
 - ヘ 事業施行権限に関する行政機関の意見書（案）

（事業計画書（案）の作成）

第2条 受注者は、次の各号に掲げる事項を記載した事業計画書（案）を作成するものとする。

- 一 事業計画の概要
- 二 事業の開始及び完成の時期
- 三 事業に要する経費及びその財源
- 四 事業の施行を必要とする公益上の理由
- 五 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由
- 六 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由

（位置図作成）

第3条 受注者は、次の各号により起業地の位置を表示する図面を作成するものとする。

- 一 国土地理院発行の縮尺25,000万分の1（ない場合は縮尺50,000万分の1）の地形図を用い、原則として赤色で起業地を着色し、表示すること。
- 二 起業地の起点、終点の所在（字まで）を記載すること。
- 三 主要な河川、道路等の名称を記載すること。

（起業地表示図作成）

第4条 受注者は、次の各号により起業地を表示する図面を作成するものとする。

一 地形図（事業計画平面図を併用）には、「収用部分」は薄い黄色、「使用の部分」は薄い緑色、「収用し、又は使用しようとする物件又は収用し、若しくは使用しようとする権利の目的である物件」があるときは、これらの物件が存する土地の部分は薄い赤色で範囲を明確に着色し、起業地内に物件があるときは、その主要なものを図示するものとする。

縮尺は、1,000分の1を標準とし、100分の1から3,000分の1の範囲内とする。

二 前号の図面には県、郡、市、町、村、大字、小字の境界を記入し、かつ、その名称を記入して、起業地がどの字内にあるかということを明確にすること。

三 主要な河川、道路等の名所を記載すること。

（法第4条地等の関係機関調査）

第5条 受注者は、関係官公署、事業所等において、事業を施行する土地（以下「起業地」という。）に存する施設等について、次の各号に掲げる事項を調査するものとする。

一 法第4条に規定する土地（以下「法第4条地」という。）等の区域及び法令条項

二 土地利用について法令の規定による制限がある土地（以下「法令制限地」という。）等の区域及び法令条項

三 事業の施行に関して行政機関の許認可等を必要とする場合、その土地等の区域及び法令条項等

2 受注者は、関係機関等から意見の申し出があったときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し、協議するものとする。

（法第4条地の物件精査）

第6条 受注者は、前条の関係機関調査に基づき、すみやかに現地において確認及び調査を行うものとする。

（法第4条地表示図作成）

第7条 受注者は、第5条第1項及び第6条の調査結果に基づき、第4条の起業地表示図に法第4条地の種類別に法第4条第1号に規定する色以外を用いて適宜着色（凡例を添付すること。）して、当該土地を明らかにし、かつ、番号等を付して明確に表示するものとする。

2 前項の番号等は、第10条に規定する調書の番号等と整合させるものとする。

（法令制限地表示図作成）

第8条 受注者は、第5条第1項及び第6条の調査結果に基づき、第4条の起業地表示図と同一の図面を使用し、法令制限地の種類別に区域線、引出し線及び補助線等により、当該土地を明らかにし（凡例を添付すること。）、かつ、番号等を付して明確に表示するものとする。

2 前項の番号等は、第10条に規定する調書（案）の番号等と整合させるものとする。

（関連事業表示図作成）

第9条 受注者は、関連事業について第4条の起業地表示図に番号等を付して、その範囲を明確に表示するものとする。

2 前項の番号等は、第13条に規定する協議書の番号等と整合させるものとする。

（法第4条地等調書（案）作成）

第10条 受注者は、第7条の法第4条地表示図及び第8条の法令制限地表示図に基づき番号等を付して、それぞれ所在、施設、面積等を明らかにした調書（案）（様式第98号、様式第99号）を作成するものとする。

（管理者の意見照会書（案）の作成）

第11条 受注者は、起業地内にある法第4条地について、各管理者ごとに第3条の位置図、第4条の起業地表示図、第7条の法第4条地表示図及び前条の調書を調整し、法第18条第2項第4号の意見照会書（案）（様式第100号）を作成するものとする。

（法令制限地に関する意見照会書（案）の作成）

第12条 受注者は、起業地内にある土地の利用について法令による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関ごとに、第3条の位置図、第4条の起業地表示図、第8条の法令制限地表示図及び第10条の調書（案）を調整し、法第18条第2項第5号の意見照会書（案）（様式第101号）を作成するものとする。

（関連事業に関する協議書（案）の作成）

第13条 受注者は、関連事業について、本来の管理者ごとに第3条の位置図、第9条の関連事業表示図を調整し、法第18条第2項第3号の協議書（案）（様式第102号）を作成するものとする。

（事業施行に関する意見照会書（案）の作成）

第14条 受注者は、事業の施行に関して行政機関の免許、許可又は認可等の処分が必要な場合には、法第18条第2項第6号（様式第103号）の意見照会書（案）を作成するものとする。

（改修等状況図等の作成）

第15条 受注者は、次の各号により改修等状況図等を作成するものとする。

- 一 縮尺5,000分の1から25,000分の1の図面を使用すること。
- 二 申請区間が全体計画の一部であるときは、全体計画についても表示すること。

（用地取得状況表の作成）

第16条 受注者は、申請時点における用地取得状況表（様式第104号）を作成するものとする。

（状況写真等の作成）

第17条 受注者は、起業地の状況、あい路等を撮影し、整理のうえ、撮影方向とともに比較ルート図等に貼付けるものとする。

（その他参考となる資料の作成）

第18条 受注者は、監督職員の指示を受け、事業認定申請書（案）の補足資料、その他参考となる資料の作成を行うものとする。

（作成部数）

第19条 事業認定申請書の作成部数は、原則として土地収用法施行規則第2条に規定する部数に2を加えた部数とする。

2 前項に定める部数以上の申請図書が必要となった場合は、監督職員と協議して必要部数を定めるものとする。

第2章 裁決申請図書（案）の作成

（裁決申請図書（案）の作成）

第20条 受注者は、監督職員の指示により、法第40条に規定する裁決申請書（案）を土地収用法施行規則第16条に定められた様式（別記様式第10）に従い作成するものとする。

（事業計画書（案）の作成）

第21条 受注者は、既に、告示があった事業認定の申請書に添付した事業計画書を参考とし、監督職員の指示を受け事業計画書（案）を作成するものとする。

（起業地及び事業計画を表示する図面等の作成）

第22条 受注者は、次の各号による外、監督職員の指示を受け、位置図及び起業地及び事業計画を表示する図面を作成するものとする。

一 位置図

告示された事業認定申請書に添付した位置図と同一の縮尺の図面を用いて作成するものとする。

二 起業地及び事業計画を表示する図面

起業地及び事業計画を表示する図面は、前号と同様とする。

ただし、図面の着色に当たっては、「起業地」の範囲を薄い黄色（「使用の部分」は薄い緑色とする。）で、又、このうち「裁決申請しようとする土地」については、その土地の範囲を薄い赤色で着色する。

（法第40条第1項第2号に掲げる事項を記載した書類の作成）

第23条 受注者は、法の定めに従って、収用し、又は使用しようとする土地の存する市町村別に、次の各号を記載した書類を作成するものとする。

一 収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番及び地目

二 収用し、又は使用しようとする土地の面積（土地が分割されることになる場合においては、その全部の面積を含む。）

三 土地を使用しようとする場合においては、その方法及び期間

四 土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所

五 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償の見積及びその内訳

六 権利を取得し、又は消滅させる時期

（施行規則第17条第2号イの規定による証明書（案）の作成）

第24条 受注者は、法第40条第2項により不明裁決を申請する場合は、監督職員の指示により、証明書（案）を作成するものとする。

（土地調書（案）の作成）

第25条 受注者は、法第36条に規定する土地調書（案）を土地収用法施行規則第14条に定められた様式（別記様式第8）に従い作成するものとする。

2 受注者は、監督職員の指示を受け、「収用の部分」は薄い赤色で、「使用の部分」は薄い緑色で、実測平面図に着色（凡例を付記すること。）し、土地調書（案）に添付するものとする。

一 縮尺は250分の1とする。

ただし、やむを得ない場合は、縮尺100分の1から1,000分の1程度で作成する。

3 土地調書（案）に記載する土地の面積の端数処理は、地目にかかわらず、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位とする。

第3章 明渡裁決申立書（案）の作成

（明渡裁決申立書（案）の作成）

第26条 受注者は、監督職員の指示により、法第47条の3に規定する明渡裁決申立書（案）を、土地収用法施行規則第17条の7に定められた様式（別記様式第10の3）を作成するものとする。

（法第47条の3第1項第1号に掲げる事項を記載した書類の作成）

第27条 受注者は、法の定めに従って、市町村別に次の各号を記載した書類を作成するものとする。

一 土地の所在、地番及び地目

二 土地にある物件の種類及び数量（物件が分割されることになる場合においては、その全部の数量を含む。）

三 土地所有者及び関係人の氏名及び住所

四 法第40条第1項第2号ホに掲げるものを除くその他の損失補償の見積り及びその内訳

五 土地もしくは物権の引渡し又は物件の移転期限

（物件調書（案）の作成）

第28条 受注者は、法第36条に規定する物件調書（案）を、土地収用法施行規則第15条に定められた様式（別記様式第9）に従い作成するものとする。

2 受注者は、次の各号によるほか、監督職員の指示を受け、配置図等の図面を作成するものとする。

一 縮尺は100分の1とする。

ただし、やむを得ない場合は、縮尺50分の1から500分の1程度で作成する。

二 物件の番号は、収用し、又は使用しようとする土地にかかわらず、建物、工作物、立竹木等の順番に通し番号を付すこととし、前条第4号に規定する書類と符号させること。

三 建物については、建物平面図（求積した建て面積、延べ面積、耐用年数、その他利用の状況等を付記）等を建物1棟ずつ作成する。

第4章 その他参考となる資料の作成

(その他参考となる資料の作成)

第29条 受注者は、次の各号によるほか、監督職員の指示を受け、裁決申請書（案）及び明渡裁決申立書（案）の説明資料として、別冊で作成するものとする。

- 一 申請地の土地登記簿謄本（写）、建物登記簿謄本（写）
- 二 用地交渉の経緯の説明書（未取得地の理由等を明らかにすること。）
- 三 土地所有者及び関係人の住民票（写）（法人の場合は法人登記簿謄本（写））
- 四 登記名義人死亡の場合は、相続関係を説明するのに必要な戸籍関係書類及び相続関係説明図
- 五 損失補償金の見積の方法及び基礎資料
- 六 事業認定告示の官報の写し
- 七 手続開始告示の県報の写し
- 八 収用等の対象地及び周辺の写真

別記 4

土地評価業務要領

土地評価業務要領

(総 則)

第 1 条 この要領は、東北地方整備局の所掌する国の直轄事業（官庁営繕、港湾局及び航空局の所掌に属するものを除く。）に必要な土地を取得等するにあたって、取得等する土地の更地としての正常な取引価格の算定を行う業務（以下「土地評価業務」という。）に適用するものとし、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第 2 条で定める不動産の鑑定評価は含まないものとする。

(土地評価業務の内容)

第 2 条 土地評価業務の内容は、次の各号に定める業務とする。

- 一 地域区分及び標準地選定等業務
- 二 標準地価格の算定業務
- 三 各画地の評価算定業務
- 四 残地補償算定業務
- 五 評価格の調整業務

(土地評価の基準)

第 3 条 前条の土地評価業務は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- 一 国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成13年 1 月 6 日国土交通省訓令第76号）
- 二 国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針（平成15年 8 月 5 日国総国調第57号）
- 三 国土交通省損失補償取扱要領（平成15年 8 月 5 日国総国調第58号）別記 1 土地評価事務処理要領
- 四 土地評価事務処理細則（昭和62年 1 月 8 日建設省経整発第 3 号）
- 五 その他監督職員が指示するもの

(地域区分及び標準地選定等)

第 4 条 地域区分及び標準地選定等業務は、前条に掲げる基準（以下「土地評価関係規程」という。）に基づく、次の各号に掲げる業務について行うものとする。

- 一 用途地域及び同一状況地域の区分の検討
 - 二 同一状況地域に係る標準地の選定
 - 三 取引事例地等土地評価資料の選定
 - 四 その他監督職員が指示すること
- 2 受注者は、前項の業務を行うに当たっては、あらかじめ監督職員と協議し、監督職員の指示を受けて実施するものとする。
- 3 地域区分及び標準地選定等に係る様式は、様式第16号～様式第37号とする。

(標準地価格の算定)

第5条 受注者は、前条で作成した資料及び第3条に定める土地評価の基準を適用して標準地の価格の算定を行うものとし、算定した標準地価格と不動産鑑定評価格及び地価公示標準地、基準地を基準とした評価格との整合を図るものとする。

2 標準地価格の算定に係る様式は、様式第15号～様式第16号とする。

(添付図面の作成)

第6条 標準地選定評価調査表には、次の各号に作成した図面を添付するものとする。

一 位置図

25,000分の1又は50,000分の1の図面を使用し、取得しようとする地域を赤色で表示する。

二 地域分析図

イ 原則として、5,000分の1又は10,000分の1の縮尺のものを用い、取得区域を明らかにすること。

ロ 用途的地域の区分を明確にし、宅地地域を赤色、宅地見込地を桃色、田地地域を緑色、畑地地域を黄色、林地地域を茶色、その他の地域を適宜の色により着色する。

ハ 標準地は位置を表示したうえ、番号を付すとともに、**標**により、赤色で表示すること。

ニ 事例地等は、位置を表示したうえ、番号を付すとともに、補正後の価格を記入すること。

三 標準地画地図及び事例地画地図

イ 標準地画地図は、間口及び奥行を付記すること。

ロ 事例地画地図は、間口及び奥行を付記すること。

ハ 上記イ、ロの画地図には標準地番号、事例地符号、所在地番、現況地目、付近の街路条件等、縮尺、方位等を掲載すること。

(各画地の評価格算定)

第7条 各画地の評価格算定業務は、土地評価関係規程に基づき、次の各号に掲げる業務について行うものとする。

一 取得地の個別的要因の調査及び分析

二 取得地の標準地に対する個別的要因格差率による比準価格の算定

三 その他監督職員の指示すること

2 受注者は、前項の業務を行うに当たっては、あらかじめ監督職員と取得地に係る地域の種別、標準地の個別的要因その他必要な事項について協議し、監督職員の指示を受けて実施するものとする。

3 各画地の評価格算定に係る様式は、様式第41号の1、2とする。

なお、取得地の評価に必要な個別的要因調査表及び算定表は、第4条に定める様式を準用し、標準地選定評価調査表に添付するものとする。

(残地補償額の算定)

第8条 残地補償算定業務は、土地評価関係規程に基づき、次の各号に掲げる業務について行うものとする。

一 残地の個別的要因の調査及び分析

二 残地価格の算定

三 その他監督職員の指示すること

2 受注者は、前項の業務を行うに当たっては、あらかじめ監督職員と残地に係る個別的要因その他必要な事項について協議し、監督職員の指示を受けて実施するものとする。

3 残地補償額算定調査表の作成に係る様式は、様式第42号とする。

なお、残地の評価に必要な個別的要因調査表及び算定表は、第4条に定める様式を準用し、残地補償額算定表に添付するものとする。

(調整価格の算定)

第9条 調整価格とは、土地等の取得等を行うに当たり、起業者の判断により標準地から評価した土地の評価価格を調整した価格をいい、その算定に当たっては、あらかじめ監督職員と協議し、その指示を受けて実施するものとする。

2 調整価格の算定に係る様式は、様式第43号とする。

別記様式 3

身 分 証 明 書

別記様式 3

表

第 号	
身 分 証 明 書	
	写 真
受注者 住所	
名称	
役職及び氏名	
上記の者は、用地調査等業務請負契約に基づき、用地関係業務を行う者であることを証明する。	
有効期限 自	年 月 日
至	年 月 日
発行日	年 月 日
発行者 住所	
(事務所長)	㊟

裏

1. 本証は、顔写真、公印、日付のないものは無効とする。
2. 有効期間を経過したとき、又は用地調査等業務請負契約が解除されたとき等不要となったときただちに返還すること。
3. 役職、氏名に変更があったとき、又は受注者の住所・名称に変更があったときは、すみやかに記載事項の変更を受けること。
4. 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

用地調查等業務關係様式一覽表

様式第1号

年 月 日

殿

住所
氏名

貸与品等引渡通知書

下記のとおり貸与品等を引渡します。

業 務 名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

年 月 日

殿

受注者 住 所
氏 名
主任担当者

貸 与 品 等 受 領 書

下記のとおり貸与品等を受領しました。

業 務 名				契約年月日		年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考
			前回まで	今 回	累 計	
						月 日からの今回受領分 月 日まで

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

年 月 日

殿

受注者 住 所
氏 名
主任担当者

貸 与 品 等 精 算 書

下記のとおり貸与品等を精算します。

業 務 名			契約年月日			年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考
			支 給 数 量	使 用 数 量	残数量	
主任監督員 証 明 欄	上記精算について調査したところ事実に相違ない ことを証明する。 年 月 日 (官職氏名)					物品管理簿登記
						年 月 日

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

年 月 日

殿

受注者 住 所
氏 名
主任担当者

貸 与 品 等 返 納 書

下記のとおり貸与品等の使用残を返納します。

業 務 名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第5号

年 月 日

殿

受注者 住 所
氏 名
主任担当者

障 害 物 伐 除 報 告 書

年 月 日契約の ため、障害物を伐除したので用地調査等業務共通仕様書第19条第2項の規定に基づき、別紙調査表を添えて報告します。

- (注) 1 別紙調査表は、立竹木調査表等に準じて作成するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

土地の登記記録調査表

市 町
郡 村

大字	字	地番	地目	地積	所有者	住所	登記年月日	受付番号	原因・日付	権利の種類	最終番

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

土 地 調 査 表

土地の登記記録		土地の登記記録調査		調 査 年 月 日	年 月 日	調 査 者						
表 題 部 (土地の表示)		法人登記簿又は 商業登記簿調査			年 月 日							
		戸籍簿等調査			年 月 日							
		現 況 調 査			年 月 日							
		課 税 評 価 格										
所 在 地			用 地	支号	面積	現 況		評 価		所 有 権 以 外 の 権 利 者		
						地目	面積	地目	面積			
地番		残 地										
地目												
面積												
沿 革			又 所 は 有 仮 権 登 記 以 外 の 調 査 利									
戸籍簿等、法人登記簿又は商業登記簿調査						その他土地等の評価に 必要な資料の調査						

建物の登記記録調査表

市 町
郡 村

大字	字	地番	家屋 番号	主 家 付 属 家 の 別	種類	構 造	原因及びその日付	所有者	住 所	登記年月日	受付番号	原因・日付	権利の種類

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

建物の登記記録調査表

建物の登記記録調査	調査年月日	年月日	調査者		課税評価格
法人登記簿又は商業登記簿調査		年月日			
戸籍簿等調査		年月日			
現況調査		年月日			
建 物 登 記 簿					所有者以外の権利又は仮登記の調査
所 在 地	表 題 部		権 利 部 甲 区 欄 (所有者)		
	主たる建物	付 属 建 物			
家屋番号					
種類					
構造					
床面積					
原因その及び日付					
登記の付					

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第9号

戸 籍 簿 等 調 査 表

			調 査 者		調 査 年 月 日	
区 分	本 籍 及 び 住 所	氏 名	出 生 死 亡 年 月 日	事 由		

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

様式第10号

被 相 続 人 ○ ○ ○ ○ 相 続 関 係 説 明 図

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とし、横書きを標準とする。

墓地管理者調査表

調査年月日		調査者		整理番号	
墓地所在地					
所有者	墓地所有者の氏名又は名称		墓地所有者の住所又は主たる事務所の所在地		
	代表権を有する者の氏名		代表権を有する者の住所		
管理者	墓地管理者の氏名又は名称		墓地管理者の住所又は主たる事務所の所在地		
	代表権を有する者の氏名		代表権を有する者の住所		
包括団体の名称及び宗教法人・非宗教法人の別					
財産処分等に関する規則					
永代使用料に関する事項					
墓地使用(祭し)者の氏名			墓地使用(祭し)者の氏名		
【備考】					

墓地使用(祭し)者調査表

墓地使用(祭し)者単位		調査年 月	調査日	調査者	整理番号	
墓地の所在地						
墓地使用(祭し)者の氏名	墓地使用(祭し)者の住所					
受任者又は承継人の氏名	受任者又は承継人の住所			原因		
墓地使用(祭し)者単位の霊数						
番号	法名(戒名)	俗名	性別	享年	死亡年月日	火葬、土葬の区分

墓碑類調査表

				調 査 日 年 月 日			調 査 者			整理番号
墳墓の所在地										
墳墓の所有者 (墓地使用者)	住 所		氏名又は名称					法人を代表する者の 住所及び氏名		
墓地管理者	住 所		氏名又は名称					法人を代表する者の 住所及び氏名		
墓地所有者	住 所		氏名又は名称					法人を代表する者の 住所及び氏名		
摘 要										
字	地 番	番 号	構 造 (種 類)	規模 形状 寸法 使用材料	埋 葬 年 月 日	遺 体 又 は 遺 骨 数	火 土 の 葬 葬 別	単 位	数 量	摘 要

土壌汚染に関する土地利用履歴等調査報告書 (1)

調査年月日： _____ 調査者氏名： _____

土地の所在 (筆・区域)	
対象地・周辺地	<input type="checkbox"/> 対象地 <input type="checkbox"/> 周辺地
1) 法令関係資料の調査	<input type="checkbox"/> 台帳等 <input type="checkbox"/> 法 3 条：特定施設 () <input type="checkbox"/> 調査命令 (法 条) (<input type="checkbox"/> 履行済 () <input type="checkbox"/> 未済) <input type="checkbox"/> 区域の指定 (法 条) <input type="checkbox"/> 措置の指示又は命令 (法 条) (<input type="checkbox"/> 措置済 () <input type="checkbox"/> 未済) <input type="checkbox"/> 過去の調査 (<input type="checkbox"/> 汚染有 <input type="checkbox"/> 汚染無) 工場又は事業場の名称 () 特定施設の種類 () 汚染物質名等 () その他の事項 () <input type="checkbox"/> 公的資料 (法令名：) (該当条項：) (その他：) (※詳細は別紙 3 法令関係資料調査表参照)
2) ①現地踏査	土地の現況 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 住宅地 <input type="checkbox"/> 事業場 <input type="checkbox"/> 店舗等 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 否 汚染可能性のある利用状況 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 特定施設等 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物等 <input type="checkbox"/> 焼却施設 <input type="checkbox"/> 臭気 <input type="checkbox"/> その他 () (※詳細は様式第 4 現地踏査調査表参照)
②都道府県又は政令指定都市の環境担当部局及び地元自治体に対する聞き取り調査	聞き取り先 () 聞き取り結果 <input type="checkbox"/> 特定施設等 (<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (種類等)) <input type="checkbox"/> 地下水の利用状況及び汚染状況 地下水異常 (<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (状況等)) <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 過去からの土地利用状況 <input type="checkbox"/> 否 汚染可能性 (<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (種類・時期)) <input type="checkbox"/> その他 () 文 献 名 () <input type="checkbox"/> 調査結果 ()
第二段階調査の要否 ※この欄は請負に付す場合は削除すること	<input type="checkbox"/> 要 理由 () <input type="checkbox"/> 否 理由 ()

法令関係資料調査表

調査年月日： _____ 調査者氏名： _____

土地の所在 (地番、地目)	
対象地・周辺地	<input type="checkbox"/> 対象地 <input type="checkbox"/> 周辺地
土地所有者 住所・氏名又は名称	
土地の占有者・管理者 住所・氏名又は名称	
1) 台帳等	<input type="checkbox"/> 指定等有 <input type="checkbox"/> 法3条：特定施設 () <input type="checkbox"/> 法4条：調査命令 (<input type="checkbox"/> 履行済 () <input type="checkbox"/> 未済) <input type="checkbox"/> 法5条：調査命令 (<input type="checkbox"/> 履行済 () <input type="checkbox"/> 未済) <input type="checkbox"/> 法6条：要措置区域 () <input type="checkbox"/> 法7条：指示措置等の指示又は命令 (<input type="checkbox"/> 措置済 (措置内容：) <input type="checkbox"/> 未済) <input type="checkbox"/> 法11条：形質変更時要届出区域 () <input type="checkbox"/> 旧法7条：措置命令 (<input type="checkbox"/> 措置済 (措置内容：) <input type="checkbox"/> 未済) <input type="checkbox"/> 過去の調査 (<input type="checkbox"/> 汚染有 <input type="checkbox"/> 汚染無) 工場又は事業場の名称 () 特定施設の種類 () 汚染物質名等 ()
2) 公的資料調査	資料名 () <input type="checkbox"/> 過去の調査 (<input type="checkbox"/> 汚染有 <input type="checkbox"/> 汚染無) 工場又は事業場の名称 () 特定施設の種類 () 汚染物質名等 () その他の事項 () <input type="checkbox"/> その他法令 (法令名：) 該当条項 () 必要な措置等 () 工場又は事業場の名称 () 施設の種類 () 汚染物質名等 () その他の事項 ()

現 況 利 用 調 査 表

調査年月日： _____ 調査者氏名： _____

土地の所在 (筆・区域)	
対象地・周辺地	<input type="checkbox"/> 対象地 <input type="checkbox"/> 周辺地
1) 地形の状況	平坦性等 (<input type="checkbox"/> 低平地 <input type="checkbox"/> 台地 <input type="checkbox"/> 丘陵地 <input type="checkbox"/> 山地 <input type="checkbox"/> その他) 河川等との位置関係等 (_____)
2) 土地の現況	<input type="checkbox"/> 農地 (<input type="checkbox"/> 田 (<input type="checkbox"/> 圃場整備有 <input type="checkbox"/> 無)) (<input type="checkbox"/> 畑 (_____)) (<input type="checkbox"/> 牧草地 (_____)) <input type="checkbox"/> 山林 (_____) <input type="checkbox"/> 住宅地 (_____) <input type="checkbox"/> 事業場 (_____) <input type="checkbox"/> 店舗等 (_____) <input type="checkbox"/> その他 (_____)
3) 汚染可能性のある 利用状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 特定施設等 (_____) <input type="checkbox"/> 産業廃棄物等 (_____) <input type="checkbox"/> 焼却施設 (_____) <input type="checkbox"/> 臭気 (_____) <input type="checkbox"/> その他 (_____)
4) その他	

履歴等聞き取り調査表

調査年月日： _____ 調査者氏名： _____

土地の所在 (地番、地目)	
対象地・周辺地	<input type="checkbox"/> 対象地 <input type="checkbox"/> 周辺地
土地所有者 住所・氏名又は名称	
土地の占有者・管理者 住所・氏名又は名称	
聴取者住所・氏名等	
地形の状況 (造成の有無等)	
建物等の状況	
井戸等の状況	
過去の土地利用状況	期間： 期間： 期間：

年 月 日

殿

土地所有者

住 所

氏 名

印

関 係 人

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

土地境界立会確認書

起業 工事用地の測量のため下記記載の土地の境界について、私共が現場で立ち会いのうえ、確認いたしました。

記

都 市 町
 区
 県 郡 村

対 象 地					対象地に対する隣接地					摘 要
大字	字	地番	地目	公簿地積	大字	字	地番	地目	関 係 人	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

境界測量精度管理表

作業名		地区		計画機関		作業機関		点検者	
路線名		期間		作業量		主任担当者		その他	

測点	水平位置(距離)				摘要	測点	水平位置(距離)				摘要
	計算値	測定値	較差	許容範囲			計算値	測定値	較差	許容範囲	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

標準地評価格等総括表

価格時点 年 月 日

1 土地の評価のための同一状況地域の区分及び標準地の評価格

標準地番号	用途別地域の 種 別	同一状況地域等の区分		標準地評価格	
		同一状況地域 の 種 別	土地の種別	査定価格	鑑定評価

- (備考) 1 次に掲げるものを資料として添付すること。
- イ 標準地選定評価調査表（比準価格、収益価格、積算価格）
 - ロ 地域要因調査表及び算定表
 - ハ 個別的要因調査表及び算定表
 - ニ 標準地及び取引事例等調査表
 - ホ 不動産鑑定評価書（写）
 - ヘ 一般平面図
 - ト 地域分析図

標準地選定評価調査表

調査番号	図面対照番号	調査期間	～			担当者	価格時点			年 月 日			評価年月日		年 月 日				
標準地	所 在		字	地 番	現況地目	評価地目	実績地積	事例 時点	期 間	年 月～年 月	年 月～年 月	年 月～年 月	時 点 修正率	変動率査定根拠					
									変 動 率	年 率 %増減	年 率 %増減	年 率 %増減							
	形 状								4										
取引事例 比較法	事例 番号	字	地番	現況 地目	地積	取引時点 及び 取引事情	(a) 総額 取引価格	(b) 事情補正	(c) 時点修正	(d) 建付 減価補正	(e) 標準化補正	(f) 地域格差	(g) 個別補正	算定価格 (a)×(b)×(c)× (d)×(e)×(f)×(g)	調整理由	比準価格	付表 番号	決定評価格	円/㎡
					㎡	年 月	(円) 円/㎡	100 円	円	100 円	100 円	100 円	円	円/㎡		円/㎡		価格決定理由の要旨 (評価試算価格の決定) (公示価格等との検証) (鑑定評価格との検証)	
					㎡	年 月	(円) 円/㎡	100 円	円	100 円	100 円	100 円	円	円/㎡		円/㎡			
				㎡	年 月	(円) 円/㎡	100 円	円	100 円	100 円	100 円	円	円/㎡		円/㎡				
収益還元法															収益価格				
															円/㎡				
原 価 法															積算価格				
															円/㎡				
公示(標準) 価格を規 (比)準とし た 価 格	区 分	番号	所 在	地 番	地 積	形状利用の 現 況 等	(a) 公示(標準)価格	(b) 時点修正	(c) 地域補正	(d) 個別補正	算定価格 (a)×(b)×(c)×(d)	規(比)準 とした価格							
	標準地 基準値				㎡		円/㎡	円	100 円	100 円	円/㎡	円/㎡							
	標準地 基準値				㎡		円/㎡	円	100 円	100 円	円/㎡	円/㎡							
公評価格等	区 分	公 評 価 格		世 評 価 格		課 税 評 価 格		鑑定評価格	(鑑定業者名)		(鑑定業者名)								
	資料出所																		
	価 格	円/㎡		円/㎡		円/㎡			円/㎡		円/㎡		円/㎡						

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

住宅地域・地域要因調査表及び算定表

調査番号		調査期間	～	担当者	用途の区分	宅地地域	用途的地域	住宅地域	同一状況地域			
地域 の 分 析	同一需給圏	位置										
	同一状況地域	性格										
		最近の動向及び地価変動率										
		図面対照番号及び所在	(近隣) 地内	(類似一) 地内	(類似一) 地内	(類似一) 地内						
地価水準	範囲											
	標準的使用及び標準的規模											
	地価水準	円/㎡～ 円/㎡	円/㎡～ 円/㎡	円/㎡～ 円/㎡	円/㎡～ 円/㎡							
条件	項目	細項目	内 訳	内 訳	格差	計	内 訳	格差	計	内 訳	格差	計
街路 条件	街路の幅員・構造等の状態	幅員	標準的な街路幅員 () m 優る 普通 劣る	標準的な街路幅員 () m 優る 普通 劣る		() 100	標準的な街路幅員 () m 優る 普通 劣る		() 100	標準的な街路幅員 () m 優る 普通 劣る		() 100
		舗装	種別 () 舗装率 () % 優る 普通 劣る	種別 () 舗装率 () % 優る 普通 劣る			種別 () 舗装率 () % 優る 普通 劣る			種別 () 舗装率 () % 優る 普通 劣る		
		配置	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る		
		系統及び連続性	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る		
	除雪施設等	施設名 () 有 無	施設名 () 有 無		施設名 () 有 無		施設名 () 有 無					
交通・ 接近 条件	都心との距離及び交通の状況	最寄駅への接近性	() 駅まで約 () m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	() 駅まで約 () m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		() 100	() 駅まで約 () m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		() 100	() 駅まで約 () m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		() 100
		都心への接近性	() まで(特急普)で約 () 時間 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	() まで(特急普)で約 () 時間 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			() まで(特急普)で約 () 時間 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			() まで(特急普)で約 () 時間 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		
	商業施設の配置の状態	最寄商業施設への接近性	() まで(バス徒歩)約 分 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	() まで(バス徒歩)約 分 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			() まで(バス徒歩)約 分 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			() まで(バス徒歩)約 分 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		

様式第17号の2

(住宅地域)

条件	項目	細項目	(近隣)				(類似一)				(類似一)			
			内 訳			格差	計	内 訳			格差	計	内 訳	
交通・ 接近条件	商業施設の 配置の状態	最寄商業 施設の性格	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る				
	学校・公園・ 病院等の 配置の状態	小学校・公 園・病院・ 官公署等	幼稚園約()km・小学校約()km 中学校約()km・病院約()km 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	幼稚園約()km・小学校約()km 中学校約()km・病院約()km 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		() 100	幼稚園約()km・小学校約()km 中学校約()km・病院約()km 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			() 100	幼稚園約()km・小学校約()km 中学校約()km・病院約()km 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	() 100		
環 境 条 件	気 象 の 状 態	日照・温度・ 湿度・通風等	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る				
	自 然 的 環 境 の 良 否	眺望・景観・ 地勢・地盤等	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る				
	居住者の移 動等の状態	居住者の増減 家族構成等	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る				
	社 会 的 環 境 の 良 否	居住者の 近隣関係等 社会的良否	特に優る・相当に優る・優る ・やや優る・普通・劣る	特に優る・相当に優る・優る ・やや優る・普通・劣る			特に優る・相当に優る・優る ・やや優る・普通・劣る			特に優る・相当に優る・優る ・やや優る・普通・劣る				
	各 面 地 の 配 置 及 び 利 用 の 状 態	当該地域に おける画地の 標準的面積	標準的な画地の面積()㎡ 特に優る・相当に優る・優る・普通・劣る	標準的な画地の面積()㎡ 特に優る・相当に優る・優る・普通・劣る			標準的な画地の面積()㎡ 特に優る・相当に優る・優る・普通・劣る			標準的な画地の面積()㎡ 特に優る・相当に優る・優る・普通・劣る				
各画地の 配置の状態		優る 普通 劣る	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る					
土 地 の 利 用 度		疎密度は約()% 優る 普通 劣る	疎密度は約()% 優る 普通 劣る			疎密度は約()% 優る 普通 劣る			疎密度は約()% 優る 普通 劣る					
周 辺 の 利 用 の 状 態		優る 普通 劣る	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る					
供 給 処 理 施 設 の 有 無	上 水 道	有 可能 無	有 可能 無			有 可能 無			有 可能 無					
	下 水 道	有 可能 無	有 可能 無			有 可能 無			有 可能 無					
	都 市 ガ ス 等	有 可能 無	有 可能 無			有 可能 無			有 可能 無					
危 険 施 設 ・ 処 理 施 設 等 の 有 無	危険施設処理 施設等の有無	危険施設()処理施設等() 無 有(小・やや小・やや大・大)	危険施設()処理施設等() 無 有(小・やや小・やや大・大)			危険施設()処理施設等() 無 有(小・やや小・やや大・大)			危険施設()処理施設等() 無 有(小・やや小・やや大・大)					
災 害 発 生 の 危 険 性	洪 水 ・ 地 す べ り 等	洪水、地すべり、その他() 無 有(小・やや小・やや大・大)	洪水、地すべり、その他() 無 有(小・やや小・やや大・大)			洪水、地すべり、その他() 無 有(小・やや小・やや大・大)			洪水、地すべり、その他() 無 有(小・やや小・やや大・大)					

様式第17号の3

(住宅地域)

条件	項目	細項目	(近隣)	(類似一)			(類似一)			(類似一)		
			内 訳	内 訳	格差	計	内 訳	格差	計	内 訳	格差	計
環境条件	公害発生の程度	騒音・ 大気汚染等	(A) 騒音 () (B) 大気汚染 () の程度 (C) その他 ()	近隣地域と比較して (A) 小・やや小・同じ・やや大・大 (B) 小・やや小・同じ・やや大・大 (C) 小・やや小・同じ・やや大・大			近隣地域と比較して (A) 小・やや小・同じ・やや大・大 (B) 小・やや小・同じ・やや大・大 (C) 小・やや小・同じ・やや大・大			近隣地域と比較して (A) 小・やや小・同じ・やや大・大 (B) 小・やや小・同じ・やや大・大 (C) 小・やや小・同じ・やや大・大		
						$\frac{(\quad)}{100}$			$\frac{(\quad)}{100}$			$\frac{(\quad)}{100}$
行政的 条件	土地の 利用に 関する 公法 上の 規程 の程 度	用途地域及び その他の 地域・地区等	用途地域 () 建ぺい率 () /10 容積率 () /10 弱い・やや弱い・普通・やや強い・強い	用途地域 () 建ぺい率 () /10 容積率 () /10 弱い・やや弱い・普通・やや強い・強い			用途地域 () 建ぺい率 () /10 容積率 () /10 弱い・やや弱い・普通・やや強い・強い			用途地域 () 建ぺい率 () /10 容積率 () /10 弱い・やや弱い・普通・やや強い・強い		
		その他の 規制	() 強い 普通 弱い	() 強い 普通 弱い		$\frac{(\quad)}{100}$	() 強い 普通 弱い		$\frac{(\quad)}{100}$	() 強い 普通 弱い		$\frac{(\quad)}{100}$
そ の 他	そ の 他	将来の動向	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		
		そ の 他	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る		$\frac{(\quad)}{100}$	優る 普通 劣る		$\frac{(\quad)}{100}$	優る 普通 劣る		$\frac{(\quad)}{100}$
格差率の相乗積			—————	$\frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} = \frac{(\quad)}{100}$			$\frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} = \frac{(\quad)}{100}$			$\frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} = \frac{(\quad)}{100}$		

商業地域・地域要因調査表及び算定表

調査番号		調査期間	～	担当者	用途の区分	宅地地域	用途的地域	商業地域	同一状況地域			
地 域 の 分 析	同一需給圏	位置										
		性格										
		最近の動向及び地価変動率										
	同一状況地域	図面対照番号及び所在	(近隣) 地内	(類似一) 地内	(類似一) 地内	(類似一) 地内						
		標準的使用及び標準的規模										
	地価水準	円/㎡～ 円/㎡	円/㎡～ 円/㎡	円/㎡～ 円/㎡	円/㎡～ 円/㎡	円/㎡～ 円/㎡						
条件	項目	細項目	内 訳	内 訳	格差	計	内 訳	格差	計	内 訳	格差	計
街 路 条 件	街路の状態	幅員	標準的な街路の幅員()m 種類()名称() 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	標準的な街路の幅員()m 種類()名称() 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			標準的な街路の幅員()m 種類()名称() 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			標準的な街路の幅員()m 種類()名称() 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		
		舗装	()舗装 優る 普通 劣る	()舗装 優る 普通 劣る			()舗装 優る 普通 劣る			()舗装 優る 普通 劣る		
		歩道	幅員()m 優る 普通 劣る	幅員()m 優る 普通 劣る			幅員()m 優る 普通 劣る			幅員()m 優る 普通 劣る		
		勾配	普通 やや劣る 劣る	普通 やや劣る 劣る			普通 やや劣る 劣る			普通 やや劣る 劣る		
		構造	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る		
		系統及び連続性	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		
	街区の状態	街区の整然性	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る		
		街区の施設の状況	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る		

様式第18号の2

(商業地域)

条件	項目	細項目	(近隣)	(類似一)			(類似一)			(類似一)		
			内 訳	内 訳	格差	計	内 訳	格差	計	内 訳	格差	計
街路条件	街区の態	除雪施設等	施設名()有無	施設名()有無		$\frac{(\quad)}{100}$	施設名()有無		$\frac{(\quad)}{100}$	施設名()有無		$\frac{(\quad)}{100}$
交通・顧客の接近条件	交通手段の状態等	最寄駅の乗降客の数	最寄駅名() ()名	最寄駅名()近隣地域と比較して 多い・やや多い・同じ・やや少ない・少ない		$\frac{(\quad)}{100}$	最寄駅名()近隣地域と比較して 多い・やや多い・同じ・やや少ない・少ない		$\frac{(\quad)}{100}$	最寄駅名()近隣地域と比較して 多い・やや多い・同じ・やや少ない・少ない		$\frac{(\quad)}{100}$
		最寄駅への接近性	最寄駅の()方約()m 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	最寄駅の()方約()m 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			最寄駅の()方約()m 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			最寄駅の()方約()m 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		
		都市中心部への接近性	都市中心部名() 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	都市中心部名() 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			都市中心部名() 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			都市中心部名() 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		
		官公署(又は公共施設等)との接近性	主要な官公署()方約()m 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	主要な官公署()まで約()m 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			主要な官公署()まで約()m 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			主要な官公署()まで約()m 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		
		主要幹線道路等との接近性	主要幹線道路() 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	主要幹線道路() 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			主要幹線道路() 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			主要幹線道路() 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		
		駐車場の整備の状態	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る		
		交通規制の状態	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る		$\frac{(\quad)}{100}$	優る 普通 劣る		$\frac{(\quad)}{100}$	優る 普通 劣る		$\frac{(\quad)}{100}$
環境条件	経済施設の配置(又は沿道)の状況	デパート大型店の数・延面積(又は大型店等の有無・進出の程度)	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		
		全国的規模の店舗数・延面積(又は店舗の種類)	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		
		娯楽施設の状態	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る		
		不適合な施設の状態	普通 やや劣る 劣る	普通 やや劣る 劣る			普通 やや劣る 劣る			普通 やや劣る 劣る		
		その他の客等を誘引する施設の状態	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る		
背後地及び顧客の購買力等	背後地の状態	背後地の状態	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		
		背後地の囲	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		
		顧客の購買力	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		

様式第18号の3

(商業地域)

条件	項目	細項目	(近隣)				(類似一)				(類似一)			
			内		訳		内		訳		内		訳	
環境条件	競争の状況と経営者の創意と	店舗の協業化の状態	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			
		高度利用の状態	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			
	繁華性(又は交通の量及び施設の設置)	顧客の通行量	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			
		交通量	通行台数()台/日 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		通行台数()台/日 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		通行台数()台/日 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		通行台数()台/日 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		通行台数()台/日 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			
		店舗の連たん性	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			
		営業時間の長短	優る 普通 劣る		優る 普通 劣る		優る 普通 劣る		優る 普通 劣る		優る 普通 劣る			
		犯罪の発生等の状態	普通 やや劣る 劣る		普通 やや劣る 劣る		普通 やや劣る 劣る		普通 やや劣る 劣る		普通 やや劣る 劣る			
	自然環境	地質・地盤等	優る 普通 劣る		優る 普通 劣る		優る 普通 劣る		優る 普通 劣る		優る 普通 劣る			
	洪水・地すべり等災害発生危険性	洪水、地すべり、高潮、崖くずれ等	無・小さい・やや小さい・やや大きい・大きい		無・小さい・やや小さい・やや大きい・大きい		無・小さい・やや小さい・やや大きい・大きい		無・小さい・やや小さい・やや大きい・大きい		無・小さい・やや小さい・やや大きい・大きい			
	行政的規制条件	公法上の規制の程度	容積制限による規制	容積率()/10 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		容積率()/10 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		容積率()/10 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		容積率()/10 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		容積率()/10 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		
高さ制限による規制			優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			
防火地域等の指定に伴う規制			優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			
その他の地域・地区による規制			用途地域() 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		用途地域() 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		用途地域() 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		用途地域() 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		用途地域() 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			
その他の規制			弱い 普通 強い		弱い 普通 強い		弱い 普通 強い		弱い 普通 強い		弱い 普通 強い			
その他	その他	将来の動向	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			
		その他	優る 普通 劣る		優る 普通 劣る		優る 普通 劣る		優る 普通 劣る		優る 普通 劣る			
格差率の相乗積			—————				$\frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} = \frac{()}{100}$				$\frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} = \frac{()}{100}$			

工業地域・地域要因調査表及び算定表

調査番号		調査期間		担当者		用途の区分		宅地地域		用途的地域		工業地域		同一状況地域		
地 域 の 分 析	同一需給圏	位置														
	同一需給圏	性格														
	同一需給圏	最近の動向及び地価変動率														
	同一需給圏	図面対照番号及び所在	(近隣) 地内	(類似一) 地内	(類似一) 地内	(類似一) 地内										
	同一需給圏	標準的使用及び標準的規模														
同一需給圏	地価水準	円/㎡～ 円/㎡	円/㎡～ 円/㎡	円/㎡～ 円/㎡	円/㎡～ 円/㎡											
条件	項目	細項目	内 訳		格差	計	内 訳		格差	計	内 訳		格差	計		
街 路 条 件	街路の状態	幅員	平均幅員()m 種類() 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	平均幅員()m 種類() 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			平均幅員()m 種類() 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			平均幅員()m 種類() 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る						
		舗装	種別() 舗装率()% 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	種別() 舗装率()% 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			種別() 舗装率()% 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			種別() 舗装率()% 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る						
		配置	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る						
		系統及び連続性	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る						
		除雪施設等	施設名() 有 無	施設名() 有 無		$\frac{()}{100}$	施設名() 有 無		$\frac{()}{100}$	施設名() 有 無		$\frac{()}{100}$				
交通・接近条件	製品販売市場及び原材料仕入市場との関係位置	都心への接近性	()まで (特・急・普)で約()時間 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	()まで (特・急・普)で約()時間 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			()まで (特・急・普)で約()時間 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る			()まで (特・急・普)で約()時間 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る						
		輸送施設の整備状況	公共岸壁 優る 普通 劣る	公共岸壁まで()m・無 優る 普通 劣る			公共岸壁まで()m・無 優る 普通 劣る			公共岸壁まで()m・無 優る 普通 劣る						

様式第19号の2

(工業地域)

条件	項目	細項目	(近隣)			(類似一)			(類似一)			(類似一)		
			内	訳		内	訳	格差	計	内	訳	格差	計	内
交通・接近条件	輸送施設整備状況	空港との接近性	() 空港まで () m 優る 普通 劣る	() 空港まで () m 優る 普通 劣る		() 空港まで () m 優る 普通 劣る		() 空港まで () m 優る 普通 劣る		() 空港まで () m 優る 普通 劣る		() 空港まで () m 優る 普通 劣る		
		高速道路IC等への接近性	() IC等まで () m 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	() IC等まで () m 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		() IC等まで () m 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		() IC等まで () m 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		() IC等まで () m 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		() IC等まで () m 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		
	労働力の確保の難易	主要交通機関との接近性等	() 駅まで約 () m 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	() 駅まで約 () m 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		() 駅まで約 () m 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		() 駅まで約 () m 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		() 駅まで約 () m 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		() 駅まで約 () m 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		
		関連産業との関係位置の状態	関連産業との関係位置	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	() 100	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	() 100	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	() 100	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	() 100		
環境条件	動力資源及び排水に関する費用等	動力資源	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る		優る 普通 劣る		優る 普通 劣る		優る 普通 劣る				
		工業用水	有 ・ 無 優る 普通 劣る	有 ・ 無 優る 普通 劣る		有 ・ 無 優る 普通 劣る		有 ・ 無 優る 普通 劣る		有 ・ 無 優る 普通 劣る				
		工業排水	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る		有 () 無 優る 普通 劣る		有 () 無 優る 普通 劣る		有 () 無 優る 普通 劣る				
	公害発生の危険性	水質の汚濁・大気汚染等	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る				
		洪水・地すべり等の災害発生の危険性	無・小さい・やや小さい・やや大きい・大きい	無・小さい・やや小さい・やや大きい・大きい		無・小さい・やや小さい・やや大きい・大きい		無・小さい・やや小さい・やや大きい・大きい		無・小さい・やや小さい・やや大きい・大きい				
	自然環境	地盤・地質等	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	() 100	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	() 100	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	() 100	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	() 100			
行政的條件	行政上の助成及び規程	助成	助成の内容 () 優る 普通 劣る	助成の内容 () 優る 普通 劣る		助成の内容 () 優る 普通 劣る		助成の内容 () 優る 普通 劣る		助成の内容 () 優る 普通 劣る				
		規制	用途地域 () 弱い・やや弱い・普通・やや強い・強い	用途地域 () 弱い・やや弱い・普通・やや強い・強い		用途地域 () 弱い・やや弱い・普通・やや強い・強い		用途地域 () 弱い・やや弱い・普通・やや強い・強い		用途地域 () 弱い・やや弱い・普通・やや強い・強い				
		その他の規制	() 弱い 普通 強い	() 弱い 普通 強い	() 100	() 弱い 普通 強い	() 100	() 弱い 普通 強い	() 100	() 弱い 普通 強い	() 100			
その他	その他	工場進出の動向	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る				
		その他 ()	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	() 100	優る 普通 劣る	() 100	優る 普通 劣る	() 100	優る 普通 劣る	() 100			
格差率の相乗積			—————			$\frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} = \frac{()}{100}$			$\frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} = \frac{()}{100}$			$\frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} = \frac{()}{100}$		

宅地見込地地域・地域要因調査表及び算定表

調査番号		調査期間	～	担当者	用途の区分	見込地地域	用途的地域	宅地見込地地域	同一状況地域			
地 域 の 分 析	同一需給圏	位置										
		性格										
		最近の動向及び地価変動率										
	同一状況地域	図面参照番号及び所在	(近隣) 地内	(類似一) 地内	(類似一) 地内	(類似一) 地内						
		標準的使用及び標準的規模										
	地価水準	円/㎡～ 円/㎡	円/㎡～ 円/㎡	円/㎡～ 円/㎡	円/㎡～ 円/㎡							
条件	項目	細項目	内 訳	内 訳	格差	計	内 訳	格差	計	内 訳	格差	計
交 通 ・ 接 近 条 件	都心との距離及び交通の状況	最寄駅への接近性	() 駅まで約 () km () 時間 バス停まで約 () m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	() 駅まで約 () km () 時間 バス停まで約 () m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			() 駅まで約 () km () 時間 バス停まで約 () m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			() 駅まで約 () km () 時間 バス停まで約 () m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		
		最寄駅の性格	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る		
		最寄駅からの都心への接近性	() 駅までの鉄道距離約 () km 優る 普通 劣る	() 駅までの鉄道距離約 () km 優る 普通 劣る			() 駅までの鉄道距離約 () km 優る 普通 劣る			() 駅までの鉄道距離約 () km 優る 普通 劣る		
	商業施設の配置の状況	最寄商業施設への接近性	() まで約 () km 優る 普通 劣る	() まで約 () km 優る 普通 劣る			() まで約 () km 優る 普通 劣る			() まで約 () km 優る 普通 劣る		
		最寄商業施設の性格	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る		
	学校・公園・病院等の配置の状況	幼稚園・小学校・中学校・病院等の配置の状況	幼稚園約 () km・小学校約 () km 中学校約 () km・病院約 () km 優る 普通 劣る	幼稚園約 () km・小学校約 () km 中学校約 () km・病院約 () km 優る 普通 劣る			幼稚園約 () km・小学校約 () km 中学校約 () km・病院約 () km 優る 普通 劣る			幼稚園約 () km・小学校約 () km 中学校約 () km・病院約 () km 優る 普通 劣る		
	周辺街路等の状況	周辺幹線街路への接近性	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る		() / 100	優る 普通 劣る		() / 100	優る 普通 劣る		() / 100
環境条件	気象の状態	日照・温度・湿度・通風等	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る		

様式第20号の2

(宅地見込地地域)

条件	項目	細項目	(近隣)				(類似一)				(類似一)			
			内 訳			計	内 訳			計	内 訳			計
環境条件	自然的環境の良否	眺望・景観・地勢・地盤	平坦地・丘陵地(南面 北面)	優る 普通 劣る		平坦地・丘陵地(南面 北面)	優る 普通 劣る		平坦地・丘陵地(南面 北面)	優る 普通 劣る		平坦地・丘陵地(南面 北面)	優る 普通 劣る	
	供給処理施設の状況	上水道・電気等	引込距離 電気約()m 上水道約()m	優る 普通 劣る		引込距離 電気約()m 上水道約()m	優る 普通 劣る		引込距離 電気約()m 上水道約()m	優る 普通 劣る		引込距離 電気約()m 上水道約()m	優る 普通 劣る	
	周辺地域の状況	住宅地域等の性格規模等	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	
	市街化進行の程度	市街化進行の程度	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	
	都市規模・性格等	人口・財政・教育・施設等	近隣地域と比較して 優る・やや優る・ほぼ同じ ・やや劣る 劣る		近隣地域と比較して 優る・やや優る・ほぼ同じ ・やや劣る 劣る		近隣地域と比較して 優る・やや優る・ほぼ同じ ・やや劣る 劣る		近隣地域と比較して 優る・やや優る・ほぼ同じ ・やや劣る 劣る		近隣地域と比較して 優る・やや優る・ほぼ同じ ・やや劣る 劣る		近隣地域と比較して 優る・やや優る・ほぼ同じ ・やや劣る 劣る	
	危険施設・処理施設等の有無	変電所・ガスタンク等	()約()m()約()m 無 有・小さい 有・やや大きい		()約()m()約()m 無 有・小さい 有・やや大きい		()約()m()約()m 無 有・小さい 有・やや大きい		()約()m()約()m 無 有・小さい 有・やや大きい		()約()m()約()m 無 有・小さい 有・やや大きい		()約()m()約()m 無 有・小さい 有・やや大きい	
	災害発生程度	洪水・地すべり等	洪水、地すべり、その他() 無 有・小さい 有・やや大きい		洪水、地すべり、その他() 無 有・小さい 有・やや大きい		洪水、地すべり、その他() 無 有・小さい 有・やや大きい		洪水、地すべり、その他() 無 有・小さい 有・やや大きい		洪水、地すべり、その他() 無 有・小さい 有・やや大きい		洪水、地すべり、その他() 無 有・小さい 有・やや大きい	
	公害発生程度	騒音・大気汚染等	・騒音 ・大気汚染 ・その他()		近隣地域と比較して やや小さい ほぼ同じ やや大きい	() 100	近隣地域と比較して やや小さい ほぼ同じ やや大きい		近隣地域と比較して やや小さい ほぼ同じ やや大きい	() 100	近隣地域と比較して やや小さい ほぼ同じ やや大きい		近隣地域と比較して やや小さい ほぼ同じ やや大きい	() 100
宅地造成条件	難易及び必要の程度	難易及び必要の程度	1㎡当たりおおよその造成費約()円 盛土高約()m 切土高約()m 易しい やや易しい 普通 やや難しい 難しい		1㎡当たりおおよその造成費約()円 盛土高約()m 切土高約()m 易しい やや易しい 普通 やや難しい 難しい		1㎡当たりおおよその造成費約()円 盛土高約()m 切土高約()m 易しい やや易しい 普通 やや難しい 難しい		1㎡当たりおおよその造成費約()円 盛土高約()m 切土高約()m 易しい やや易しい 普通 やや難しい 難しい		1㎡当たりおおよその造成費約()円 盛土高約()m 切土高約()m 易しい やや易しい 普通 やや難しい 難しい		1㎡当たりおおよその造成費約()円 盛土高約()m 切土高約()m 易しい やや易しい 普通 やや難しい 難しい	
	宅地としての有効利用度	宅地としての有効利用度	宅地化率おおよそ()% 高い・やや高い・普通・やや低い・低い		宅地化率おおよそ()% 高い・やや高い・普通・やや低い・低い	() 100	宅地化率おおよそ()% 高い・やや高い・普通・やや低い・低い		宅地化率おおよそ()% 高い・やや高い・普通・やや低い・低い	() 100	宅地化率おおよそ()% 高い・やや高い・普通・やや低い・低い		宅地化率おおよそ()% 高い・やや高い・普通・やや低い・低い	() 100
行政的条件的程度	土地の利便に関する公法上の規制	用途地域() 建ぺい率()/10 容積率()/10 その他() 弱い・やや弱い・普通・やや強い・強い		用途地域() 建ぺい率()/10 容積率()/10 その他() 弱い・やや弱い・普通・やや強い・強い		用途地域() 建ぺい率()/10 容積率()/10 その他() 弱い・やや弱い・普通・やや強い・強い		用途地域() 建ぺい率()/10 容積率()/10 その他() 弱い・やや弱い・普通・やや強い・強い		用途地域() 建ぺい率()/10 容積率()/10 その他() 弱い・やや弱い・普通・やや強い・強い		用途地域() 建ぺい率()/10 容積率()/10 その他() 弱い・やや弱い・普通・やや強い・強い		
	その他の規制	() 弱い 普通 強い		() 弱い 普通 強い	() 100	() 弱い 普通 強い		() 弱い 普通 強い	() 100	() 弱い 普通 強い		() 弱い 普通 強い	() 100	
その他	その他	その他	() 優る 普通 劣る		() 優る 普通 劣る	() 100	() 優る 普通 劣る		() 優る 普通 劣る	() 100	() 優る 普通 劣る		() 優る 普通 劣る	() 100
格差率の相乗積			$\frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} = \frac{()}{100}$				$\frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} = \frac{()}{100}$				$\frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} = \frac{()}{100}$			

林地地域・地域要因調査表及び算定表

調査番号		調査期間	～	担当者	用途の区分	林地地域	用途的地域	同一状況地域	～			
地 域 の 分 析	同一需給圏	位置										
	同一需給圏	性格										
	同一需給圏	最近の動向及び地価変動率										
	同一状況	図面対照番号及び所在	(近隣) 地内	(類似一) 地内	(類似一) 地内	(類似一) 地内						
	地 域	標準的使用及び標準的規模										
地 域	地価水準	円/㎡～ 円/㎡	円/㎡～ 円/㎡	円/㎡～ 円/㎡	円/㎡～ 円/㎡	円/㎡～ 円/㎡						
条件	項目	細項目	内 訳	内 訳	格差	計	内 訳	格差	計	内 訳	格差	計
交通・接近条件	交通の便否及び林産物搬出の便否	最寄駅への接近性	()まで()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	()まで()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		() 100	()まで()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		() 100	()まで()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		() 100
		最寄集落への接近性	()まで()m 優る 普通 劣る	()まで()m 優る 普通 劣る			()まで()m 優る 普通 劣る			()まで()m 優る 普通 劣る		
		林道等配置、構造等の状態	幅員()m()舗装 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	幅員()m()舗装 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			幅員()m()舗装 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			幅員()m()舗装 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		
		最寄市場への接近性	()まで()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	()まで()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			()まで()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			()まで()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		
自然的条件	日照気温等の気象の状態	日照・気温	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る		
		降雨量・霧	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る		
		積雪	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る		
		風	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る		

様式第21号の2

(林地地域)

条件	項目	細項目	(近隣)	(類似一)			(類似一)			(類似一)		
			内 訳	内 訳	格差	計	内 訳	格差	計	内 訳	格差	計
自然的条件	標高等の傾斜地状	標高	() m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	() m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			() m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			() m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		
		傾斜	() 度 優る 普通 劣る	() 度 優る 普通 劣る			() 度 優る 普通 劣る			() 度 優る 普通 劣る		
		斜面の型	(凹・直・凸) 型 優る 普通 劣る	(凹・直・凸) 型 優る 普通 劣る			(凹・直・凸) 型 優る 普通 劣る			(凹・直・凸) 型 優る 普通 劣る		
	土壌の状態	土壌の良否	優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		
	災害の危険性	獣害の危険性	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る			$\frac{()}{100}$	優る 普通 劣る			$\frac{()}{100}$	
宅地化条件	宅地化等の影響	宅地化等の影響	優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		$\frac{()}{100}$	優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		$\frac{()}{100}$	優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		$\frac{()}{100}$
行政的條件	行政上の規程	行政上の規程	有()無 優る 普通 劣る	有()無 優る 普通 劣る			有()無 優る 普通 劣る			有()無 優る 普通 劣る		
		国立・国定・県立・公園・保安林等	有()無 優る 普通 劣る	有()無 優る 普通 劣る			有()無 優る 普通 劣る			有()無 優る 普通 劣る		
		その他規程	有()無 弱い 普通 強い	有()無 弱い 普通 強い			$\frac{()}{100}$	有()無 弱い 普通 強い			$\frac{()}{100}$	
その他	その他	その他	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る		$\frac{()}{100}$	優る 普通 劣る		$\frac{()}{100}$	優る 普通 劣る		$\frac{()}{100}$
格差率の相乗積			—————			$\frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} = \frac{()}{100}$	$\frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} = \frac{()}{100}$			$\frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} = \frac{()}{100}$		

田地地域・地域要因調査表及び算定表

調査番号		調査期間	～	担当者	用途的区分	農地地域	用途的地域	田地地域	同一状況地域	—		
地 域 の 分 析	同一 需給 圏	位置										
		性格										
		最近の動向及び地価変動率										
	同一 状況 地 域	図面参照番号及び所在	(近隣) 地内	(類似—) 地内	(類似—) 地内	(類似—) 地内						
		範囲										
		標準的使用及び標準的規模										
地価水準	円/㎡～ 円/㎡	円/㎡～ 円/㎡	円/㎡～ 円/㎡	円/㎡～ 円/㎡	円/㎡～ 円/㎡	円/㎡～ 円/㎡	円/㎡～ 円/㎡	円/㎡～ 円/㎡	円/㎡～ 円/㎡	円/㎡～ 円/㎡		
条件	項目	細項目	内 訳	内 訳	格差	計	内 訳	格差	計	内 訳	格差	計
交通・ 接近 条件	交通の便否	集落との接近性	最寄集落まで()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	最寄集落まで()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			最寄集落まで()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			最寄集落まで()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		
		出荷的集荷地との接近性	集落から出荷地まで()m 優る 普通 劣る	集落から出荷地まで()m 優る 普通 劣る			集落から出荷地まで()m 優る 普通 劣る			集落から出荷地まで()m 優る 普通 劣る		
		農道の状態	幅員()m()舗装 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	幅員()m()舗装 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		() 100	幅員()m()舗装 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		() 100	幅員()m()舗装 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		() 100
自然 的 条 件	地 勢	傾斜の方向	()向 優る 普通 劣る	()向 優る 普通 劣る			()向 優る 普通 劣る			()向 優る 普通 劣る		
		傾斜の角度	()度 優る 普通 劣る	()度 優る 普通 劣る			()度 優る 普通 劣る			()度 優る 普通 劣る		
	土壌の状態	土壌の良否	優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		

様式第22号の2

(田地地域)

条件	項目	細項目	(近隣)	(類似一)			(類似一)			(類似一)		
			内 訳	内 訳	格差	計	内 訳	格差	計	内 訳	格差	計
自然的条件	かんがい排水の状況	かんがいの良否	優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		
		排水の良否	優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		
	災害の危険性	水害の危険性	有()無() 優る 普通 劣る	有()無() 優る 普通 劣る			有()無() 優る 普通 劣る			有()無() 優る 普通 劣る		
		その他の災害の危険性	有()無() 優る 普通 劣る	有()無() 優る 普通 劣る		$\frac{()}{100}$	有()無() 優る 普通 劣る		$\frac{()}{100}$	有()無() 優る 普通 劣る		$\frac{()}{100}$
宅地化条件	宅地化等の影響の程度	宅地化等の影響	有る やや有る 無し	有る やや有る 無し		$\frac{()}{100}$	有る やや有る 無し		$\frac{()}{100}$	有る やや有る 無し		$\frac{()}{100}$
行政的條件	行政上の規制の程度	行政上の規制の程度	有()無() 弱い 普通 強い	有()無() 弱い 普通 強い			有()無() 弱い 普通 強い			有()無() 弱い 普通 強い		
	行政上の助成の程度	補助金・融資金等の助成の程度	有()無() 優る 普通 劣る	有()無() 優る 普通 劣る		$\frac{()}{100}$	有()無() 優る 普通 劣る		$\frac{()}{100}$	有()無() 優る 普通 劣る		$\frac{()}{100}$
その他	その他	その他	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る		$\frac{()}{100}$	優る 普通 劣る		$\frac{()}{100}$	優る 普通 劣る		$\frac{()}{100}$
格差率の相乗積			—————	$\frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} = \frac{()}{100}$		$\frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} = \frac{()}{100}$		$\frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} = \frac{()}{100}$		$\frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} = \frac{()}{100}$		$\frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} = \frac{()}{100}$

畑地地域・地域要因調査表及び算定表

調査番号		調査期間		担当者		用途的区分		農地地域		用途的地域		畑地地域		同一状況地域		—				
地 域 の 分 析	同一 需給 圏	位置																		
		性格																		
		最近の動向及び 地価変動率																		
	同一 状況 地 域	図面対照番号及び所在	(近隣)	地内	(類似—)	地内	(類似—)	地内	(類似—)	地内	(類似—)	地内	(類似—)	地内	(類似—)	地内	(類似—)	地内		
		範囲																		
		標準的使用及び 標準的規模																		
地価水準	円/㎡～	円/㎡	円/㎡～	円/㎡	円/㎡～	円/㎡	円/㎡～	円/㎡	円/㎡～	円/㎡	円/㎡～	円/㎡	円/㎡～	円/㎡	円/㎡～	円/㎡				
条件	項目	細項目	内 訳		格差		計		内 訳		格差		計		内 訳		格差		計	
交通・ 接近 条件	交通の便否	集落との接近 性	最寄集落まで()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	最寄集落まで()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			最寄集落まで()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			最寄集落まで()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			最寄集落まで()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			最寄集落まで()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る				
		出荷的集落地 との接近性	集落から倉庫まで()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	集落から倉庫まで()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			集落から倉庫まで()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			集落から倉庫まで()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			集落から倉庫まで()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			集落から倉庫まで()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る				
		農道の状態	幅員()m 構造() 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	幅員()m 構造() 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		() 100	幅員()m 構造() 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		() 100	幅員()m 構造() 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		() 100	幅員()m 構造() 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		() 100	幅員()m 構造() 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		() 100		
自然 的 条件	地 勢	傾斜の方向	()向 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	()向 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			()向 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			()向 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			()向 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			()向 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る				
		傾斜角度	()度 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	()度 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			()度 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			()度 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			()度 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			()度 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る				

様式第23号の2

(畑地地域)

条件	項目	細項目	(近隣)	(類似一)			(類似一)			(類似一)		
			内 訳	内 訳	格差	計	内 訳	格差	計	内 訳	格差	計
自然的条件	土 壌 の 態	土壌の良否	優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		
		排水の良否	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る		
	災 害 の 危 険 の 性	災 害 の 危 険 の 性	有()無 優る 普通 劣る	有()無 優る 普通 劣る		$\frac{()}{100}$	有()無 優る 普通 劣る		$\frac{()}{100}$	有()無 優る 普通 劣る		$\frac{()}{100}$
宅地化条件	宅地化等の影響の程度	宅地化等の影響	有る やや有る 無し	有る やや有る 無し		$\frac{()}{100}$	有る やや有る 無し		$\frac{()}{100}$	有る やや有る 無し		$\frac{()}{100}$
行政的条件	行政上の規制の程度	行政上の規制の程度	有()無 弱い 普通 強い	有()無 弱い 普通 強い			有()無 弱い 普通 強い			有()無 弱い 普通 強い		
	行政上の助成の程度	補助金・融資金等による助成の程度	有()無 優る 普通 劣る	有()無 優る 普通 劣る		$\frac{()}{100}$	有()無 優る 普通 劣る		$\frac{()}{100}$	有()無 優る 普通 劣る		$\frac{()}{100}$
その他	その他	その他	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る		$\frac{()}{100}$	優る 普通 劣る		$\frac{()}{100}$	優る 普通 劣る		$\frac{()}{100}$
格差率の相乗積			———	$\frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} = \frac{()}{100}$		$\frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} = \frac{()}{100}$		$\frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} = \frac{()}{100}$		$\frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} = \frac{()}{100}$		$\frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} = \frac{()}{100}$

住宅地個別的要因調査表及び算定表

所在地		(標準地)	(事例地一)	(事例地一)					
種別									
類型		1. 更地 2. 建付地 3. 借地 4. 底地	1. 更地 2. 建付地 3. 借地 4. 底地	1. 更地 2. 建付地 3. 借地 4. 底地					
価格時点及び事情		_____	年 月 日 正常・売り急ぎ・買い進み ()	年 月 日 正常・売り急ぎ・買い進み ()					
取引の目的		_____							
条件	細項目	内 訳		格差	計	内 訳		格差	計
街路条件	系統及び連続性		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る				優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		
	幅員	() m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	() m		() m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		
	舗装	() 舗装	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	() 舗装		() 舗装	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		
	除雪施設等	施設名 ()	有 無	施設名 ()		施設名 ()	有 無		() 100
交通・接近条件	最寄駅への接近性	() 駅 () m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	() 駅 () m		() 駅 () m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		
	最寄商業施設への接近性	() まで () m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	() まで () m		() まで () m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		
	公共施設等との接近性	小・中学校 () m 病院 () m 官公署 () m 公園 () m 平均 () m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	小・中学校 () m 病院 () m 官公署 () m 公園 () m 平均 () m		小・中学校 () m 病院 () m 官公署 () m 公園 () m 平均 () m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		() 100
	環境条件	日照・通風・乾湿等		優る・普通・劣る			優る・普通・劣る		
	地勢・地質・地盤等		優る・普通・劣る				優る・普通・劣る		
	隣接地の利用状況		普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る				普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る		
	上水道	有 可能 無	優る・普通・劣る	有 可能 無		有 可能 無	優る・普通・劣る		
	下水道	有 可能 無	優る・普通・劣る	有 可能 無		有 可能 無	優る・普通・劣る		
	都市ガス等	有 可能 無	優る・普通・劣る	有 可能 無		有 可能 無	優る・普通・劣る		
	危険施設・処理施設の有無	有 () 無	無 有 (小・やや小・通常・やや大・大)	有 () 無		有 () 無	無 有 (小・やや小・通常・やや大・大)		() 100

様式第24号の2

(住宅地)

所在地		(標準地)		(事例地一)			(事例地一)				
条件	細項目	内 訳		内 訳		格差	計	内 訳		格差	計
画 地 条 件	地積	() m ²	普通・やや劣る・劣る	() m ²	普通・やや劣る・劣る			() m ²	普通・やや劣る・劣る		
	間口狭小	間口 () m	普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る	間口 () m	普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る			間口 () m	普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る		
	奥行逋減	奥行 () m	普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る	奥行 () m	普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る			奥行 () m	普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る		
	奥行(短小・長大)		普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る		普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る				普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る		
	(不整形・三角)地		普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る		普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る				普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る		
	方 位	接面道路の方位 () 向	北・西・東・南	接面道路の方位 () 向	北・西・東・南			接面道路の方位 () 向	北・西・東・南		
	高 低	接面道路より () m () い	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	接面道路より () m () い	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る			接面道路より () m () い	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		
	角 地	角地の方位 北西・北東・南西・南東	普通・やや優る・優る 相当に優る・極端に優る	角地の方位 北西・北東・南西・南東	普通・やや優る・優る 相当に優る・極端に優る			角地の方位 北西・北東・南西・南東	普通・やや優る・優る 相当に優る・極端に優る		
	準 角 地	準角地の方位 北西・北東・南西・南東	普通・やや優る・優る 相当に優る・極端に優る	準角地の方位 北西・北東・南西・南東	普通・やや優る・優る 相当に優る・極端に優る			準角地の方位 北西・北東・南西・南東	普通・やや優る・優る 相当に優る・極端に優る		
						() 100				() 100	
行政的 条件	用途地域等の 地域・地区等	用途地域 () 建ぺい率 () % 容積率 () %	弱い・やや弱い・普通 やや強い・強い	用途地域 () 建ぺい率 () % 容積率 () %	弱い・やや弱い・普通 やや強い・強い	() 100	用途地域 () 建ぺい率 () % 容積率 () %	弱い・やや弱い・普通 やや強い・強い	() 100		
その他	そ の 他		優る・普通・劣る		優る・普通・劣る	() 100		優る・普通・劣る	() 100		
格差率の相乗積		—————		$\frac{()}{100} \times \frac{()}{100} = \frac{()}{100}$			$\frac{()}{100} \times \frac{()}{100} = \frac{()}{100}$				
略 図	4 +			4 +			4 +				

商業地個別的要因調査表及び算定表

所在地		(標準地)		(事例地一)		(事例地一)					
種別											
類型		1. 更地 2. 建付地 3. 借地 4. 底地		1. 更地 2. 建付地 3. 借地 4. 底地		1. 更地 2. 建付地 3. 借地 4. 底地					
価格時点及び事情		_____		年 月 日 正常・売り急ぎ・買い進み ()		年 月 日 正常・売り急ぎ・買い進み ()					
取引の目的		_____									
条件	細項目	内 訳		内 訳		格差	計	内 訳		格差	計
街路条件	系統及び連続性		優る・普通・劣る		優る・普通・劣る				優る・普通・劣る		
	幅員	() m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	() m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る			() m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		
	舗装	() 舗装	優る・普通・劣る	() 舗装	優る・普通・劣る			() 舗装	優る・普通・劣る		
	歩道	() m	優る・普通・劣る	() m	優る・普通・劣る			() m	優る・普通・劣る		
	構造	街路の構造 ()	優る・普通・劣る	街路の構造 ()	優る・普通・劣る			街路の構造 ()	優る・普通・劣る		
	勾配・カーブ	進入の難易危険性 有・無	優る・普通・劣る	進入の難易危険性 有・無	優る・普通・劣る			進入の難易危険性 有・無	優る・普通・劣る		
	除雪施設等	施設名 ()	有 無	施設名 ()	有 無		$\frac{()}{100}$	施設名 ()	有 無		$\frac{()}{100}$
交通・接近条件	商業地域の中心又は施設への接近性	() m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	() m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る			() m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		
	最寄駅への接近性	() 駅まで () m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	() 駅まで () m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		$\frac{()}{100}$	() 駅まで () m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		$\frac{()}{100}$
環境条件	客足の流動性		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る				優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		
	隣接不動産等周囲の状態		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る				優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		
	地盤		優る・普通・劣る		優る・普通・劣る		$\frac{()}{100}$		優る・普通・劣る		$\frac{()}{100}$
画地条件	間口狭小	間口 () m	普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る	間口 () m	普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る			間口 () m	普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る		
	奥行通減	奥行 () m	普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る	奥行 () m	普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る			奥行 () m	普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る		

様式第25号の2

(商業地)

所在地		(標準地)		(事例地一)			(事例地一)					
条件	細項目	内 訳		内 訳		格差	計	内 訳		格差	計	
画 地 条 件	奥行(短小・長大)		普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る		普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る				普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る			
	(不整形・三角)地		普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る		普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る				普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る			
	地積 (過大・過小)		普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る		普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る				普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る			
	面大増加		普通・やや優る・優る 相当に優る・特に優る		普通・やや優る・優る 相当に優る・特に優る				普通・やや優る・優る 相当に優る・特に優る			
	高低	接面道路より ()m()い	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	接面道路より ()m()い	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る				接面道路より ()m()い	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		
	角地		普通・やや優る・優る 相当に優る・特に優る		普通・やや優る・優る 相当に優る・特に優る				普通・やや優る・優る 相当に優る・特に優る			
	(二・三・四)方路	他道路の方位 ()	普通・やや優る・優る 相当に優る・特に優る	他道路の方位 ()	普通・やや優る・優る 相当に優る・特に優る				他道路の方位 ()	普通・やや優る・優る 相当に優る・特に優る		
							() 100				() 100	
行政的 条件	用途地域等	用途地域() 建ぺい率()% 容積率()%	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	用途地域() 建ぺい率()% 容積率()%	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		() 100	用途地域() 建ぺい率()% 容積率()%	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		() 100	
その他	その他		優る・普通・劣る		優る・普通・劣る		() 100		優る・普通・劣る		() 100	
格差率の相乗積		—————		$\frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} = \frac{(\quad)}{100}$				$\frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} = \frac{(\quad)}{100}$				
略 図			4 +			4 +				4 +		

工業地個別的要因調査表及び算定表

所在地		(標準地)		(事例地一)		(事例地一)					
種別											
類型		1. 更地 2. 建付地 3. 借地 4. 底地		1. 更地 2. 建付地 3. 借地 4. 底地		1. 更地 2. 建付地 3. 借地 4. 底地					
価格時点及び事情		_____		年 月 日 正常・売り急ぎ・買い進み ()		年 月 日 正常・売り急ぎ・買い進み ()					
取引の目的		_____									
条件	細項目	内 訳		内 訳		格差	計	内 訳		格差	計
街路条件	系統及び連続性		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		() 100		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		() 100
	幅員	接面道路の幅員 ()m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	接面道路の幅員 ()m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る			接面道路の幅員 ()m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		
	舗装	()舗装	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	()舗装	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る			()舗装	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		
	除雪施設等	施設名 ()	有 無	施設名 ()	有 無			施設名 ()	有 無		
交通・接近条件	最寄駅交通機関との接近性	() 駅 () m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	() 駅 () m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		() 駅 () m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る			
	地域内における輸送施設との関係位置		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る			優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る			
	鉄道専用引込線		有 無		有 無			有 無			
	専用岸壁	有 無	有(優る・普通・劣る) 無	有 無	有(優る・普通・劣る) 無	() 100	有 無	有(優る・普通・劣る) 無	() 100		
環境条件	工業用水		有 無		有 無			有 無			
	工場排水		優る・普通・劣る		優る・普通・劣る			優る・普通・劣る			
	電力等の動力資源		優る・普通・劣る		優る・普通・劣る			優る・普通・劣る			
	上下水道・ガス等	有 可能 無	優る・普通・劣る	有 可能 無	優る・普通・劣る		有 可能 無	優る・普通・劣る			

様式第26号の2

(工業地)

所在地		(標準地)		(事例地一)			(事例地一)					
条件	細項目	内 訳		内 訳		格差	計	内 訳		格差	計	
環境条件	地勢・地質・地盤等		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る				優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る			
	造成の程度		優る・普通・劣る		優る・普通・劣る		$\frac{(\quad)}{100}$		優る・普通・劣る		$\frac{(\quad)}{100}$	
画地条件	地積	() m ² 地積(過大・過小)	普通・やや劣る・劣る	() m ² 地積(過大・過小)	普通・やや劣る・劣る		$\frac{(\quad)}{100}$	() m ² 地積(過大・過小)	普通・やや劣る・劣る		$\frac{(\quad)}{100}$	
	形状		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る				優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る			
	接面道路との関係	() 方路	四方路・三方路・二方路 ・一方路	() 方路	四方路・三方路・二方路 ・一方路				() 方路	四方路・三方路・二方路 ・一方路		
行政条件	行政上の規制	用途地域() 建ぺい率()/10 容積率()/10	弱い・普通・強い	用途地域() 建ぺい率()/10 容積率()/10	弱い・普通・強い		$\frac{(\quad)}{100}$	用途地域() 建ぺい率()/10 容積率()/10	弱い・普通・強い		$\frac{(\quad)}{100}$	
その他	その他		優る・普通・劣る		優る・普通・劣る		$\frac{(\quad)}{100}$		優る・普通・劣る		$\frac{(\quad)}{100}$	
格差率の相乗積		—————		$\frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} = \frac{(\quad)}{100}$			$\frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} = \frac{(\quad)}{100}$					
略		4					4		4			
図												

宅地見込地個別的要因調査表及び算定表

所在地		(標準地)		(事例地一)		(事例地一)					
種別		現況() 地積 m ²		現況() 地積 m ²		現況() 地積 m ²					
類型		更地		更地		更地					
価格時点及び事情		_____		年 月 日 正常・売り急ぎ・買い進み ()		年 月 日 正常・売り急ぎ・買い進み ()					
取引の目的		_____									
条件	細項目	内 訳		内 訳		格差	計	内 訳		格差	計
画地条件	道路の位置規模・系統等	接面()m非接面 街路まで()m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	接面()m非接面 街路まで()m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る			接面()m非接面 街路まで()m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		
	画地の形状 間口・奥行等	形状() 間口()m奥行()m	普通・劣る・相当に劣る	形状() 間口()m奥行()m	普通・劣る・相当に劣る			形状() 間口()m奥行()m	普通・劣る・相当に劣る		
	高圧線下地	電圧()KV 線下地積()m ² 全面積に対して()%		電圧()KV 線下地積()m ² 全面積に対して()%			$\frac{()}{100}$	電圧()KV 線下地積()m ² 全面積に対して()%			$\frac{()}{100}$
行政的 条件	用途地域等	用途地域() 容積率()% 建ぺい率()%	弱い・やや弱い・普通 やや強い・強い	用途地域() 容積率()% 建ぺい率()%	弱い・やや弱い・普通 やや強い・強い		$\frac{()}{100}$	用途地域() 容積率()% 建ぺい率()%	弱い・やや弱い・普通 やや強い・強い		$\frac{()}{100}$
その他	地盤の高低等	高低差()m	優る・普通・劣る	高低差()m	優る・普通・劣る			高低差()m	優る・普通・劣る		
	その他		優る・普通・劣る		優る・普通・劣る		$\frac{()}{100}$		優る・普通・劣る		$\frac{()}{100}$
格差率の相乗積		_____		$\frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} = \frac{()}{100}$		$\frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} = \frac{()}{100}$					
略 図			4 +			4 +			4 +		

林地個別的要因調査表及び算定表

所在地		(標準地)	(事例地一)				(事例地一)				
種別											
価格時点及び事情		_____	年 月 日 正常・売り急ぎ・買い進み ()		100	年 月 日 正常・売り急ぎ・買い進み ()		100			
取引の目的		_____									
条件	細項目	内 訳		内 訳		格差	計	内 訳		格差	計
交通・接近条件	最寄駅への近接性	() 駅まで () m	優る・普通・劣る		() 駅まで () m	優る・普通・劣る			() 駅まで () m	優る・普通・劣る	
	最寄集落への近接性	() まで () m	優る・普通・劣る		() まで () m	優る・普通・劣る			() まで () m	優る・普通・劣る	
	搬出施設の構造	搬出施設の構造 ()	優る・普通・劣る		搬出施設の構造 ()	優る・普通・劣る			搬出施設の構造 ()	優る・普通・劣る	
	抛出地点までの距離	() まで () km	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		() まで () km	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る			() まで () km	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	
	抛出地点から最寄市場までの距離	() まで () km	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		() まで () km	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		() 100	() まで () km	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	
自然的条件	積雪	積雪(少ない・普通・多い)・無	優る・普通・劣る		積雪(少ない・普通・多い)・無	優る・普通・劣る			積雪(少ない・普通・多い)・無	優る・普通・劣る	
	風	風当り (弱い・普通・強い)	優る・普通・劣る		風当り (弱い・普通・強い)	優る・普通・劣る			風当り (弱い・普通・強い)	優る・普通・劣る	
	標高	標高 () m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		標高 () m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る			標高 () m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	
	方位	樹種() 方位()	北 東 南 又は 西		樹種() 方位()	北 東 南 又は 西			樹種() 方位()	北 東 南 又は 西	
	傾斜	傾斜角度() 度	優る・普通・劣る		傾斜角度() 度	優る・普通・劣る			傾斜角度() 度	優る・普通・劣る	
	斜面の位置		山麓 山腹 山頂			山麓 山腹 山頂				山麓 山腹 山頂	
	斜面の型	良 普通 悪	優る・普通・劣る		良 普通 悪	優る・普通・劣る			良 普通 悪	優る・普通・劣る	
土壌の良否		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る			優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		() 100		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		

様式第28号の2

(林地)

所在地		(標準地)		(事例地一)			(事例地一)				
条件	細項目	内 訳		内 訳		格差	計	内 訳		格差	計
宅地化 条件	宅地化等の影響		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		$\frac{(\quad)}{100}$		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		$\frac{(\quad)}{100}$
行政的 条件	国立・国定・県立公園・ 保安林・砂防指定地等	有() 無	優る・普通・劣る	有() 無	優る・普通・劣る			有() 無	優る・普通・劣る		
	その他の規制	有() 無	弱い・普通・強い	有() 無	弱い・普通・強い		$\frac{(\quad)}{100}$	有() 無	弱い・普通・強い		$\frac{(\quad)}{100}$
その他	その他		優る・普通・劣る		優る・普通・劣る		$\frac{(\quad)}{100}$		優る・普通・劣る		$\frac{(\quad)}{100}$
格差率の相乗積		—————		$\frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} = \frac{(\quad)}{100}$			$\frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} = \frac{(\quad)}{100}$				
略 図			4 +			4 +			4 +		

田地個別的要因調査表及び算定表

所在地		(標準地)		(事例地一)		(事例地一)						
種別												
価格時点及び事情		_____		年 月 日 正常・売り急ぎ・買い進み ()		年 月 日 正常・売り急ぎ・買い進み ()						
取引の目的		_____										
条件	細項目	内 訳		内 訳		格差	計	内 訳		格差	計	
交通・接近条件	集落との接近性	最寄集落まで () m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	最寄集落まで () m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		() 100	最寄集落まで () m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		() 100	
	農道の状態	幅員 () m 構造 () 舗装	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	幅員 () m 構造 () 舗装	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る			幅員 () m 構造 () 舗装	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る			
自然的条件	日照の良否	日照時間が ()	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	日照時間が ()	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		() 100	日照時間が ()	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		() 100	
	土壌の良否		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る				優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る			
	保水の良否	保水日数が () 日	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	保水日数が () 日	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る				保水日数が () 日	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		
	礫の多少	礫の割合 () %	優る・普通・劣る	礫の割合 () %	優る・普通・劣る				礫の割合 () %	優る・普通・劣る		
	かんがいの良否		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る					優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		
	排水の良否		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る					優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		
	水害の危険性	有 () 無	優る・普通・劣る	有 () 無	優る・普通・劣る				有 () 無	優る・普通・劣る		
その他の災害の危険性	有 () 無	優る・普通・劣る	有 () 無	優る・普通・劣る		() 100	有 () 無	優る・普通・劣る		() 100		
画地条件	地積	() アール	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	() アール	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		() 100	() アール	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		() 100	
	形状	長方形又は正方形・やや不整形・不整形・相当に不整形・極端に不整形	普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る	長方形又は正方形・やや不整形・不整形・相当に不整形・極端に不整形	普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る			長方形又は正方形・やや不整形・不整形・相当に不整形・極端に不整形	普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る			
	障害物による障害	有 () 無	優る・普通・劣る	有 () 無	優る・普通・劣る				有 () 無	優る・普通・劣る		

様式第29号の2

(田 地)

所在地		(標準地)		(事例地一)			(事例地一)				
条件	細項目	内 訳		内 訳		格差	計	内 訳		格差	計
画地条件	価格水準が (低い・中位の・ 高い地域)		普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る		普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る		$\frac{(\quad)}{100}$		普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る		$\frac{(\quad)}{100}$
行政的 条件	行政の規 制の程 度	規制()無	弱い・普通・強い	規制()無	弱い・普通・強い		$\frac{(\quad)}{100}$	規制()無	弱い・普通・強い		$\frac{(\quad)}{100}$
	補助金・融 資金等 による助成 の程度	助成()無	優る・普通・劣る	助成()無	優る・普通・劣る			助成()無	優る・普通・劣る		
その他	そ の 他		優る・普通・劣る		優る・普通・劣る		$\frac{(\quad)}{100}$		優る・普通・劣る		$\frac{(\quad)}{100}$
格差率の相乗積		—————		$\frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} = \frac{(\quad)}{100}$			$\frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} = \frac{(\quad)}{100}$				
略 図		4 +					4 +		4 +		

畑地個別的要因調査表及び算定表

所在地		(標準地)		(事例地一)		(事例地一)					
種別											
価格時点及び事情		_____		年 月 日 正常・売り急ぎ・買い進み ()		年 月 日 正常・売り急ぎ・買い進み ()					
取引の目的		_____									
条件	細項目	内 訳		内 訳		格差	計	内 訳		格差	計
交通・接近条件	集落との接近性	最寄集落まで () m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	最寄集落まで () m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		() 100	最寄集落まで () m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		() 100
	農道の状態	構造 () 幅員 () m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	構造 () 幅員 () m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る			構造 () 幅員 () m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		
自然的条件	日照の良否		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		() 100		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		() 100
	土壌の良否		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る				優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		
	礫の多少	礫の含有 () %	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	礫の含有 () %	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る			礫の含有 () %	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		
	作土の深さ	基層まで () cm	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	基層まで () cm	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る			基層まで () cm	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		
	排水の良否		優る・普通・劣る		優る・普通・劣る				優る・普通・劣る		
	災害の危険性	有 () 無	優る・普通・劣る	有 () 無	優る・普通・劣る		() 100	有 () 無	優る・普通・劣る		() 100
画地条件	地積	() アール	優る・普通・劣る	() アール	優る・普通・劣る		() 100	() アール	優る・普通・劣る		() 100
	傾斜の角度	() 度 () 向	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	() 度 () 向	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る			() 度 () 向	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		
	形状不整及び障害物による障害の程度	有 () 無	普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る	有 () 無	普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る			有 () 無	普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る		

様式第30号の2

(畑地)

所在地		(標準地)		(事例地一)			(事例地一)				
条件	細項目	内 訳		内 訳		格差	計	内 訳		格差	計
画地条件	価格水準が (低い・中位の・ 高い)地域		普通・やや劣る・劣る		普通・やや劣る・劣る		$\frac{(\quad)}{100}$		普通・やや劣る・劣る		$\frac{(\quad)}{100}$
行政的 条件	行政の規 制程 度	有()無	弱い・普通・強い	有()無	弱い・普通・強い		$\frac{(\quad)}{100}$	有()無	弱い・普通・強い		$\frac{(\quad)}{100}$
	補助金・融 資金等 による助 成の程 度	有()無	優る・普通・劣る	有()無	優る・普通・劣る			有()無	優る・普通・劣る		
その他	そ の 他		優る・普通・劣る		優る・普通・劣る		$\frac{(\quad)}{100}$		優る・普通・劣る		$\frac{(\quad)}{100}$
格差率の相乗積		—————		$\frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} = \frac{(\quad)}{100}$			$\frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} = \frac{(\quad)}{100}$				
略 図		4 +					4 +			4 +	

住宅地地域格差認定基準表

条件	項目	細項目	優 る	やや優る	普 通	やや劣る	劣 る
街 路 条 件	街路の幅員 構造等の状態	幅 員	() m以上	—	() ~ () m以上 m未満	—	() m未満
		舗 装	() 舗装 舗装率 () %以上	—	() 舗装 舗装率 () %以上~() %未満	—	() 舗装 舗装率 () %未満
		配 置		—		—	
		系統及び連続性		—		—	
交 通 ・ 接 近 条 件	都心との距離及び 交通施設の状態	最寄駅への接近性	() m未満	() ~ () m以上 m未満	() ~ () m以上 m未満	() ~ () m以上 m未満	() m以上
		都心への接近性	() 時間未満	() ~ () 時間以上 時間未満	() ~ () 時間以上 時間未満	() ~ () m以上 時間未満	() 時間以上
	商業施設の配置の 状 態	最寄商業施設への 接 近 性	() 分未満	() ~ () 分以上 分未満	() ~ () 分以上 分未満	() ~ () 分以上 分未満	() 分以上
	学校・公園・病院 等の配置の状態	小学校・公園・ 病院・官公署等	平均 () m未満	平均 () ~ () m以上 m未満	平均 () ~ () m以上 m未満	平均 () ~ () m以上 m未満	平均 () m以上
環 境 条 件	各画地の面積・配 置及び利用の状況	画地の標準的面积	※優良住宅地の場合 「特に優る」 () m ² 超え	※優良住宅地の場合 「相当に優る」 () ~ () m ² 超え m ² 以下	※優良住宅地の場合 「優る」 () ~ () m ² 超え m ² 以下	※優良住宅地の場合 「普通」 () ~ () m ² 超え m ² 以下	() m ² 以下
		土 地 の 利 用 度	疎密度 () %以上	—	疎密度 () ~ () %以上 %未満	—	疎密度 () %未満
そ の 他	そ の 他	そ の 他					

商業地地域格差認定基準表

条件	項目	細項目	優 る	やや優る	普 通	やや劣る	劣 る
街路条件	街路の状態	幅員	() m以上	() ~ () m以上 m未満	() ~ () m以上 m未満	() ~ () m以上 m未満	() m未満
		舗装	() 舗装 舗装率 () %以上	-	() 舗装 舗装率 () %以上~ () %未満	-	() 舗装 舗装率 () %未満
		歩道	() m以上	-	() ~ () m以上 m未満	-	() m未満
		構造	構造 ()	-	構造 ()	-	構造 ()
交通・接近条件	顧客の交通手段の状態	最寄駅の乗降客の数	() 人以上	() ~ () 人以上 人未満	() ~ () 人以上 人未満	() ~ () 人以上 人未満	() 人未満
		最寄駅への接近性	() m未満	() ~ () m以上 m未満	() ~ () m以上 m未満	() ~ () m以上 m未満	() m以上
		都市中心部への接近性	() m未満	() ~ () m以上 m未満	() ~ () m以上 m未満	() ~ () m以上 m未満	() m以上
		官公署（又は公共施設等）との接近性					

工業地地域格差認定基準表

条件	細 項 目	優 る	やや優る	普 通	やや劣る	劣 る
街路条件	幅 員	() m以上	() ~ () m以上 m未満	() ~ () m以上 m未満	() ~ () m以上 m未満	() m未満
	舗 装	() 舗装 舗装率 () %以上	() 舗装 舗装率 () %以上~ () %未満	() 舗装 舗装率 () %以上~ () %未満	() 舗装 舗装率 () %以上~ () %未満	() 舗装 舗装率 () %未満
交通・接近条件	都 心 へ の 接 近 性	() 時間未満	() ~ () 時間以上 時間未満	() ~ () 時間以上 時間未満	() ~ () 時間以上 時間未満	() 時間以上
	空 港 と の 接 近 性	() m未満	-	() ~ () m以上 m未満	-	() m以上
	主要交通機関との接近性	() m未満	() ~ () m以上 m未満	() ~ () m以上 m未満	() ~ () m以上 m未満	() m以上
行政的 条件	規 制	() 地域	-	() 地域	-	() 地域

宅地見込地地域格差認定基準表

条件	項目	細項目	優 る	やや優る	普 通	やや劣る	劣 る
交通・接近条件	都心との距離及び交通施設の状況	最寄駅への接近性	() 時間未満	() ~ () 時間以上 時間未満	() ~ () 時間以上 時間未満	() ~ () m以上 時間未満	() 時間以上
		最寄駅から都心への接近性	() km未満	-	() ~ () km以上 km未満	-	() km以上
	商業施設の配置の状況	最寄商業施設への接近性	() km未満	-	() ~ () km以上 km未満	-	() km以上
		学校・公園・病院等配置の状況	幼稚園・学校・病院等	() km未満	-	() ~ () km以上 km未満	-

林地地域格差認定基準表

条件	項目	細項目	優 る	や や 優 る	普 通	や や 劣 る	劣 る
交通・接近条件	交通の便否及び林産物搬出の便否	最寄駅への接近性	() m未満	() ~ () m以上 m未満	() ~ () m以上 m未満	() ~ () m以上 m未満	() m以上
		最寄集落への接近性	() m未満	-	() ~ () m以上 m未満	-	() m以上
		林道等の配置・構造等の状態					
		最寄市場への接近性	() m未満	() ~ () m以上 m未満	() ~ () m以上 m未満	() ~ () m以上 m未満	() m以上
自然的条件	標高・傾斜等の地勢の状態	標高	標準的な標高 () mより () m以上 低い	() ~ () m以上 m未満 低い	() m未満 低い () m未満 高い	() ~ () m以上 m未満 高い	() m以上 高い
		傾斜	() 度以上~ () 度未満	-	() 度以上~ () 度未満 () 度未満	-	() 度以上
		傾斜の型					

田地地域格差認定基準表

条件	項目	細項目	優 る	や や 優 る	普 通	や や 劣 る	劣 る
交通・接近条件	交 通 の 便 否	集 落 と の 接 近 性	() m未満	() ~ () m以上 m未満	() ~ () m以上 m未満	() ~ () m以上 m未満	() m以上
		出 荷 的 集 荷 地 と の 接 近 性	() m未満	-	() ~ () m以上 m未満	-	() m以上
		農 道 の 状 態	() m以上	() ~ () m以上 m未満	() ~ () m以上 m未満	() ~ () m以上 m未満	() m未満
自然的条件	地 勢	傾 斜 の 方 向	() 向	-	() 向	-	() 向
		傾 斜 の 角 度	() 度未満	-	() 度以上~ () 度未満	-	() 度以上

畑地地域格差認定基準表

条件	項目	細項目	優 る	や や 優 る	普 通	や や 劣 る	劣 る
交通・接近条件	交 通 の 便 否	集落との接近の程度	() m未満	() ~ () m以上 m未満	() ~ () m以上 m未満	() ~ () m以上 m未満	() m以上
		出荷的集荷地との 接 近 の 程 度	() m未満	() ~ () m以上 m未満	() ~ () m以上 m未満	() ~ () m以上 m未満	() m以上
		農 道 の 状 態	() m以上	() ~ () m以上 m未満	() ~ () m以上 m未満	() ~ () m以上 m未満	() m未満
自然的条件	地 勢	傾 斜 の 方 向	() 向	() 向	() 向	() 向	() 向
		傾 斜 の 角 度	() 度未満	() 度以上~ () 度未満	() 度以上~ () 度未満	() 度以上~ () 度未満	() 度以上

宅地収益価格調査表及び算定表

所在地	種別	項目	事例地の状態等				項目	事例地の状態等			
			系統及び連続性	種別	積	(系統及び連続性の良否)		地積	() m ²		
建築物等		街路条件	路線名			画面地条件	間口、奥行	間口	() m	奥行	() m
面積			幅員	全幅	() m		歩道	接面	() m	無	対面
構造		交通・接近条件	舗装	有 () 無 ()			事例街路	事例関係	事例地の () 方・一方路・角地・二方路・三方路・その他 ()		
階層			最寄駅との接近性	() 線 () 駅 () 方約 () m				高低差	約 () m 高・低 傾斜度 () 度・無		
用途		環境条件	都心との接近性	都心 時間 距離 () まで () 又は ()			行政的	区域	市街化区域・市街化調整区域・都市計画区域・都市計画区域外		
建築年月日	年 月 日		公共施設等との接近性					用途地域	1低住専・2低住専・1中住専・2中住専・1住居・2住居・準住居・近商・商業・準工・工業・工専		
建築価額	() 円 / m ²	事例地の周囲状況	日照、通風乾湿等		地質、地盤地勢等	事例地	容積率等	容積率	() / 10	建ぺい率	() / 10
住居者ビル名等			自然的条件				公共下水・下水道・無 処排水有・洗可	防火規制等	防火規制	防火・準防火・無	高度規制
調査年月日	年 月 日		供給処理	上水道	有・可・無	下水道	その他	事例地の存する地域の標準的使用の状態			
契約にあたっての事情	無有 買進み・売急ぎ () %程度 事情等 ()		都市ガス		有・可・無	その他		事例地の最有効使用の状態			
資料確認源	・契約書・伝聞・決算書 ・その他 ()		事例地の周囲状況					事例地の近隣地域の範囲			
近くの公示地基準地							備考				
付近の目標物								東 () m 西 () m 南 () m 北 () m			

様式第38号の2

	階数	戸数	総面積	賃貸面積	㎡又は1戸(室)当たり賃料	階別総賃料	補正額及び理由	項目	算出内訳			
									実額	標準化補正後の額	補正の理由	
賃 貸 借 事 例	階	戸	㎡	㎡	円	円		減価償却費	建築物			
									付帯設備			
									小計			
	賃料収入小計							円	修繕費			
	敷金等の運用益								維持管理費			
	権利金等の運用益及び償却額								公租公課			
	その他収入								損害保険料			
	年(年間総収益)		円						貸倒準備費			
									空室等による損失相当額			
	収益に対応する期間	年 月 日 ~ 年 月 日		支払いの時期					計(年間総費用)			
土地の固定資産税評価額	()円 ()円/㎡ 課税標準額()円/㎡		相続税路線価		正面()円/㎡ 側面()円/㎡	総収益(年間)						
評価 建物の固定資産税 額 査定			賃料水準					土地建物に帰属する純収益	純費用(年間)()円 ()円			
建物の評価額内訳								建物に帰属する純収益	()円			
再調達原価					()円/㎡	土地に帰属する純収益			()円			
積算価格	(価格時点 年 月 日)				()円/㎡	土地の収益価格			還元利回り()% ()円 ()円/㎡			

積算価格調査表及び算定表

付 帯 費 用 の 内 訳				条件	項 目	標 準 画 地 の 状 態 等				
項 目	算 出 内 訳			交通・ 接近条件	最寄駅との	()線()駅()方約()m				
	実 額	標準化補正後の額	補正の理由		接 近 性	()線()バス停()方約()m				
	円	円	都心との接近性		都心()まで 時間() 又は距離()					
			公共施設等との							
			接 近 性							
			環 境 条 件		自 然 的 条 件	日照・通風・乾湿等		地質・地盤・地勢等		
					供 給 処 理 施 設	上 水 道	有・可・無	下 水 道	公共下水・下水道・無 (処・排) (水洗有・可)	
						都 市 ガ ス	有・可・無	そ の 他		
計	円 (円/㎡)	円 (円/㎡)	事例地の周囲の		状 態					
土地の積算価格	素地価格 造成工事費 付帯費用 { (円/㎡) + (円/㎡) + (円/㎡) }				画 地 条 件	地 積	()㎡			
	有効宅地化率 再調整原価 減価修正率(熟練度修正) ÷ () = (円/㎡) × ()			間 口 ・ 奥 行		間 口	() m	奥 行	() m	
	= (円/㎡)			形 状		ほぼ正方形・長方形・ほぼ長方形・台形・ほぼ台形・その他()				
				接 面 道 路		接 面 関 係	()方・一方路・角地・二方路・三方路・その他()			
					高 低 差	約() m 高・低 傾斜度()度・無				
事例地の近隣地域の範囲	東() m 西() m 南() m 北() m			行 区 域	市街化区域・市街化調整区域・都市計画区域・都市計画区域外					
価 格 形 成 要 因 の 概 要				政 用 途 地 域	1低住専・2低住専・1中住専・2中住専・1住居・2住居・準住居・近商・商業・準工・工業・工専					
				容 積 率 等	容 積 率	() / 10	建 ぺ い 率	() / 10		
				防 火 規 制 等	防 火 規 制	防火・準防火・無	高 度 制 限	最高限度()m		
条件	項 目	標 準 画 地 の 状 態 等			そ の 他					
街 路 条 件	系 統 及 び 連 続 性				事 例 他 の 品 等 予 測 最 有 効 使 用 の 状 態					
	幅 員	全 幅	約() m			備 考				
		歩 道	接面() m・対面() m							
舗 装	有(種別) 無									

造成事例調査表及び算定表

所在地					造成工事費の内訳					
					項目	算出内訳				
所有者又は名称						実額	標準化補正後の額	補正の理由		
					土地				全面積	m ²
分譲可能面積	m ²	有効宅地化率	%	土工事						
区画数	区画	1区画当たり積	m ²			擁壁工事				
区域内街路の幅員・舗装の有無	幅員()m 舗装・無	区域内の街路の有無	歩道幅員()m・無			道路工事				
主要接続道路	種類及び道路名		幅員	m		水道電気工事				
	主要接続道路距離		主要接続道路の状況			公園緑地工事				
付近の目標物						その他工事				
周辺地域の利用の現況						計	円	円		
	調査年月日	年 月 日				間接工事費等	運搬費			
素地価格	取得時期	年 月 日～年 月 日					準備費			
	取得地目						仮設費			
	取得価格	円(円/m ²)					安全費			
	事情補正						役務費			
	時点修正						営繕費			
事情補正及び時点修正後の価格	(円/m ²)				現場管理費					
造成工事期間	年 月 日～年 月 日					一管理費	諸経費等			
事例資料源	素地					計	円	円		
	造成工事					合計	(円/m ²)	(円/m ²)		
						備考				

比準地評価格調査表

地区

(2-1)

調査番号		調査期間		担当者		土地の所在			地区						
通番	土地の表示 (一画地)		A	B	比 準 率 の 内 訳							比 準 地 格	査定評価格	評 価 額	
	字	地番	取得面積	標準地格 評価	C	D	E	F	G	H	I	$J = C \times D \times E$ $F \times G \times H \times I$ 比 準 率	B × J	K	A × K
			m ²		街路条件	交通接近 条件	環境条件 自然的条件	画地条件	行政的条件	宅地造成条 件 宅地化条件	そ の 他				

様式第41号の2

(2-2)

備考		調整 比率 L	調整 地価 B×L	標準 価格 M	決 評 価 M	定 格 等 級	評 価 額 A×M	等 級 ご と 加 重 平 均	調 整 方 法	摘 要
通 番										

残地補償額算定表

調査番号		調査期間		担当者		土地の所在											
氏名	字	地番	地目	標準地の 評価格 (a)	面積		取得に係る当該地			当該残地			補償 単価 (d-h) =(i)	補償額 (b×i)	図面 対象 番号	摘要	
					一面地	残地	格差率	評価格	決定 評価格	格差率	売却 損率	(e×f)					評価格
				円/m ²	m ²	m ²		円/m ²	円/m ²				円/m ²	円/m ²	円/m ²	円	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

土地価格の調整前・調整後の比較表

地区区分	標準地 比準地 の別	現況地目	区分 (等級)	取得面積 (a) m ²	調整前		調整後		摘要
					m ² 当たり評価格 (b) 円	評価格 (c) = (a×b) 円	m ² 当たり評価格 (d) 円	評価格 (e) = (a×d) 円	
計 (総額)									
調整前の総額と調整後の総額の格差					$(c) - (e) = \pm \text{円、 比率 } \frac{(e)}{(c)} = \text{_____}$				

- (注) 1 調整前とは、国土交通省損失補償取扱要領（平成15年8月5日国総目調第58号）別記1土地評価事務処理要領第6条の規定による標準地から各画地へ比準した評価額とすること。
- 2 調整後とは、取得に係る土地の評価額とすること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

様式第44号の1

整理番号		図面番号	
------	--	------	--

所在地	
所有者住所	
所有者	
構造概要	
構造	
用途	
基礎	
屋根	
外壁	

図面名称		縮尺	
調査年月日			
受注者			
資格名称・作成者			

様式第44号の2

整理番号		図面番号	
------	--	------	--

所在地	
所有者住所	
所有者	

--	--	--	--

図面名称		縮尺	
調査年月日			
受注者			
資格名称・作成者			

木造建物調査表

所在地					整理番号				
建物所有者				電話	調査年月日	年 月 日			
法人代表者					受注者				
所有者住所					調査員				
構造概要					建築年月	年 月			
建物面積	1階床面積	2階床面積	延床面積	用途	[確認資料]	[]			
	. m ²	. m ²	. m ²		経過年数	年			
仮設	外壁数			シート張要否				その他	
基礎	種類		基礎天端幅		地上高		仕上げ		その他
軸部	柱径		柱長	1階 2階	柱の材種				その他
屋根	屋根形状		軒出		傍軒出		屋根勾配		仕上材種
外壁	外壁周長	1階 2階	壁高	1階 2階	仕上材種				その他
内壁・床・天井	各室別の仕上げ材については図面参照								
開口部〔建具〕	サッシュ窓	種類	大きさ区分	数量 (m ²)	その他〔玄関・出窓等〕	種類	単位	数量	
	木製建具	種類	大きさ区分	数量 (枚)					
造作	種類 (名称)		形状寸法		単位	数量	備考		

種	軒樋の形状寸法		材質		延長	
	縦樋の形状寸法		材質		延長	
	谷樋の形状寸法		材質		延長	
	集水器の形状寸法		材質		数量	
電 気 設 備	照明器具の種類		照明器具の数量		コンセントの規格	
	コンセントの数量		スイッチの規格		スイッチの数量	
	分電盤の規格				分電盤の数量	
	その他					
ガ ス 設 備	ガ ス 種 類		ガ ス 栓 数		その他	
給水・給湯設備	水栓数		配管の種類		その他	
排 水 設 備	排水管の種類		形 状 寸 法 (管 径)		配管の延長	
	柵の種類		形 状 寸 法 (大 き さ)		柵の数量	
衛 生 設 備	種 別 (名 称)		形 状 寸 法	単 位	数 量	備 考
厨 房 設 備	種 別 (名 称)		形 状 寸 法	単 位	数 量	備 考
その他の設備	種 別 (名 称)		形 状 寸 法	単 位	数 量	備 考
建物附随工作物	種 類 (名 称)		形 状 寸 法	単 位	数 量	備 考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

木造建物数量計算書 [内壁]

室名	開口部控除前 [A]						開口部面積 [B]				実施工面積 [A]-[B]
	コード	単価名称	壁長	壁高	率	計算面積	建具No.	建具記号	数量	控除面積	

内壁仕上げ別施工面積集計表

コード 番号	単価名称	形状寸法等	実施工面積				施工面積合計

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

木 造 建 物 数 量 計 算 書 [金属製建具]

区分	I [1.00㎡未満]					II [1.00㎡以上]				
種類	建具No.	数量	単 位 面 積	面 積	特 記	建具No.	数量	単 位 面 積	面 積	特 記
I										
	計					計				
II										
	計					計				
III										
	計					計				
	建具No.	名 称			形 状 寸 法 等			数量	単 位 面 積	特 記

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

木造建物数量計算書 [木製建具]

区分	I [W0.68m以上×H1.80m程度]				II [W0.68m以上×H1.36m程度]				III [I及びII以下]			
	建具No.	品等	数量	単位面積	建具No.	品等	数量	単位面積	建具No.	品等	数量	単位面積
フラッシュ戸												
	計				計				計			
ガラス戸 (窓)												
	計				計				計			
障子												
	計				計				計			
フスマ												
	計				計				計			
その他												
	計				計				計			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

建物調査表 <補正率関係表調査表>

調査番号	棟番号	図面対照番号	所有者氏名													
基 本 的 調 査 項 目	軸 部	1 柱 径	15cm角以上の柱本数	本	総本数	本	比率	%	そ の 他 の 調 査 項 目	土 台	(1) 土台に防腐、白蟻消毒が施されている建物			施工時期		
		補正率	2%未満	2%以上5%未満	5%以上7%未満	7%以上10%未満	10%以上	2回以上施工								
			1%	2%	3%	4%	5%	部分的に施工			全面積に施工					
								1%			1.5%	2%				
		2 柱の取替	材 種		取替本数 (本)	取替時期	総 本 数 (本)	取 替 率		%	7 軒 先	(2) 軒先のたる木、野地板を保護するための鼻かくし、破風板による補修が施されている建物			補修状況	
	従前		現在	補修箇所												
	計			補修延長	m	補修時期										
	補正率	8%未満	8%以上16%未満	16%以上24%未満	24%以上33%未満	33%以上	軒先の一方だけの補修			鼻かくし又は破風板のいずれかの補修		鼻かくしと破風板の両方とも補修				
		1%	2%	3%	4%	5%	0.7%	1.5%		3%						
		3 土台	取替面積 (nf)	取替時期	1階床面積 (nf)		取替率									
	補正率		8%未満	8%以上16%未満	16%以上24%未満	24%以上33%未満	33%以上	床高が45cm以上の場合								
								1%								
		屋 根	材 種		葺替面積 (nf)	葺替時期	総 面 積 (nf)	葺 替 率		%	8 建 具	(4) 出入口、雨戸、窓等の木造建具がアルミサッシ等の金属建具に取替えられている建物			補修状況	
	従前		現在	補修箇所												
	計			補修時期												
	補正率		50%未満	50%以上	全面葺替											
			1%	2%	3%		玄関のみの取替			玄関と雨戸又は雨戸のみの取替	玄関又は雨戸と窓の取替	全面取替				
							1%	2%		3%	4%					
		5 内 壁	仕上材種		張替面積 (nf)	張替時期	総 面 積 (nf)	張 替 率		%	9 浴 室	(5) 浴室の浴槽、壁及び床タイル等の補修が施されている場合				
	従前		現在	床タイルのみの補修								壁のみの補修	床とタイルと壁の補修	浴槽の取替		
計			0.5%	1%	1.5%	3%										
補正率	50%未満		50%以上	全面葺替												
		1%	2%	3%		※浴槽の取替には、床タイル及び壁の補修は必ず必要とされる。										
	6 外 壁	仕上材種		張替面積 (nf)	張替時期	総 面 積 (nf)	張 替 率	%	10 採 光	(6) 建物の立地条件から判断して採光による環境条件が優れている建物						
従前		現在	東方向に建物、その他障害物が比較的小さい							南方向に建物、その他障害物が比較的小さい	東南方向に建物、その他障害物が比較的小さい					
計			1%	2.5%	4%											
補正率		50%未満	50%以上	全面葺替												
		1%	2%	3%												
	壁	仕上材種		張替面積 (nf)	張替時期	総 面 積 (nf)	張 替 率	%	11 通 風	(7) 建物の立地条件から判断して通風による環境条件が優れている建物						
従前		現在	当該敷地面積から建物の建築面積を控除した面積が当該敷地面積の40%以上50%未満							当該敷地面積から建物の建築面積を控除した面積が当該敷地面積の50%以上60%未満	当該敷地面積から建物の建築面積を控除した面積が当該敷地面積の60%以上					
計			1%	2%	3%											
補正率		33%未満	33%以上67%未満	67%以上	全面張替											
		1%	2%	3%	4%	補正率合計										
						(20)										
						1%										

木造建物建築直接工事費計算書

所在地					整理番号		
建物所有者			電話			積算年月日	年 月 日
法人代表者						採用単価	年度
所有者住所					用途(現況)		
構造概要					用途(建築時)		
柱の材種		品等		柱の分布		木材費区分	
建物面積	1階床面積	2階床面積		延床面積		労務費区分	
直接工事費計							
工 種	計 算 内 訳					直接工事費	
〔1〕 仮設工事費						小 計	
延床面積 A		規模補正率 B		建物形状補正率 C		仮設工事面積 $A \times B \times C = D$	/
							/
出典 <small>(○-1 番号)</small>	単 価 名 称	形 状 寸 法		単 位	単 価	仮 設 工事面積	金 額
				延㎡			
〔2〕 基礎工事費						小 計	
①-a 布基礎						① 計	
面積 区分	用 途	略記号	1階床面積 A	基礎率 B		基礎長 $A \times B = C$	/
							/
出典 <small>(○-1 番号)</small>	単 価 名 称	形 状 寸 法		単 位	単 価	基礎長 計	金 額
①-b 布基礎仕上げ							
出典 <small>(○-1 番号)</small>	単 価 名 称	形 状 寸 法		単 位	単 価	基礎外周長	金 額
② 束石						② 計	
1階床面積 A		束無面積 B		$A - B = C$	面積区分	基礎率 D	束石数量 $C \times D$
							/
出典 <small>(○-1 番号)</small>	単 価 名 称	形 状 寸 法		単 位	単 価	束石数量 計	金 額
③ べた基礎							
出典 <small>(○-1 番号)</small>	単 価 名 称	形 状 寸 法		単 位	単 価	底盤施工面積	金 額

用途		底盤施工面積 A			基礎率 B			立上数量 A×B=C	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法			単位	単価	立上数量計		
④ 独立基礎								④ 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法			単位	単価	独立基礎数	金額	
⑤ 土間コンクリート								⑤ 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法			単位	単価	施工面積	金額	
⑥ 防湿コンクリート								⑥ 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法			単位	単価	施工面積	金額	
⑦ 特殊基礎								⑦ 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法			単位	単価	施工面積	金額	
〔3〕 軸部工事費								小 計	
① 軸部木材費								① 計	
延床区分	用途	柱径	柱長	延床面積 A	木材材積率 B	柱径補正率	柱長補正率	施工状況補正率	木材材積量 A×B
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法			単位	単価	木材材積量	金額	
② 労務費 (大工手間等)								② 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法			単位	単価	延床面積	金額	
〔4〕 屋根工事費								小 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法			単位	単価	施工面積	金額	

〔5〕 外壁工事費						小 計	
出典 (○-1) 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	施工面積	金 額	
〔6〕 内壁工事費						小 計	
出典 (○-1) 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	施工面積	金 額	
〔7〕 床工事費						小 計	
出典 (○-1) 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額	
〔8〕 天井工事費						小 計	
出典 (○-1) 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	施工面積	金 額	
〔9〕 開口部工事費						小 計	
① 金属製建具						① 計	
出典 (○-1) 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額	
② 木製建具						② 計	
出典 (○-1) 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額	

③ その他					③ 計	
出典 (0-1 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
〔10〕 造作工事費					小 計	
出典 (0-1 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
〔11〕 樋工事費					小 計	
出典 (0-1 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
〔12〕 塗装工事費					小 計	
出典 (0-1 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	延床面積	金 額
〔13〕 建築設備工事費					小 計	
① 電 気 設 備					① 計	
出典 (0-1 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
② ガ ス 設 備					② 計	
出典 (0-1 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額

③ 給水・給湯設備					③ 計	
出典 (2-1 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
④ 排水設備					④ 計	
出典 (2-1 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
⑤ 衛生設備					⑤ 計	
出典 (2-1 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
⑥ 厨房設備					⑥ 計	
出典 (2-1 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
⑦ その他設備					⑦ 計	
出典 (2-1 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
〔14〕 建物附随工作物工事費					小計	
出典 (2-1 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

建物移転料算定表[再築工法]

所在地		算定者		整理番号				
所有者の氏名又は名称		算定年月日		消費税等相当額補償の要否				
所有者住所		採用単価		増築の有無(木造・同種構造)				
		年度		有(棟)・無				
区分	内 容	番号	計 算 式	A 棟	B 棟	C 棟	合 計	備 考
基本事項	構造・用途	(1)						
	延床面積	(2)		m ²	m ²	m ²		
	建築面積	(3)		m ²	m ²	m ²		
	建築年月	(4)		年 月	年 月	年 月		
	標準耐用年数	(5)		年	年	年		
	経過年数	(6)		年	年	年		
	県別補正率	(A)	〇〇県					
工事費等	直接工事費	(7)	工事費(設備工事を含む)					
	共通仮設費	(8)	(7)×(A)×(木造:3%、非木造:(7)×(A)に対応する率) (移転先ごとの建築直接工事費の合計額)	%	%	%		100円未満切り捨て
	純工事費	(9)	(7)×(A)+(8)					1円未満切り捨て
	諸経費	(10)	(9)×(9)+(16)に対応する率(一発注単位) +資力確保費用	%	%	%		100円未満切り捨て
	建築工事費(推定再建築費)	(11)	(9)+(10)					
	直接工事費	(12)	工事費					
	共通仮設費	(13)	(12)×(A)×(木造:3%、非木造:(12)×(A)に対応する率 解体直接工事費の合計額) 建築の共通仮設を解体で共用できる場合は不要	%	%	%		100円未満切り捨て
	純工事費	(14)	(12)×(A)+(13)					1円未満切り捨て
	廃材運搬費	(15)						
	小 計	(16)	(14)+(15)					
	諸経費	(17)	(16)×((9)+(16)に対応する率(一発注単位))	%	%	%		100円未満切り捨て
廃材処分費	(18)							
取りこわし工事費	(19)	(16)+(17)+(18)						
補償額	建築工事費(推定再建築費)	(20)	(11)					
	再築補償率 ^{※1}	(21)						
	現在価額+運用益損失額 ^{※1}	(22)	(20)×(21)					1円未満切り捨て
	取りこわし工事費	(23)	(19)					
	法令改善費運用益損失額	(24)						
	小 計	(25)	(22)+(23)+(24)					
	消費税等相当額	(26)	(25)×消費税等の税率					1円未満切り捨て
	△発生材価額	(27)						
	補償額	(28)	(25)+(26)-(27)					
	建築工事費(推定再建築費)	(29)	(11)従前建物の推定再建築費					
	再築補償率 ^{※1}	(30)						
現在価額+運用益損失額 ^{※1}	(31)	(29)×(30)					1円未満切り捨て	
現価率	(32)							
従前建物の現在価額	(33)	(29)×(32)					1円未満切り捨て	
照応建物の推定建築費	(34)							
推定再建築費等の差額 ^{※2}	(35)	(34)-(29)						
取りこわし工事費	(36)	(19)						
法令改善費運用益損失額	(37)							
小 計	(38)	(31)+(35)+(36)+(37)						
消費税等相当額	(39)	(38)×消費税等の税率					1円未満切り捨て	
△発生材価額	(40)							
補償額	(41)	(38)+(39)-(40)						

※1 木造建物の増築(築年次の異なる同種構造の木造建築物が接合)の場合の(21)及び(22)(又は(30)及び(31))については、適宜別紙(任意様式)により求めるものとする。

※2 推定再建築費等の差額(35)が負の値となり、(33)≥(34)の場合の小計(38)は、(33)+(36)+(37)とする。

推定再建築費等の差額(35)が負の値となり、(33)<(34)の場合の小計(38)は、(33)+((34)-(33))×{1-1/(1+r)ⁿ}+(36)+(37)とする(r:年利率、n:従前建物の残耐用年数)。

建物移転料算定表[改造工法]

所在地		算定者		整理番号				
所有者の氏名又は名称		算定年月日		消費税等相当額補償の要否	要・否			
所有者住所		採用単価	年度					
区分	内 容	番号	計 算 式	A 棟	B 棟	C 棟	合 計	備 考
基本事項	構造・用途	(1)						
	延床面積	(2)		m ²	m ²	m ²		
	建築面積	(3)		m ²	m ²	m ²		
	建築年月	(4)		年 月	年 月	年 月		
建築	直接工事費	(5)	(残存部の一部改増築工事費)					
	共通仮設費	(6)	(5)×(木造:3%、非木造:(5)に対応する率(移転先ごとの建築直接工事の合計額))	%	%	%		100円未満切り捨て
	純工事費	(7)	(5)+(6)					1円未満切り捨て
	諸経費	(8)	(7)×((7)+(14))に対応する率(一発注単位))	%	%	%		100円未満切り捨て
	建築工事費	(9)	(7)+(8)					
工事費等	直接工事費	(10)	切取工事費及び切取面補修工事費					
	共通仮設費	(11)	(10)×(木造:3%、非木造:(10)に対応する率(解体直接工事費の合計額)) 建築の共通仮設を解体で共用できる場合は不要	%	%	%		100円未満切り捨て
	純工事費	(12)	(10)×(A)+(11)					1円未満切り捨て
	廃材運搬費	(13)						
	小 計	(14)	(12)+(13)					
	諸経費	(15)	(14)×((7)+(14))に対応する率(一発注単位))	%	%	%		100円未満切り捨て
	廃材処分費	(16)						
	解体工事費	(17)	(14)+(15)+(16)					
補償額	改造工事費	(18)	(9)					
	解体工事費	(19)	(17)					
	法令改善費運用益損失額	(20)						
	小 計	(21)	(18)+(19)+(20)					
	消費税等相当額	(22)	(21)×消費税等の税率					1円未満切り捨て
	△発生材価額	(23)						
	補償額	(24)	(21)+(22)-(23)					

建物移転料算定表[復元工法]

所在地		算定者		整理番号				
所有者の氏名又は名称		算定年月日		消費税等相当額補償の要否	要・否			
所有者住所		採用単価	年度					
区分	内 容	番号	計 算 式	A 棟	B 棟	C 棟	合 計	備 考
基本事項	構造・用途	(1)						
	延床面積	(2)		m ²	m ²	m ²		
	建築面積	(3)		m ²	m ²	m ²		
	建築年月	(4)		年 月	年 月	年 月		
建築	直接工事費	(5)	運搬費及び復元工事費					
	共通仮設費	(6)	(5)×(木造:3%、非木造:(5)に対応する率(移転先ごとの建築直接工事費の合計額))	%	%	%		100円未満切り捨て
	純工事費	(7)	(5)+(6)					1円未満切り捨て
	諸経費	(8)	(7)×((7)+(14))に対応する率(一発注単位))	%	%	%		100円未満切り捨て
	建築工事費	(9)	(7)+(8)					
工事費等	直接工事費	(10)	解体工事費					
	共通仮設費	(11)	(10)×(木造:3%、非木造:(10)に対応する率(解体直接工事費の合計額)) 建築の共通仮設を解体で共用できる場合は不要	%	%	%		100円未満切り捨て
	純工事費	(12)	(10)×(A)+(11)					1円未満切り捨て
	廃材運搬費	(13)						
	小 計	(14)	(12)+(13)					
	諸経費	(15)	(14)×((7)+(14))に対応する率(一発注単位))	%	%	%		100円未満切り捨て
	廃材処分費	(16)						
	解体工事費	(17)	(14)+(15)+(16)					
補償額	復元工事費	(18)	(9)					
	解体工事費	(19)	(17)					
	法令改善費運用益損失額	(20)						
	小 計	(21)	(18)+(19)+(20)					
	消費税等相当額	(22)	(21)×消費税等の税率					1円未満切り捨て
	△発生材価額	(23)						
	補償額	(24)	(21)+(22)-(23)					

建物移転料算定表[除却工法]

所在地		算定者		整理番号				
所有者の氏名又は名称		算定年月日		消費税等相当額補償の要否				
所有者住所		採用単価		年度				
区分	内 容	番号	計 算 式	A 棟	B 棟	C 棟	合 計	備 考
基本事項	算定の種別	(1)	イ(建物の一部を切り取る場合)又はロ(建物を再現する必要がない場合)					
	構造・用途	(2)						
	延床面積	(3)		m ²	m ²	m ²		
	建築面積	(4)		m ²	m ²	m ²		
	建築年月	(5)		年 月	年 月	年 月		
	標準耐用年数	(6)		年	年	年		
	経過年数	(7)		年	年	年		
工事費等	建築	直接工事費	(8)	切取部分又は従前建物の建築工事費(設備工事費含む)				
		共通仮設費	(9)	(8)×(木造:3%、非木造:(8))に対応する率)	%	%	%	100円未満切り捨て
		純工事費	(10)	(8)+(9)				1円未満切り捨て
		諸経費	(11)	(10)×((10)+(17))に対応する率(一発注単位)	%	%	%	100円未満切り捨て
		建築工事費(推定再建築費)	(12)	(10)+(11)				
	解体	直接工事費	(13)	切取工事費(切取面補修工事費含む)又は取りこわし工事費				
		共通仮設費	(14)	(13)×(木造:3%、非木造:(13))に対応する率(解体直接工事費の合計額)	%	%	%	100円未満切り捨て
		純工事費	(15)	(13)×(A)+(14)				1円未満切り捨て
		廃材運搬費	(16)					
		小 計	(17)	(15)+(16)				
		諸経費	(18)	(17)×((10)+(17))に対応する率(一発注単位)	%	%	%	100円未満切り捨て
		廃材処分費	(19)					
	解体(取りこわし)工事費	(20)	(17)+(18)+(19)					
	補償額	建築工事費(推定再建築費)	(21)	(12)				
現価率		(22)						
切取部分又は建物の現在価額		(23)	(21)×(22)				1円未満切り捨て	
解体(取りこわし)工事費		(24)	(20)					
法令改善費運用益損失額		(25)						
小 計		(26)	(23)+(24)+(25)					
消費税等相当額		(27)	((24)+(25))×消費税等の税率				1円未満切り捨て	
△発生材価額		(28)						
補償額	(29)	(26)+(27)-(28)						

木造建物建築直接工事費計算書 [曳家工法]

所在地						整理番号				
建物所有者				電話	算定年月日					
法人代表者					採用単価					
所有者住所						用途(現況)				
構造概要						用途(建築時)				
柱の材種		品等		柱の分布		その他				
建物面積	1階床面積		2階床面積		延床面積	特記事項				
曳家条件	曳行要素					障害要素				
	曳距離				回転	高低差	基礎重複	方向替	近接施工	傾斜地
	1回目	2回目	3回目	計						
曳家工事費 [A]			補修工事費 [B]			直接工事費計 [A] + [B]				
工種	計算内訳						直接工事費			
1 曳家工事費							計			
[1] 曳家基本工事費							小計			
曳距離 [a]	回転 [b]	高低差 [c]	基礎重複 [d]	方向替 [e]	近接施工 [f]	傾斜地 [g]	曳家係数 1+[a]+[b]+[c]+[d]+[e]+[f]+[g]			
1階床面積 A		規模補正率 B		2階建補正率 C		曳家係数 D	曳家基本工事面積 A×B×C×D			
出典 (□-□ 番号)	単価名称		形状寸法		単位	単価	曳家基本工事面積	金額		
[2] 基礎工事費							小計			
①-a 布基礎							①計			
面積区分	用途	略記号	1階床面積 A	基礎率 B	基礎長 A×B=C	基礎切欠補正率 D	補正基礎長 C×D			
出典 (□-□ 番号)	単価名称		形状寸法		単位	単価	基礎長計	金額		
①-b 布基礎仕上げ										
出典 (□-□ 番号)	単価名称		形状寸法		単位	単価	基礎外周長	金額		

② 束石						② 計	
1階床面積 A	束無面積 B	A - B = C	面積区分	基礎率 D	束石数量 C × D		
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法		単位	単価	束石数量	金額
③ べた基礎						③ 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法		単位	単価	底盤施工面積	金額
用途	底盤施工面積 A	基礎率 B	立上数量 A × B = C	基礎切欠補正率 D	補正立上数量 C × D		
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法		単位	単価	立上数量	金額
④ 独立基礎						④ 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法		単位	単価	独立基礎数	金額
⑤ 土間コンクリート						⑤ 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法		単位	単価	施工面積	金額
⑥ 防湿コンクリート						⑥ 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法		単位	単価	施工面積	金額
⑦ 特殊基礎						⑦ 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法		単位	単価	施工面積	金額
[3] 基礎等解体工事費						小計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法		単位	単価	数量	金額

2 補修工事費						計	
〔1〕 仮設工事費						小計	
延床面積 A		規模補正率 B		建物形状補正率 C		仮設工事面積 $A \times B \times C = D$	
出典 (2-1 番号)	単価名称	形状寸法		単位	単価	仮設工事面積	金額
〔2〕 部位別補修工事費						小計	
部位別補修対象工事費 $\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} = A$		補修費率 B		部位別補修工事費 $A \times B$			
		30%					
① 外壁工事費						① 計	
出典 (2-1 番号)	単価名称	形状寸法		単位	単価	施工面積	金額
② 内壁工事費						② 計	
出典 (2-1 番号)	単価名称	形状寸法		単位	単価	施工面積	金額
③ 床工事費						③ 計	
出典 (2-1 番号)	単価名称	形状寸法		単位	単価	施工面積	金額
〔3〕 床工事費						小計	
出典 (2-1 番号)	単価名称	形状寸法		単位	単価	数量	金額
〔4〕 建築設備工事費						小計	
① 電気設備						① 計	
出典 (2-1 番号)	単価名称	形状寸法		単位	単価	数量	金額

② ガス設備					② 計	
出典 (□-□ 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
③ 給水・給湯設備					③ 計	
出典 (□-□ 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
④ 排水設備					④ 計	
出典 (□-□ 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
⑤ 衛生設備					⑤ 計	
出典 (□-□ 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
⑥ 厨房設備					⑥ 計	
出典 (□-□ 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
⑦ その他設備					⑦ 計	
出典 (□-□ 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
〔5〕 建物附随工作物工事費					小計	
出典 (□-□ 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

様式第54号の1

建物移転料算定表[曳家工法]

所在地		算定者		整理番号	
所有者の氏名又は名称		算定年月日		消費税等相当額補償の要否	要・否
所有者住所		採用単価			

区分	内 容	番号	計 算 式	A 棟	B 棟	C 棟	合 計	備 考
基本事項	構造・用途	(1)						
	延床面積	(2)		m ²	m ²	m ²		
	建築面積	(3)		m ²	m ²	m ²		
	建築年月	(4)		年 月	年 月	年 月		
工事費等	建 築	直接工事費	(5)	曳家工事費及び補修工事費				
		共通仮設費	(6)	(5)×(木造:3%)	%	%	%	100円未満切り捨て
		純工事費	(7)	(5)+(6)				
		廃材運搬費	(8)					
		小 計	(9)	(7)+(8)				
		諸経費	(10)	(9)×((9)に対応する率)	%	%	%	100円未満切り捨て
		廃材処分費	(11)					
補償額	建築工事費	(12)	(9)+(10)+(11)					
	建築工事費	(13)	(12)					
	法令改善費運用益損失額	(14)						
	小 計	(15)	(13)+(14)					
	消費税等相当額	(16)	(15)×消費税等の税率				1円未満切り捨て	
	補償額	(17)	(15)+(16)					

[備 考]

棟番号	特 記 事 項

様式第 5 5 号

工 事 工 程 表														年 月 日	
工事名称	日												日数	備 考	
	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120			
仮 設 工 事															※下記工事別区分は住宅金融公庫融資住宅、木造住宅工事共通仕様書（全国版）による。 （仮設）・やりかた 左官足場・仮囲い 設備（工事用水道、電気） （土・基礎） 根切・アンカーボルト埋込 割栗地業・床下換気孔 布基礎・配管スリーブ 床コンクリート・養生 床下防湿・天端ならし 埋戻し・地均し （木工事） 〈躯体〉軸組・筋かい 面材・耐力壁・木ずり 小屋組・屋根野地・庇 軒廻りその他・床組 〈造作〉外壁板張り 床板張り・サイディング張り 敷居鴨居その他 着色亜鉛鉄板張り・内外壁 下地・内壁合板張り 内壁の石膏ボード張り その他のボード張り 天井下地・天井張り・階段 （屋根） 下葺き・金属板葺き 粘土瓦葺き・セメント瓦葺き 厚型スレート葺き・とい 住宅屋根葺用石綿スレート 葺き（彩色石綿板） （左官） モルタル下地ラス工法 モルタル塗り・しっくい塗り 石膏プラスター塗り 繊維壁塗り ドロマイドプラスター塗り
土 工 事 ・ 基 礎 工 事															
木 工 事															
屋 根 工 事															
左 官 工 事															
内 外 装 工 事															
建 具 工 事															
塗 装 工 事															
給排水ガス設備工事															
電 気 設 備 工 事															
衛生整備工事・雑工事															
撤 去 工 事															
摘 要	（内外装） タイル張り 畳敷き タフテットカー ペット敷き ビニール床タイ ル張り	・ビニール床シート張り ・壁紙張り ・仕上げ塗り材仕上げ ・（セメントリシン・樹脂 リシン・吹付けスタ ッコなど）	（建具） 金属製建具 木製建具 建具金物 ガラス	（塗装） 油性調合ペイント 合成樹脂調合ペ イント 合成樹脂エマル ジョンペイント クリヤーラッカー	・油性ステイン塗り ・油性ステイン塗り 油ワニス塗り ・マスチック塗装塗 り	（給排水ガス設備） 給水設備 給湯設備 排水設備 ガス設備	（電気設備） 電力設備 弱電設備 （通信用＝電話） （テレビ受信用）	（衛生設備・雑） 〈雑〉 （衛生設備） し尿浄化槽 便槽（改良・無臭） 換気設備	・太陽熱温水器 ・給湯器ユニット ・暖房システム ・ガス漏れ警報器	・下方放出型簡易自動消火装置 ・簡易型火災警報器 ・めがね石 ・電話 ・テレビアンテナ支持装置					

木造建物解体直接工事費計算書

建物所有者		整理番号	
-------	--	------	--

解体直接工事費						
工種	計算内訳					解体直接工事費
① 上屋解体工事費					①計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
②-1 基礎撤去費 (布基礎)					②計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
②-2 基礎撤去費 (束石)						
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
②-3 基礎撤去費 (べた基礎)						
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
			m ²			
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
			m			
②-4 基礎撤去費 (独立基礎)						
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
②-5 基礎撤去費 (土間コンクリート)						
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
③ 建築設備等解体工事費					③計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額

廃材運搬費・廃材処分費計算表

調査番号	算定年月日		算定者		検算者		地区名	
所在	所有者 住所・氏名		所有者以外の 権利者住所・氏名			備考		
計算区分	数値内容							
基本事項	構造・用途							
	延床面積		m ²	m ²	m ²	m ²		
	移転工法							
	建物認定廃材量	①=(2)	m ³	m ³	m ³	m ³		
	建物認定廃材量計	②=Σ①	m ³					
	工作物廃材認定量計	③=(3)	m ³					
	総廃材量	④=②+③	m ³					
	建物廃材割合	⑤=①÷④						
	工作物廃材割合	⑥=③÷④						
廃材運搬	廃材運搬費	⑦=(5)						
	建物廃材運搬諸経費対象額	⑧=⑦×⑤ <small>建物移転料算定表(15)へ移記</small>						
	工作物廃材運搬諸経費対象額	⑨=⑦×⑥						
	工作物廃材運搬諸経費	<small>諸経費率は建物諸経費計算表から移記</small> ⑩=⑨× %						
	工作物廃材運搬費	⑪=⑨+⑩						
廃材処分	廃材処分費	⑫=(6)						
	建物廃材処分費	⑬=(6)×⑤ <small>建物移転料算定表(18)へ移記</small>					産廃税	
	工作物廃材処分費	⑭=(6)×⑥					産廃税	

廃材処分費内訳書

区分 組成	総廃材量 イ (m ³)	重量換算値 ロ (m ³ /t)	換算数量 イ/ロ=① (t)	処分単価 ② (円/t)	産廃税対象 ③数量(t)	産廃税単価 ④ (円/t)	産廃税額 ③×④=⑤ (円)	廃材処分費 ①×②+⑤ (円)	処分場名
木くず									
ガレキ(コンクリート)									
金属くず									
屋根葺き材									
ガラス・陶磁器									
廃プラ									
混合廃材									
石膏ボード									
床仕上げ材 (たたみ)									
計								(6)	

注1) 中間処理場（再資源施設）に搬入する場合は産廃税込みの単価を計上する。

注2) 産廃税は消費税計算の課税対象額から控除する。

工 事 内 訳 明 細 書
総 括 表

年 月 日

殿

受注者住所 _____

受注者名及び代表者名 _____

別紙のとおり積算いたしました。

¥ _____

建 物 等 の 所 有 者		備 考
所 在 地		
構 造 用 途		
規 模		
工 法		

積 算 概 要

- (注) 内 容
- ・ 単価について
 - ・ 発生材について
 - ・ 設計の有効期間
 - ・ 解体の方法
 - ・ その他積算についての概要

工 事 工 程 表

工事名称	日																			日数	
	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170	180			

計画概要表（検討資料）

整理番号		検討月日		検討者		
所在地				用途地域		建ぺい率
土地所有者				容積率		その他
建物所有者				家族人員		占有者
建物の構造概要		一階面積	二階面積	三階面積	延べ面積	主たる用途
(1)		，	，	，	，	
(2)		，	，	，	，	
(3)		，	，	，	，	
(4)		，	，	，	，	
計		，	，	，	，	
敷地面積(A)	，	事業用地率 (B)／(A)	，		特記事項	
事業用地 面積(B)	，	残地建築 可能面積	，			
残地又は建築 可能面積(C)	，	建築可能 延べ面積	，			
営 業 の 実 態						
業 種		基 本 額	収 益		円	
従業員数			給 料		円	
一か月の 売 上			固定経費		円	
			計		円	
検討結果						

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

計 画 概 要 表

所在地			敷地面積等の確認	m ² 1. 残地実測図 2. 図上求積 3. その他 ()	特記事項		
建物所有者					用途に係るもの (機能)		
土地所有者							
道路関係	計画道路等		郡・区・私・m 42条2項年月日 道路路(第号) 道路後退距離 m				
	敷地に接面する道路						
建築基準法関係	都市計画	区域内・区域外・市街化区域・市街化調整区域		構造に係るもの (基礎)			
	区域・地区	第一種住専・第二種住専・住居・近隣商業・準工業・工業 工業専用・特別用途地区()無指定 高度地区()種・美観地区・風致地区第()種					
		防火指定	防火・準防火・無指定				
		22条・23条指定地域	防火しなければならない範囲				
	建ぺい率	()% 敷地に二以上の地域・地区のある場合()%		設備に係るもの			
	角地適用	有・無(条件)					
	容積率	()% 敷地に二以上の地域・地区のある場合()%					
	絶対高	有・無()m					
	建築協定	有・無()					
	壁面後退	有・無()					
斜線			その他				
北側斜線							
隣地斜線 道路斜線 (図示)							

注 計画道路等は、用地買収によって新設道路又は河川敷等をいう。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

計画概要比較表

項目		A 案	B 案	C 案
敷地面積 m ² (.)	建ぺい率 (%)	. %	. %	. %
	容積率 (%)	. %	. %	. %
	建物(計画)延べ面積	. m ²	. m ²	. m ²
	面積増減率	. m ² (. %)	. m ² (. %)	. m ² (. %)
建築基準法その他法令上の問題点				
平面計画上の メリット及びデメリット メリット = (M) デメリット = (D)	(M)			
	(D)			
総合判断				
判定				

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

面積比較表

建物 No.	現 状 建 物			A 案			B 案			C 案			備 考
	階	室 名	面 積	階	面 積	増 減	階	面 積	増 減	階	面 積	増 減	
	1 階床面積												
	2 階床面積												
	3 階床面積												
	4 階床面積												
	建物延べ面積												
	面積増減率		①			%			%			%	

様式第60号の1の1

附 帯 工 作 物 調 査 表

工作物の所在地		調査年月日		調査者		整理番号	
工作物の所有者 の氏名又は名称		工作物所有者の住所又は 主たる事務所の所在地					
番号	種類・名称	構造・形状・寸法		数量	単位	設置（新設）年月	備 考

附帯工作物補償額算定書

工作物の所在地							所有者住所					整理番号	
工作物の所有者							移転工法	構外・構内			算定年月日		
諸経費率 [D]	復元費又は再築費 計 [H]	解体撤去費 計 [I]	廃材運搬費 [J]	廃材処分費 [K]	計 H+I+J+K= [L]		消費税等相当額 L×(税率)= [M]		発生材価額 [N]	補償額 L+M-N			
										-			
番号	[上段] 種類・名称	単位	数量 [A]	単価 [B]	純工事費 A×B=[C]	諸経費 C×D=[E]	復元価格又は再調達価格 C+E=[F]	再築補償率(%)			復元費又は再築費 F又は F×G=[H]	解体撤去費 [F]=[I]	備考
	[下段] 構造・形状・寸法							耐用年数	経過年数	補償率 [G]			

機械設備調査表

機械設備の所在地		調査年月日		調査者		整理番号	
機械設備の所有者の氏名又は名称		機械設備所有者の住所又は主たる事業所の所在地				業種区分(産業分類)	
製造(加工)工程 (当該工場における製品等の製造、加工又は販売等の工程及び建物等の配置との関係が複雑な場合は、製造、加工等行う製品ごとに第11条の「製造工程図」及び第12条の「動線配置図」を作成する。)							
稼動状況等							
法令の適合性等							
その他							

様式第60号の2の2

機械設備調査表

番号	機 械 名	数 量	取得年月	仕 様		製造所名等	形状・寸法 (m) (W ・ L ・ H)	質 量 (t)	基礎寸法・設置状況 (W・L・H)	復元の 可否	備 考
				型 式 ・ 能 力	出 力						
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	

様式第 6 0 号の 3

機 械 設 備 算 定 内 訳 書 (総括表)

整理番号 :	工 法 :
所有者氏名 :	業種区分 :
所在地 :	算定年月 : 年 月 日

復元費又は再築費計 (C)	撤去費計 (D)	廃材運搬費 (E)	廃材処分費 (F)	計 C+D+E+F= (G)	消費税等相当額 G×(税率)=(H)	売却処分益 (I)		補償額 G+H-I
						スクラップ価格	中古処分利益	

番号	機 械 名	数量	機 器 別 移 転 工 法	復元工事費又は 再築工事費 (A)	再築補償率 (%)			復元費又は 再築費 A又は A×B=(C)	撤去費 (D)	備 考
					経過年数 (年)	標準耐用年数 (年)	補償率 (B)			
小 計										
合 計										

様式第60号の7

機械設備据付工数等計算書

番号	機 械 名	機器等の質量 (t)	機械分類	機械分類 (工数歩掛) (A)				環境補正 (B)	据 付 工 数			中古処分の可否 可：○	撤 去 工 数				備 考
				1	2	3	4		工数歩掛 (人) A×B (C)	設備機械工 (人) C×0.9 (D)	普通作業員 (人) C×0.1 (E)		復元する場合		再築する場合		
													設備機械工 D×0.6 (F)	普通作業員 E×0.6 (G)	設備機械工 D×0.4 (H)	普通作業員 E×0.4 (I)	

様式第60号の9

機械設備見積比較表

番号	機 械 名	見 積 業 者 名 及 び 見 積 金 額 (円)		採 用 金 額 (円)	備 考

様式第61号の1

立竹木調査表

調査年月日		調査者		整理番号	
-------	--	-----	--	------	--

立竹木の所在地																
立竹木所有者の氏名又は名称			立竹木所有者の住所又は主たる事務所の所在地													
地番	番号	分類	樹種名	樹齢又は林齢	樹高	胸高直径又は幹周	葉張	被覆面積	単位面積当たりの植林本数又は栽培の本数	管理状況及び植生状況	移植の可否	数量	単位	摘要		

立 竹 木 算 定 表

立竹木の所在地		算定年月日	算定者	整理番号														
立竹木所有者の氏名又は名称			立竹木所有者の住所又は主たる事務所の所在地															
地番	番号	分類	樹種名	樹齡又は林齡	胸高直径	樹高	幹周	葉張	管理・植生の状況及び風致木	移植の適否	構外・構内伐採・取得の区分	単位	数量	単価	補償額	消費税等課税対象額		摘要
																単価	金額	

管理程度補正判定表

用材林の所在地												調査年月日				調査者				整理番号			
用材林所有者の氏名又は名称												用材林所有者の住所又は主たる事務所の所在地											
地番	番号	樹種名	胸高直径	林齢(年)	数量	単位	調査対象地の土地面積	1%当り植栽本数	1%当り適正本数	1%当り植栽密度の状況	下刈り枝打ち等の状況	管理程度の判定	管理程度補正率	未管理補正単価	未管理上限単価	取得適用単価	摘要						
										適・否	良・否												
										適・否	良・否												
										適・否	良・否												
										適・否	良・否												
										適・否	良・否												
										適・否	良・否												
										適・否	良・否												
										適・否	良・否												
										適・否	良・否												
										適・否	良・否												
										適・否	良・否												
										適・否	良・否												
										適・否	良・否												
										適・否	良・否												
										適・否	良・否												
										適・否	良・否												
										適・否	良・否												
										適・否	良・否												
										適・否	良・否												
										適・否	良・否												

算定年月		算定者	
採用単価		消費税等相当額の補償の要否	

改葬補償金算定書						
墳墓所在地				移転工法		整理番号
墳墓所有者の住所				墳墓所有者の氏名		
種別	単位	数量	金額	消費税等課税対象額	備考	
改葬料	式	1				
墓碑類移転料	式	1				
墳墓工作物移転料	式	1				
墳墓立竹木補償金	式	1				
廃材処分費及び運搬費	式	1				
計						
消費税等相当額						
補償額						

営業調査総括表

調査者		調査年月日				
氏名又は名称		住所 又は 所在地	☎ () -	代表者氏名		
設立年月日		営業種目		資本金	円	
法人の組織 (支店等及び子会社)						
移転等の 対象となる 事業所等	名称		所在地			
	責任者の氏名		開設年月日		平均賃金	円
	営業種目		許認可等		従業員数	名
	敷地及び建物の所有関係					
	製造、加工又は販売等の主な品目	主な仕入先	主な販売先(得意先)		売上構成	
					品目	構成比(%)

従業員調査表

(単位：円)

従業員 氏名	性別	年齢	職種	直近3月間の賃金				摘要
				年 月	年 月	年 月	合計	
				賃金	賃金	賃金		

仕入先調査表

仕入先名称	所 在	品 名

営業補償金算定書（営業廃止の補償）

氏名又は名称

（単位：円）

補償項目	計算式	(消費税等課税対象額) 補償額	備考
営業権等の額			
資産、商品、仕掛品等の売却損の額			
その他資本に関して通常生ずる損失の額			
解雇予告手当相当額の額			
転業に通常必要とする期間中の休業手当相当額の額			
その他労働に関して通常生ずる損失の額			
転業に通常必要とする期間中の従前の収益（又は所得）相当額の額			
解雇する従業員に対する離職者補償額の額			
消費税等抜き計			
消費税等課税対象額			
消費税等相当額			
補償額合計			

営業補償金算定書（営業休止の補償）

氏名又は名称

（単位：円）

補償項目	計算式	(消費税等課税対象額) 補償額	備考
固 定 的 な 経 費 の 額 補 償			
従 業 員 に 対 す る 休 業 手 当 相 当 額 の 補 償 額			
休 業 期 間 中 の 収 益 減 又 は 所 得 減 の 額 補 償			
一 時 的 に 得 意 を 喪 失 す る こ と に よ っ て 通 常 生 ず る 損 失 の 補 償 額			
商 品 、 仕 掛 品 等 の 減 損 の 額 補 償			
移 転 広 告 費 そ の 他 店 舗 等 の 移 転 に 伴 い 通 常 生 ず る 損 失 の 補 償 額			
消 費 税 等 抜 き 計			
消 費 税 等 課 税 対 象 額			
消 費 税 等 相 当 額			
補 償 額 合 計			

（備考）第8条「仮営業所を設置して営業を継続する場合」の補償額の算定にあたっては、本様式に準じて作成すること。

営業補償金算定書（営業規模縮小の補償）

氏名又は名称

(単位：円)

補償項目	計算式	(消費税等課税対象額) 補償額	備考
固定資産の売却損の 補償額			
解雇予告手当相当額の 補償額			
その他資本及び労働の過剰遊休化により 通常生ずる損失の補償額			
経営効率が低下することにより 通常生ずる損失の補償額			
解雇する従業員に対する 離職者補償額			
消費税等抜き計			
消費税等課税対象額			
消費税等相当額			
補償額合計			

得意先喪失補償額算定書

(1) 製造業

業種分類No.		業種内容：			法人・個人
資本金	千円	年間売上高	千円	売上減少率	%
					全従業員数 名
区分	勘定科目	金額	科目の内容	備考	
〔A〕 売上高	① 売上高				
	② △売上値引等				
	③ 雑収入			収益認定の際に計上できるもの	
	計				
〔B〕 製品売上原価	〔a〕 材料費	① 期首材料棚卸高			
		② 材料仕入高			
		③ △期末材料棚卸高			
		計			
	〔b〕 人件費	① 雑給			臨時雇用の賃金・給与
		計			
	〔c〕 経費	① 特許権利使用料			
		② 外注加工費			
		③ 動力・光熱費			
		④ 運搬費			外注運賃・自社車両費 (燃料・修繕費を含む。)
		⑤ 消耗品費			消耗工具・器具を含む。
		計			
	変動費合計((a)+(b)+(c))				
	(d) 総製造費用				
	(e) 製品売上原価				
	〔C〕 商品売上原価	① 期首商品棚卸高			
		② 商品仕入高			
③ △仕入割引等					
④ △期末商品棚卸高					
計					
〔D〕 販売費・一般管理費	① 容器包装費			荷造材料費を含む。	
	② 発送配達費			荷造運搬費、車両燃料費、修繕費を含む。	
	③ 販売促進費			販売手数料、見本費を含む。	
	④ 雑給			臨時雇員の賃金・給与	
	⑤ 外注費				
	計				

(1) 製品売上原価

① 製造原価の中の総製造費用（材料費、人件費、経費）を固定費と変動費に分解する。

$$\frac{\text{変動費}}{\text{総製造費用}} = \frac{\text{---}}{\text{---}} = \boxed{[E] \% \text{ (変動費率)}} \quad (\text{小数点以下第4位切り捨て})$$

(注) 総製造費用 = 材料費 + 人件費 + 経費

② 製品売上原価の中の変動費

$$\begin{aligned} \text{変動費} &= \text{製品売上原価} \times \text{変動率} \\ &= (e) \times [E] = \boxed{[F] \text{ 円}} \end{aligned}$$

(注) 製品売上原価 = 期首製品棚卸高 + 当期製品製造原価 - 期末製品棚卸高

(2) 商品売上原価

$$\text{変動費} = \text{商品売上原価} = \boxed{[C] \text{ 円}}$$

(3) 販売費・一般管理費及び営業外費用の中から変動費を抽出する。

$$\text{変動費} = \boxed{[D] \text{ 円}}$$

(4) 限界利益率

$$\begin{aligned} \frac{\text{売上高} - \text{変動費}}{\text{売上高}} &= \frac{[A] - \{ [F] + [C] + [D] \}}{[A]} \\ &= \boxed{\text{限界利益率} \%} \quad (\text{小数点以下第4位切り捨て}) \end{aligned}$$

(5) 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額

従前1か月の売上高 × 売上減少率 × 限界利益率
(1円未満切り捨て)

$$= \boxed{\text{補償額} \text{ 円}} \quad (\text{1円未満切り捨て})$$

得意先喪失補償額算定書
(2) 建設業

業種分類No.		業種内容:			法人・個人	
資本金	千円	年間売上高	千円	売上減少率	%	
					全従業員数	名
区分	勘定科目	金額	科目の内容	備考		
〔A〕 売上高	① 売上高					
	② △売上値引等					
	③ 雑収入			収益認定の際に計上できるもの		
	計					
〔B〕 工事原価	① 材料費					
	② 仮設経費			仮設材賃借料、仮設損料、仮設損耗費等		
	③ 機械等経費			機械等賃借料、機械等損料、機械等運搬費等		
	④ 外注費			労務下請をしている場合の賃金を含む。		
	⑤ 動力用水光熱費			電力、ガス、水道、石油等の費用及び計器類の損料。現場の事務、管理の経費		
	⑥ 設計費			外注設計料、社内の設計費の負担額		
	⑦ 運搬費			現場関係の運送諸経費、自社車両費を含む。		
	⑧ 労務費			現場における直接作業に対する労務者の賃金、割増金、現物給与等		
	計					
〔C〕 販売費・一般管理費	① 容器包装費			荷造材料費を含む。		
	② 発送配達費			荷造運搬費、車両燃料費、修繕費を含む。		
	③ 販売促進費			販売手数料、見本費を含む。		
	④ 雑給			臨時雇員の賃金・給与		
	⑤ 外注費					
	計					
〔D〕変動費合計 (〔B〕+〔C〕)						

(1) 限界利益率

$$\frac{\text{売上高} - \text{変動費}}{\text{売上高}} = \frac{〔A〕 - 〔D〕}{〔A〕} = \text{---} = \text{---}$$

(小数点以下第4位切り捨て)

限界利益率 %

(2) 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額

従前1か月の売上高 × 売上減少率 × 限界利益率
(1円未満切り捨て)

= (1円未満切り捨て)

補償額 円

得意先喪失補償額算定書

(4) 飲食・サービス業

業種分類(飲・サ) No.		業種内容:		法人・個人
資本金	千円	年間売上高	千円	売上減少率 %
				全従業員数 名

区分	勘定科目	金額	科目の内容	備 考
(A) 売上高	① 売上高			
	② △売上値引等			売上戻り、返品戻りを含む。
	③ 雑収入			収益認定の際に計上できるもの
	計			
(B) 売上原価	① 期首商品(材料)棚卸高			
	② 商品(材料)仕入高			
	③ △仕入値引等			仕入戻し、返品戻しを含む。
	④ △期末商品(材料)棚卸高			
	計			
(C) 販売費・一般管理費	① 容器包装費			荷造材料費含む。
	② 発送配達費			荷造・運搬費
	③ 販売促進費			販売手数料・見本費
	④ 雑給			臨時職員の賃金・給与
	⑤ 水道光熱費			
	⑥ 外注費			
	計			
(D) 変動費合計{(B)+(C)}				

(1) 限界利率

$$\frac{\text{売上高} - \text{変動費}}{\text{売上高}} = \frac{[A] - [D]}{[A]} = \underline{\hspace{2cm}} =$$

(小数点以下第4位切り捨て)

限界利益率 = %

(2) 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額
 従前1か月の売上高 × 売上減少率 × 限界利益率
 (1円未満切り捨て)

=

(1円未満切り捨て)

補償額 円

認定収益額算定書

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
① 営 業 利 益		
② 販売費・一般管理費のうち (③+④) 費用としないもの ③ ④		
⑤ 営 業 外 収 益 (⑥+⑦) ⑥ ⑦		
⑧ 営 業 外 費 用 (⑨+⑩) ⑨ ⑩		
⑪ 特 別 利 益 (⑫+⑬) ⑫ ⑬		
⑭ 特 別 損 失 (⑮+⑯) ⑮ ⑯		
⑰ 認 定 収 益 額 (①+②+⑤-⑧+⑪-⑭)		

※科目は、損益計算書等の科目にあわせて記載する。

固定的経費付属明細書

科目名

(単位：円)

内 訳	損益計算書 計上額	収益に加算 できる額	固定的経費 認定額	消費税等 課税対象額	摘要
合計					

固定資産等の売却損補償額算定書

(単位：円)

固定資産等	保有数	処分数	現在価格 (費用価格)	売却損額	摘要

費用分解一覧表

年月日～年月日

(業種名：)

(単位：円)

勘定科目	金額	変動費(×) 固定費(○)の 別	変動費(×)	固定費(○)	摘要
【売上原価】					
【製造原価】					
【工事原価】					
【販売費・一般管理費】					
【営業外費用】					
合計					

(備考) 勘定科目は、調査した会計資料を元に記載すること。

移転広告費等算定書

(単位：円)

項 目	単 位	員 数	単 価	金 額	消費税等課税対象額	備 考
移転広告費						
移転通知費						
開店祝費						
粗品費						
捨て看板費						
その他の費用						
合計						

損益計算書比較表

(単位：円)

項 目	年度又は期別		対前年比		対前年比		備 考
	年度	(%)	年度	(%)	年度	(%)	
① 総 売 上 高							
② 売 上 原 価							
③ 売 上 利 益							
④ 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費							
⑤ 営 業 利 益							
⑥= ⑤/① 総売上高対所得率							
⑦= ④/① 総売上高対経費率							

(備考) (%) は、小数点以下第2位切り捨てとする。

居 住 者 調 査 表

	調査者		調 査 年月日		整 理 番 号		
(自家・家主)							
建 物 所 在 地	都 府 県	郡 市	区	町 大字 字 番地 村			
建物所有者住所	都 府 県	郡 市	区	町 大字 字 番地 村			
建 物 所 有 者 氏名又は名称	法人を代表する者 の氏名及び住所			電 話 番 号	局 番(呼)		
土地の所有者 住 所 ・ 氏 名							
建物取得年月日 (不明の時 は推定)	年 月 日	建 物 の 取 得 方 法		居 住 年 月 日 (不明の時 は推定)	年 月 日		
建 物 の 居 住 者							
続 柄	氏 名	生 年 月 日	勤 務 先 所 在 地		職 業		
世 帯 主		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
建物に借家・借間人が居住している場合							
貸家 貸間の別	貸 主	借家 借間の 人氏名	家 賃	貸家 貸間の 面積	権 利 金 敷 金	契 約 年 月 日	契 約 書 の 有 無
			円	m ²	円		有・無
戸籍簿等の調査							
使 用 状 況			居 住 面 積				
摘 要							
配偶者居住権に関する調査結果							
配偶者居住権の 有 無	有・無	存続 期間	終身・ 年	権 利 の 始 期			
上記認定理由							
配偶者居住権者 の 氏 名		配 偶 者 居 住 権 者 の 住 所					

(備考) 調査を行った項目についてのみ記載する。ただし、「配偶者居住権の有無」「上記認定理由」は、必ず調査結果を記載する。

居 住 者 調 査 表

(借家・借間)		調査者	調 査 年月日	整 理 番 号
住 所	都 府 県 市 区 町 大字 字 番地			
氏 名 又は名称			電 話 番 号	局 番(呼)
続 柄	氏 名	生 年 月 日	職 業	勤 務 先 所 在 地
世帯主又は 法人を代表 する者		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
家主氏名	家 賃	月 円	権 利 金 敷 金	円
借家面積	m ²	借間面積	m ²	住居面積
借家・借間 契約年月日	年 月 日	契 約 期 間	年	賃 貸 借 契 約 書、住 民 票 等 の 有 無
使用状況	入居日 年 月 日	入居 期 間	年	
備 考	家賃差について、特筆すべき事情がある場合は、当該欄に記載する。			

算定年月日		算定者	
採用単価		消費税等相当額の補償の要否	

(1. +2. +3. +4.)

動産移転料算定書

¥. -

動産所有者の住所及び氏名	住所 氏名	動産の所在地
--------------	----------	--------

1. 屋内動産 ¥. -

住居面積 (常時居住面積)	家族人員	仮住居等 の有無	移転工法	移転回数	建物所有者の氏名			
台数								
①標準台数	②人員による 加算台数	③個別調査 による台数	④小計 (①+②+③)	⑤移転回数	⑥延べ台数 (④×⑤)	⑦1台当り単価	⑧金額 (⑥×⑦)	合計
2t								
4t								

台数算定(住居面積別標準台数表の適用が困難な屋内動産)

2. 一般動産 ¥. -

①台数	特記事項	②移転回数	③延べ台数 (①×②)	④1台当り単価	⑤金額 (③×④)	合計
2t						
4t						

台数算定

3. 取扱いが困難な動産 ¥. -

品目・種別	個数	単価	移転回数	移転料	うち消費税等 課税対象額	摘要
	×		×	=		
	×		×	=		
合計				_____		

4. 消費税等相当額 (1. +2. +3.) × 税率 =

算定年月日	算定者
採用単価	消費税等相当額の補償の要否

【土地を取得する場合】

仮住居補償金調査算定書						((1. 又は2.) + 3.)
						¥. -
建物番号	住所			氏名		
自家・借家・借間 ・配偶者居住権の別	移転工法	補償期間	現在家賃(月額)			
[仮住居等面積](㎡)	住居面積(㎡)	居住者数	特記事項			
1. 賃借により仮住居等を確保する場合						() ¥. -
標準家賃	① 標準家賃単価(月額)	② 仮住居等面積	①×②	③(①×②の査定額) 標準家賃(月額)	④当該地域において通常返還されない一時金(円)	⑤当該地域において通常返還される一時金(円)
						摘要
仮住居の権利金等の一時金相当額(A)	返還されない一時金	③ 標準家賃(月額)	⑥(④/③) 補償月数	/		③×⑥ 補償額
	返還される一時金	③ 標準家賃(月額)	⑦(⑤/③) 補償月数	運用益損失率	⑧ $(1+r)^n - 1 / (1+r)^n$ r: 年利率 n: 仮住居補償期間(年)	③×⑦×⑧ 補償額
家賃(B)	自家自用・配偶者居住権を有する者	③ 標準家賃(月額)	⑨ 仮住居補償期間(月)	/		③×⑨ 補償額
	借家・借間	③ 標準家賃(月額)	⑩ 現在家賃(月額)	⑪(③-⑩) 家賃差額	⑨ 仮住居補償期間(月)	⑪×⑨ 補償額
2. 賃借により仮住居等を確保することが著しく困難な場合						() ¥. -
① 仮設建物の建設費等	② 撤去費	③ 発生材価格	④ 現在家賃(月額)×仮住居補償期間(月)	/		①+②-③-④ 補償額
3. 消費税等相当額						¥. -
消費税等課税対象額 (各補償額の上段()書)			×	税率	=	¥. -

※1 標準家賃(月額)が10,000円未満のときは10円未満を、10,000円以上のときは100円未満を切り捨てるものとする。
 ※2 2. 賃借により仮住居等を確保することが著しく困難な場合における①仮設建物の建設費等には電気、水道等の附帯施設に要する費用及び敷地の借入に要する費用を含む。

算定年月日	算定者
採用単価	消費税等相当額の補償の要否

【土地を使用する場合】

仮住居補償金調査算定書						((1. 又は2.) + 3.)
						¥. -
建物番号	住所			氏名		
自家・借家・借間・配偶者居住権の別	移転工法	補償期間	現在家賃(月額)			
[仮住居等面積](㎡)	住居面積(㎡)	居住者数	特記事項			
1. 賃借により仮住居等を確保する場合						()
						¥. -
標準家賃	① 標準家賃単価(月額)	② 仮住居等面積	①×②	③(①×②の査定額)	④当該地域において通常返還されない一時金(円)	⑤当該地域において通常返還される一時金(円)
			()	()		
仮住居の権利金等の一時金相当額(A)	③ 返還されない一時金	③ 標準家賃(月額)	⑥(④/③) 補償月数	/		③×⑥ 補償額
	③ 返還される一時金	③ 標準家賃(月額)	⑦(⑤/③) 補償月数	⑧(1+r) ⁿ -1 / (1+r) ⁿ	r: 年利率 n: 仮住居補償期間(年)	③×⑦×⑧ 補償額
家賃(B)	自家自用・配偶者居住権を有する者	③ 標準家賃(月額)	⑨ 仮住居補償期間(月)	⑩ 使用対象地の地代補償額×使用期間(月)		③×⑨-⑩ 補償額
	借家・借間	③ 標準家賃(月額)	⑪ 現在家賃(月額)	⑫(③-⑪) 家賃差額	⑨ 仮住居補償期間(月)	⑫×⑨ 補償額
2. 賃借により仮住居等を確保することが著しく困難な場合						()
						¥. -
① 仮設建物の建設費等	② 撤去費	③ 発生材価格	④ 使用対象地の地代補償額(月額)×仮住居補償期間(月)	⑤ 現在家賃(月額)×仮住居補償期間(月)	/	
					①+②-③-④-⑤ 補償額	
3. 消費税等相当額						¥. -
消費税等課税対象額 _____ × 税率 _____ = _____ ¥. -						
(各補償額の上段()書)						

※1 標準家賃(月額)が10,000円未満のときは10円未満を、10,000円以上のときは100円未満を切り捨てるものとする。
 ※2 2. 賃借により仮住居等を確保することが著しく困難な場合における①仮設建物の建設費等には電気、水道等の附帯施設に要する費用及び敷地の借入に要する費用を含む。

算定年月日	算定者
採用単価	消費税等相当額の補償の要否

仮倉庫補償金調査算定書						((1. 又は2.) + 3.)
						¥. -
建物番号	住所	氏名				
自家・借家・借間 ・配偶者居住権の別	移転工法	補償期間	現在家賃(月額)	返還されない権利金 等一時金相当月数		
[仮住居等面積](㎡)	現在の使用面積 (㎡)	特記事項				
1. 賃借により仮倉庫を確保する場合 ()						
① 所要面積	② 1㎡当たり保管料	①×②	③ (①×②)の査定額 標準家賃(月額)	④ 補償期間(月)	⑤ 荷役料	(③×④)+⑤ 補償額
2. 賃借により仮倉庫を確保することが著しく困難な場合 ()						
土地を取得する 場合	① 仮設建物の建設 費等	② 撤去費	③ 発生材価格	④ その他控除額		①+②-③-④ 補償額
土地を使用する 場合	① 仮設建物の建設 費等	② 撤去費	③ 発生材価格	④ その他控除額		①+②-③-④ 補償額
3. 消費税等相当額 ¥. -						
消費税等課税対象額 (各補償額の上段()書)		税率		=		

※1 標準家賃(月額)が10,000円未満のときは10円未満を、10,000円以上のときは100円未満を切り捨てるものとする。
 ※2 2. 賃借により仮倉庫を確保することが著しく困難な場合における①仮設建物の建設費等には電気、水道等の附帯施設に要する費用及び敷地の借入に要する費用を含む。

標準家賃単価算出表(月額)

建物の種類	戸建て・集合										
建物の構造	木造・非木造 (S造・LGS造・RC造・SRC造)										
建物の用途	住宅・店舗・事務所・倉庫・その他 ()										
間取り	1R・1K・1DK・2K・2DK・2LDK・3DK 3LDK・4DK・4LDK・その他 ()										
適用面積	㎡ ~ ㎡										
経過年数	年 ~ 年										
設備	浴室(単独・共同・無)・トイレ (単独・共同)										
その他											
番号	建物面積 (㎡)	間取り	返金される 一時金 <small>ヶ月分(又は円)</small>	返金されない 一時金 <small>ヶ月分(又は円)</small>	経過年数 年	共益費 円	駐車料 円	月額賃料 円	㎡あたり 賃料 円/㎡	備考	
標準家賃単価(月額)							(消費税等 含む・含まない)				円/㎡

※1 取引事例は、原則として消費税等抜きの月額賃料を計上する。

家賃調査表

建物所在地				調査者										調査年月日			
建物所有者の住所				建物所有者の氏名										番号			
法人を代表する者の住所				法人を代表する者の氏名													
部屋番号	借家(間)人の氏名	借家・借間の別	入居開始日	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	家賃収入額(年額)	特記事項
				家賃(円)	家賃(円)	家賃(円)	家賃(円)	家賃(円)	家賃(円)	家賃(円)	家賃(円)	家賃(円)	家賃(円)	家賃(円)	家賃(円)		

※運用方針第20第3項なお書きの期間(以下「家賃欠収期間」という。)を加算する場合は、特記事項欄に「借家人の退去日」及び「家賃欠収対象期間」を記載すること。
 ※家賃は消費税等抜家賃とする。

算定年月日		算定者	
採用単価		消費税等相当額の補償の要否	

家賃減収補償金算定書													¥. 一
建物番号	建物所在地			建物所有者の住所									
移転工法	移転工事期間			自用地・借地の別	取得・使用の別			建物所有者の氏名					
部屋番号	借家(間)人の氏名	借家・借間の別	①家賃収入額 (年額)	②従前の建物の家賃 (月額) ①/12	③管理費及び 修繕費相当額 $\alpha \leq 0.1$ (②× α)	④工事期間(月)	⑤準備期間(月)	⑥運用方針第20第3項 なお書きにより該当する期間(月)	⑦補償期間(月) (④+⑤+⑥)	土地を使用する場合		⑩補償額 (②-③)×⑦ +⑧-⑨)	摘要
										⑧更新料相当額	⑨使用期間における地代補償額		
合計													

※1 ⑧の更新料相当額は、現契約において更新料の規定があり、かつ土地の使用期間中に更新期間が到来する場合に計上する。

※2 ⑨使用期間における地代補償額は、被補償者が借地権者(建物所有者)である場合は借地権者に対して支払われる地代補償額を計上する。

算定年月日		算定者	
採用単価		消費税等相当額の補償の要否	

((A) + (B) + (C))					
借家人補償金調査算定書					¥. —
建物番号		住所		氏名	
現在の契約条件	①借家面積 (㎡)	②家賃 (円)	③返還される一時金 (円)	返還されない一時金 (円)	居住期間 (入居開始時期)
①現在の借家面積 (㎡)	④補正率	⑤ (①×④) 補正後借家面積 (㎡)	補正理由等		特記事項
標準家賃	⑥標準家賃単価 (月額) (円)	⑤補正後借家面積 (㎡)	⑦ (⑥×⑤) 標準家賃 (月額) (円)	⑧当該地域において通常返還されない一時金 (円)	⑨当該地域において通常返還される一時金 (円)
			()		
権利金等一時借入に要する費用相当額 (A)	返還されない一時金	⑦標準家賃 (月額)	⑩ (⑥/⑦) 補償月数	/	
	返還される一時金	⑦標準家賃 (月額)	⑪ (⑥/⑦) 補償月数		
					⑦×⑩ 補償額
					⑦×⑪-③) × ⑫ 補償額
家賃差補償額 (B)	⑦標準家賃 (月額)	②現在家賃 (月額)	⑬ (⑦-②) 家賃差額	⑭補償年数	⑬×⑭×⑭ 補償額
	()	()	()		
消費税等相当額 (C)					¥. —
	返還されない一時金	_____			
	返還される一時金	_____			
	家賃差補償額	_____			
	_____		合計	×	税率
				=	

※1 住宅用以外は消費税等の課税対象であるため、消費税等課税対象額を計上する。

算定年月日		算定者	
採用単価		消費税等相当額の補償の要否	要・費

祭し料算定書								(①+②)
								¥.-
祭し料・弔祭料 の対象となる施設	所在地				種別			
	所有者							
被補償者	住所又は所在地							
	氏名又は名称							
	法人の代表者の住所							
	法人の代表者の氏名							
① 祭し料						¥0.-		
番号	種別等	数量	単位	単価	補償額	消費税等課税対象額		備考
						単価	金額	
						()	()	
						【]	【]	
合計								
② 消費税等相当額						¥0.-		
				税率				
消費税等課税対象額		_____		×	=		_____	
消費税等課税対象額 (軽減税率)		_____		×	=		_____	
合計					=		_____	

備考1 金額欄の上段()書には消費税等課税対象額を記載する。
 備考2 金額欄の下段【]書には軽減税率が適用される消費税等課税対象額を記載する。

算定年月日		算定者	
採用単価		消費税等相当額の補償の要否	

(1. +2. +3. +4. +5.)

移 転 雑 費 補 償 金 算 定 書

¥. 一

整理番号		住所		氏名	
------	--	----	--	----	--

()

1. 移転先又は代替地等の選定に要する費用 (A又はB+C、D又はE)

建物等の所有者又は借家人等が自ら選定する場合	交通費及び日当		補償日数表の種類別		補償日数		補償額(A)		
	① ()				②		①×② ()		
宅地建物取引業者に委託する場合	交通費及び日当		補償日数表の種類別		補償日数		/		
	① ()				②				
	仮住居の選定	標準家賃1㎡当り		仮住居所要面積		補償月数		補償額(B)	
		③		④ ㎡		⑤ 月		③×④×⑤ ()	
	移転先地の選定	面積	単価	基礎額	報酬率	報酬額内訳	報酬額	交通費日当	補償額(C)
		㎡			5/100 4/100 3/100		⑥	①×②	⑥+(①×②) ()
標準家賃1㎡当り		建物使用面積		補償月数		交通費日当		補償額(D)	
借家人の場合	⑦		⑧ ㎡		⑨ 月		①×② ()		⑦×⑧×⑨+(①×②) ()
	権利設定対価(権利金等一時金)		報酬率		報酬額内訳		報酬額	交通費日当	補償額(E)
⑩		5/100 4/100 3/100				⑪	①×②	⑩+(①×②) ()	

()

2. 法令上の手続に要する費用 (F+G+H+I+J)

建築等の確認に要する費用	建築種別		床面積の合計		移転工法		
			㎡				
	①建築物確認申請手数料		②建築物確認申請手続業務報酬額		③設計、工事監理等業務報酬額		補償額(F)
		()		()		①+②+③ ()	
建物登記に関する費用	①滅失登記申請に要する費用	内訳			②表示登記申請に要する費用	()	内訳
	③表示変更登記に要する費用	内訳			④保存登記に要する費用	()	内訳
						補償額(G)	
						①+②+③+④ ()	
土地の権原の登記に要する費用	権原に関する登記の有無		有 無		内訳		補償額(H)
	権原の種類						()
	移転工法		構外・構内				()
その他官公署等に対する費用	内訳					補償額(I)	
						()	
上記の手続に要する交通費及び日当	交通費及び日当		種別		日数計		補償額(J)
	⑤ ()				⑥		⑤×⑥ ()

()							
【 】							
3. 転居通知費、移転旅費その他の雑費(K+L+M)							
転居通知費、 引越挨拶等に要する費用	移転通知 等の費用	移転旅費				補償額(K)	
	①	②家族人数	③交通費	④日当	⑤移転回数	⑥金額 (③+②×④)×⑤ ()	
						①+⑥ ()	
契約に要 する費用	土 地	移転先地選定の基準額	金額	建 物	建物等移転工事費	金額	補償額(L)
			⑦			⑧	⑦+⑧
その他通常必要と認めら れる経費	地鎮祭		上棟式	建築祝	その他		補償額(M)
	⑨ () 【 】	⑩ () 【 】	⑪ () 【 】	⑫ () 【 】	⑨+⑩+⑪+⑫ () 【 】		
4. 就業できないことにより通常生ずる損失の補償(N)							
就業不能補償	平均的労働賃金(日額)		補償日数表の種別		補償日数		補償額(N)
	①				②	日	①×②
5. 消費税及び地方消費税等相当額							
消費税等課税対象額							
移転先又は代替地等の選定に要する費用		¥ _____					
法令上の手続に要する費用		¥ _____					
転居通知費、移転旅費その他の雑費		¥ _____					
		¥ _____		×	税率 10%	=	¥ _____
消費税等課税対象額(軽減税率)							
転居通知費、移転旅費その他の雑費		¥ _____					
		¥ _____		×	税率 8%	=	¥ _____
合計						=	¥ _____

備考1 各金額欄の上段()書には消費税等課税対象額を記載する。

備考2 その他通常必要と認められる経費の欄【 】書きには軽減税率が適用される消費税等課税対象額を記載する。

現在の敷地、及び建物等

土 地	所在	大字	字	地番	公簿面積	実測面積 (又は利用面積)	取得単価	土地価格	固定資産評価額	摘要			

合計													

建 物 等	建物番号	構造・用途・種別	登記の有無 (表示・保存)	公簿面積	実測面積 (又は利用面積)	推定建築費等	解体費	廃材処分 運搬費等	印紙税額	建築確認 の要否	中間検査の 要否	一級建築士等による 設計監理の要否	摘要

合計													

※1 実測面積(利用面積)は移転先または代替地等を取得するために処分する必要がある残地の面積を含む一画地の面積とする。
 ※2 印紙税額は建設業法において契約書の作成が義務付けられている業種について計上するものとし、契約単位(一発注単位)ごとの契約額に応じて印紙税法第7条別表1により算定した額を計上する。

設計及び工事監理に要する費用

所有者氏名:

[]

人件費単価=技師C/8h 0÷8h=0円/時間

棟番号	構造	延べ面積 (㎡) ①	移転工法	建築物の種類	用途等 の分類	類別 用途 区分	設計及び工事監理等の業務量						合 計 a	人件費単価 (円/時間) b	直接人件費 c=a×b	直接・間接 経費 d=a×b	同一設 計補正 e	設計・工事監理料	
							業務量	下限面積 ②	面積差分 (①-②)	1㎡当り 業務量	工法別 補正率	計						金額 (c+d)×e	査定額
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
合計																			

(100円未満切り捨て)

消費税等調査表

(1/2)	調査者		年月日	
都道府県	郡市	区	町村	大字
調査対象者	住所	都道府県	郡市	区 町 村 大字
	氏名又は法人・代表者名			
調査対象物件名・用途			調査対象物件の資産の区分	
			<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産	
基準期間	年 月 日	～	年 月 日	
前年(個人)又は前事業年度	年 月 日	～	年 月 日	
調査・収集した資料	<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書(特定期間用) <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) <input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <input type="checkbox"/> その他の資料			

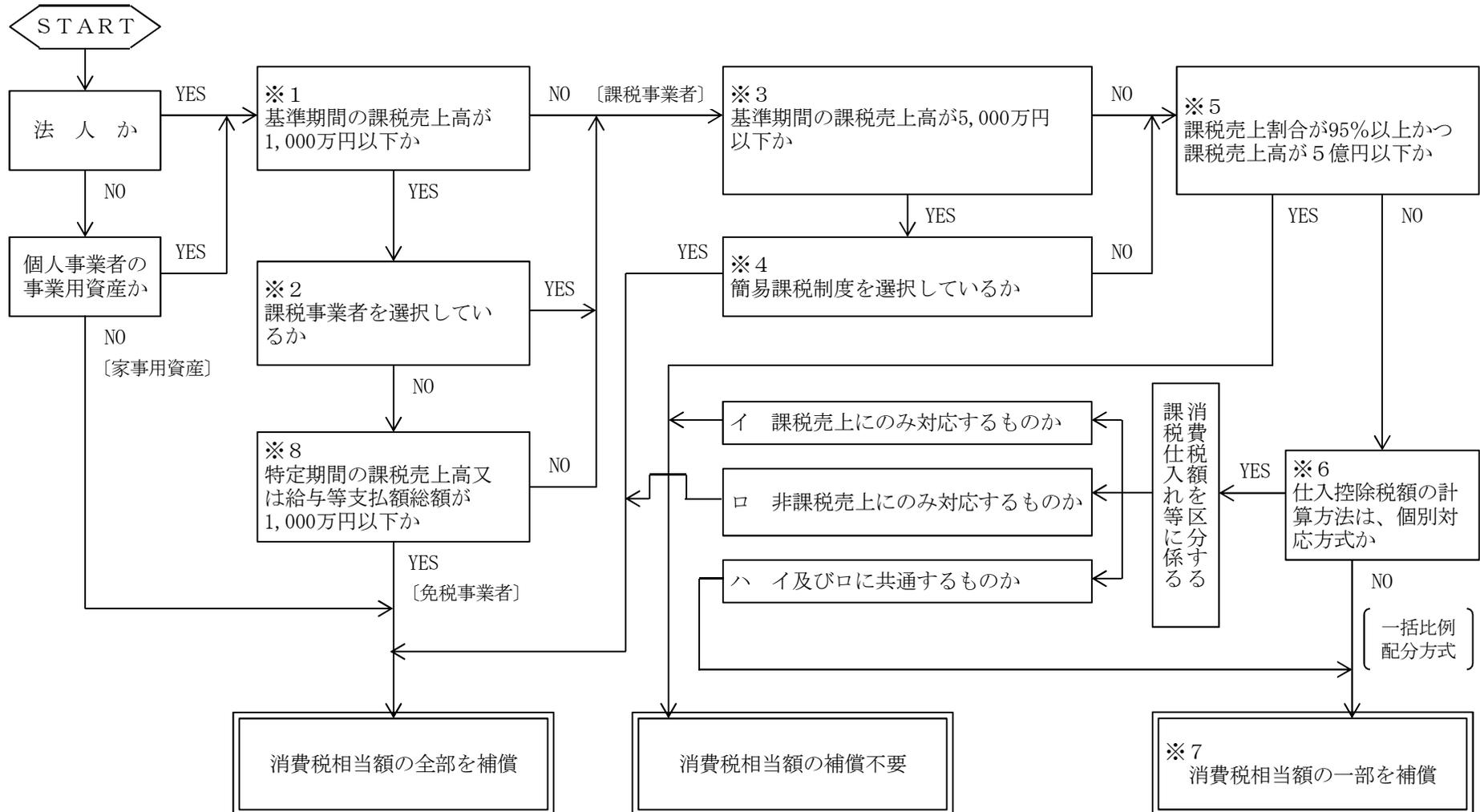
- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。
 2 本調査表には、表1-1若しくは表1-2「消費税等相当額補償の要否判定フロー」を添付すること。

(2/2)

	資 料	前年（個人）又は前事業年度の 「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」	<input type="checkbox"/> 有（下記へ） <input type="checkbox"/> 無
		「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書類」の有無及び承認割合について ※本資料は補償対象物件が共用（課税・非課税資産）である場合のみ収集する。	<input type="checkbox"/> 有（個別対応方式の 共用資産へ） <input type="checkbox"/> 無（下記へ）
本 則 課	補 償 用 課税売上割合	① 課税資産の譲渡等の対価の額（税抜き） _____ 円	
		② 資産の譲渡等の対価の額（税抜き） _____ 円	
		③ 土地買収代金額等 （区分地上権、地役権設定代金を含む） _____ 円	
税	補償用課税売上割合の算出 ① / (② + ③)	① _____ 円	= _____ %
		② _____ 円 + ③ _____ 円	
事 業	補償用課税売上割合の率	補償用課税 売上割合率	<input type="checkbox"/> 95%以上である <input type="checkbox"/> 95%未満である（下記へ）
	補償用課税売上高	補償用課税 売上高の額	<input type="checkbox"/> 5億円超えである（下記へ） <input type="checkbox"/> 5億円以下である
者 関 係	採用方式	前年又は前事業年度の 「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」	<input type="checkbox"/> 一括比例配分方式を採用している （一括比例配分方式へ） <input type="checkbox"/> 個別対応方式を採用している （個別対応方式へ）
	個別対応方式	補償対象物件	<input type="checkbox"/> イ 課税売上げにのみ対応するもの <input type="checkbox"/> ロ 非課税売上げにのみ対応するもの <input type="checkbox"/> イ及びロに共通するもの（下記へ）
	個別対応方式 の共用資産	一 部 補 償	消費税相当額 × (1 - 補償用課税売上割合又は共用資産の承認割合) 円 × (1 - 0. _____) =
	一括比例配分 方 式		消費税相当額 × (1 - 補償用課税売上割合) 円 × (1 - 0. _____) =

表1-1

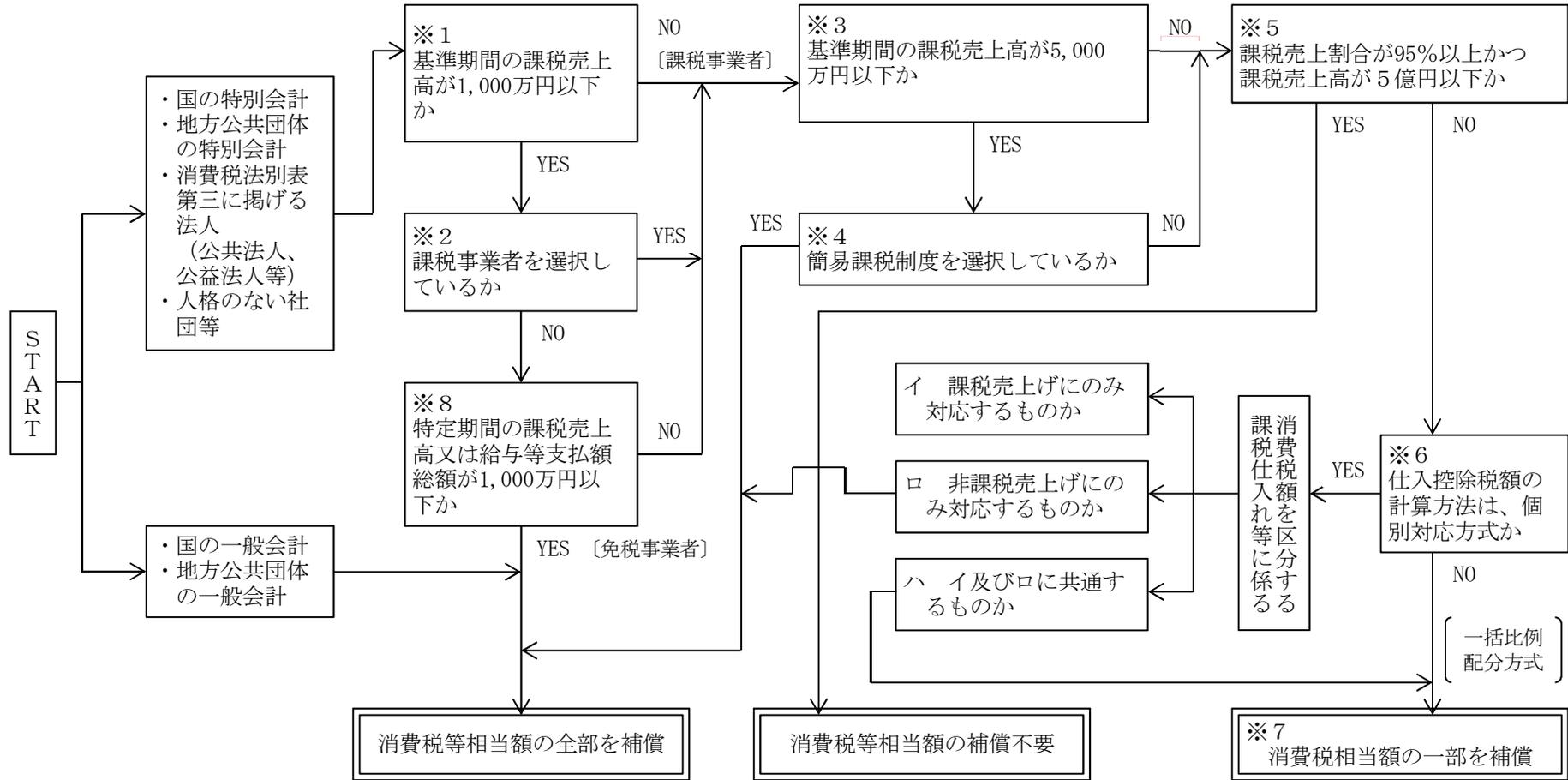
消費税等相当額補償の要否判断フロー（標準）



- (注) ① 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。
 ② 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。
 ③ 消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。

表1-2

消費税等相当額補償の要否判断フロー
 (国若しくは地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等の場合)



- (注) ① 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税等相当額をいう。
 ② 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。
 ③ 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等は、特定収入割合が5%を超える場合には、仕入控除税額が調整される。したがって、調整が行われる場合は、その調整される部分の消費税等相当額の補償が必要となる。

〔留意事項〕

※1

(1) 基準期間

個人事業者…その年の前々年

法人…その事業年度の前々事業年度（その前々事業年度が1年未満である法人については、その事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日以後1年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間）

(2) 基準期間のない法人の納税義務

その事業年度の基準期間がない法人（社会福祉法人を除く。）のうち、その事業年度（課税期間）開始の日における資本又は出資の金額が1,000万円未満の法人（新規設立法人）については、その基準期間がない事業年度の納税義務が免除される。ただし、新規設立法人のうち、次の①及び②のいずれの要件にも該当する特定新規設立法人についてはその基準期間がない事業年度の納税義務が免除されない。

特定新規設立法人の要件

- ① その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合（特定要件）に該当すること
- ② ①の他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者（判定対象者）の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間（基準期間相当期間）における課税売上高が5億円を超えていること

(3) 収集資料（次の資料のうち、判定に必要となる資料を収集する。）

- ① 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」等
—基準期間が免税事業者の場合
- ② 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」等
—基準期間が課税事業者の場合
- ③ 「法人設立届出書」又は「個人事業の開廃業等届出書」
- ④ 「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」
- ⑤ 「消費税課税事業者届出書」又は「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」
- ⑥ その他必要となる資料

※2 収集資料（次の資料のうち、判定に必要となる資料を収集する。）

- ① 「消費税課税事業者選択届出書」又は「消費税課税事業者選択不適用届出書」
- ② 「高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書」
高額特定資産又は自己建設高額特定資産の仕入れ等を行った場合は、当該高額特定資産等の仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間から一定の期間について、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用が制限されるため、課税事業者を選択していない場合でも、原則として課税事業者になる。
- ③ その他必要となる資料

※3, 4 収集資料（次の資料のうち、判定に必要となる資料を収集する。）

- ① 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」等
- ② 「消費税簡易課税制度選択届出書」又は「消費税簡易課税制度不適用届出書」
- ③ その他必要となる資料

※5

（1）課税売上割合の算定

前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」の課税売上割合欄中の「資産の譲渡等の対価の額」に今回土地買収代金額（区分地上権、地役権設定代金を含む。）を加算した額により算定する。

（2）収集資料（次の資料のうち、判定に必要となる資料を収集する。）

- ① 「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」等（原則として前年又は前事業年度）
- ② その他必要となる資料

※6 収集資料（次の資料のうち、判定に必要となる資料を収集する。）

- ① 「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」等（原則として前年又は前事業年度）
- ② その他必要となる資料

※7

① 個別対応方式を選択している場合

$$\text{消費税等相当額補償} = \text{ハの消費税等相当額の全部} \times (1 - \text{課税売上割合})$$

（注） 課税売上割合は、※5で算定した割合による。

ただし、「課税売上割合」に代えて、「課税売上割合に準ずる割合」の承認を税務署長から受けている場合にあつては、その割合による。

② 一括比例配分方式を選択している場合

$$\text{消費税等相当額補償} = \text{消費税等相当額の全部} \times (1 - \text{課税売上割合})$$

（注） 課税売上割合は、※5で算定した割合による。

※8

（1）特定期間

特定期間とは、個人事業者の場合は、その年の前年の1月1日から6月30日までの期間をいい、法人の場合には、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間をいう。ただし、前事業年度が1年でない場合などの特定期間についてはこれと異なるので注意されたい。

（2）給与等支払額

給与等支払額とは、特定期間中に支払った所得税の課税対象とされる給与、賞与等の合計額である（未払い給与等は対象とはならない）。支払明細書の控えや源泉徴収簿からの所得税の課税対象とされるものを合計して算出する。

申 出 書

国土交通省が施行する_____工事のため、国から_____（注）_____の補償を受けるに当たり、当該補償金に関し、当方が消費税法等の規定に従い負担することとなる消費税及び地方消費税については、補償は不要であるので申出します。

年 月 日

殿

住 所

氏 名

備 考

- 1 （注）は、「物件移転料その他通常受ける損失の補償」、「その他通常受ける損失の補償」、「建物等について生じた損傷等に係る費用等」等の申出対象となる補償金の内容を簡潔に記載する。
- 2 申出を受ける者及び申出者は、原則として当該契約の当事者とする。

消費税等相当額算定調書〔建物移転料等の通常生じる損失の補償〕

【一般補償】						氏名	
補償項目	税抜き補償額 (a)	消費税等課税対象額		消費税等相当額		補償金額 (a) + (d)	備考
		対象項目	対象金額 (b)	一部補償 の場合の 補正率(c)	金額 (d)=(b)× 消費税率× (c)		
建物移転料	円	(a)-①+②	円		円	円	①産業廃棄物税＝ ②発生材＝
工作物移転料		(a)-①+②					①産業廃棄物税＝ ②発生材＝
立竹木 補償金	伐採補償 移植補償	消費税等課税対象額の 合計額					
	代替工作物 設置補償	(a)×1.0					
動産移転料		(a)×1.0					
仮住居 補償金	借家による 場合	賃借期間が1ヶ月 未満の場合 (a)×1.0			—		*賃借期間が1ヶ月以上の 場合は課税対象外
金	仮設建物の 建設の場合	借地 1ヶ月未満 (a)					①借地料＝ *発生材価格を控除して税抜 き補償額を算定している場 合は控除前の額
		借地 1ヶ月以上 (a)-①					
金	動産の保管	倉庫業者に委託する 場合 (a)×1.0					*倉庫業者に委託しない場 合は課税対象外
家賃減収補償金		—	—	—	—		
借家人補償金		借家等の建物が 営業用の場合 (a)					*借家等をしている建物が住 宅の場合は課税対象外
移転 先費	移選業者 選定	① + ②					①報酬額＝ ②交通費＝
	自己 選定	②					②交通費＝
雑費 補償金	法令上の 手続費用	① + ②					①報酬額＝ ②交通費＝
	移転通知費 旅費・その 他の雑費	(a)-(①+②+③)					①日当＝ ②収入印紙＝ ③神主等謝礼等＝
金	就業不能 損失	—	—	—	—		
金	計	—	—	—	—		
改葬補償金		(a)-①					①埋葬料・火葬料＝
祭り料補償金		(a)-(①+②)					①のりと料＝ ②読経料＝
営業補償金	—	—	—	—	—		別記2の消費税相当額及 び補償金額を転記
合計	—	—	—	—	—		

消費税等相当額算定調書について

- 注1. 「消費税等相当額」は、各補償項目ごとに円未満を切り捨てるものとする。
- 注2. 「一部補償の場合の補正率」は、次により算出するものとする。
- (1) 個別対応方式の共用資産である場合は、 $(1 - \text{補償用課税売上割合})$ 又は共用資産の承認割合とする。
 - (2) 被補償者が一括比例配分方式を選択している場合は、 $(1 - \text{補償用課税売上割合})$ とする。
*「補償用課税売上割合」とは、前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」の課税売上割合欄中の「課税資産の譲渡等の対価の額」を同欄中の「資産の譲渡等の対価の額」に今回の土地買収代金額(区分地上権、地役権設定代金を含む。)を加算した額で除して得た割合である。
*「共用資産の承認割合」とは、「課税売上割合」に代えて、「課税売上割合に準じる割合」として税務署長から承認を得た割合である。
- 注3. 除却工法、復元工法及び複合法(曳家改造、曳家切取等)により建物を移転する場合の建物移転料における消費税等相当額は、「国土交通省の直轄の公共用地の取得等に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて(通知)」(令和元年9月25日土地・建設産業局総務課長通達)により移転費用を区分のうえ、算定するものとする。
- 注4. 建物移転料及び工作物移転料の「税抜き補償額」において、「発生材価額」を控除して算定している場合は、「消費税等課税対象額」に当該発生材価格を加算して「消費税等相当額」を算定するものとする。
- 注5. 建物移転料及び工作物移転料の「税抜き補償額」において、「産廃税」を加算して算定している場合は、「消費税等課税対象額」に当該産廃税を控除して「消費税等相当額」を算定するものとする。
- 注6. この算定調書に掲載のない補償項目においては、課長通達に基づき費用を区分のうえ、消費税等相当額を算定するものとする。
- 注7. 消費税率とは、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)において定められている消費税及び地方消費税の税率とする。
- 注8. 消費税等相当額算定調書の移転雑費の備考欄に掲げる金額等については内訳書(様式任意)を作成するものとする。

営業補償金消費税等相当額算定調書

【営業休止補償】

氏 名

休業の場 合		仮営業所設置の場 合		備 考	
(a) 税抜き補償額		(a) 税抜き補償額		※発生材価格を控除して算定している場合は、控除前の額	
消費 税 等 課 税 対 象 額 と な る 固 定 的 経 費	円	① 借 地 料	② 収 益 減 補 償		
① 借 家 賃 (居住用部分を除く)		③ 得 意 先 喪 失 補 償	④ 商 品 等 減 損 補 償		
② 駐 車 場 借 上 料		(b) 仮設建物を建設する場合の借家場の課税対象額合計	借地期間 1ヶ月未満 (a)-(②+③+④)		
③ 倉 庫 借 上 料				借地期間 1ヶ月以上 (a)-(①+②+③+④)	
④ 機 械 器 具 使 用 料					
⑤ 定 期 親 睦 補 助 費					
⑥ 賄 費					
⑦ 広 告 宣 伝 費					
⑧ 定 期 刊 行 物 等					
⑨ 顧 問 料					
⑩ 基 本 料 金					
⑪					
⑫					
⑬ 計					
⑭ 移 転 広 告 費 移転通知費 開店祝費 開店祝費(軽減税率)	【 】				(a) - (② + ③ + ④)
消費税等課税対象額 (b) = ⑬ + ⑭					
消費税等課税対象額 (軽減税率)	【 】				
一部補償の場合の補正率 (c)	%	一部補償の場合の補正率 (c)	%		
消費税等相当額 (d) = (b) × 消費税率 × (c)		消費 税 等 相 当 額 (d) = (b) × 消費税率 × (c)			
消費税等相当額(軽減税率) × 消費税率 × (c)	【 】				
補 償 金 額 (a) + (d)		補 償 金 額 (a) + (d) - ⑤		⑤ 発生材価格 =	

注1. 「消費税等課税対象額となる固定的経費」の⑪及び⑫については、①～⑩に記載のない固定的経費で、消費税等の課税対象額となると判断される固定的経費を記載するものとする。

注2. 「一部補償の場合の補正率」は、次により算出するものとする。

- (1) 個別対応方式の共用資産である場合は、(1-補償用課税売上割合又は共用資産の承認割合)とする。
- (2) 被補償者が一括比例配分方式を選択している場合は、(1-補償用課税売上割合)とする。

※「補償用課税売上割合」とは、前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」の課税売上割合欄中の「課税資産の譲渡等の対価の額」を同欄中の「資産の譲渡等の対価の額」に今回の土地買収代金額(区分地上権、地役権設定代金を含む。)を加算した額で除して得た割合である。

※「共用資産の承認割合」とは、「課税売上割合」に代えて、「課税売上割合に準じる割合」として税務署長から承認を得た割合である。

注3. 営業規模縮小補償においては、消費税等相当額の補償は要しない。営業廃止補償の場合は本表に準じて調書を作成すること。

注4. 消費税率とは、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)において定められている消費税及び地方消費税の税率とする。

注5 移転広告費の欄【 】書きには軽減税率が適用される消費税等課税対象額を記載する。

消費税等相当額算定調書【公共補償】

補償項目	税抜補償額 (a)	消費税等課税対象額		消費税等額 相 当 額 (c)=(b) × 消費税率	氏 名	
		対 象 項 目	対象金額 (b)		補償金額 (a) + (c)	備 考
建設費	円 ①-②+③-④	①-②+③	円	円	円	①代替施設の建設費 = ②財産価値の減耗分 = ③撤去費 = ④発生材価格 =
移 転 費		(a) × 1.0				
建設雑費 その他通常要する費用		①+②				①建設付随経費（設計費等） = ②移転雑費補償金（一般補償に準じる） =
維持管理費		(a) × 1.0				
法令の規定に基づく機能回復の特例		(a) × 1.0				
合 計						

- 注1. 消費税等相当額は、各補償項目ごとに円未満を切り捨てるものとする。
- 注2. 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等は、特定収入割合が5%を超える場合には、仕入控除税額が調整されることとなるため、その場合にあっては、調整される部分の消費税等相当額を補償するものとする。
- 注3. 公共補償基準第8条の建設費については、「代替施設の建設費-財産価値の減耗分+撤去費」が対象額となるので留意すること。
- 注4. この算定調書に掲載のない補償項目においては、「国土交通省の直轄の公共用地の取得等に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて（通知）」（令和元年9月25日土地・建設産業局総務課長通達）に基づき費用を区分のうえ、消費税等相当額を算定するものとする。
- 注5. 消費税率とは、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）において定められている消費税及び地方消費税の税率とする。

移転計画案検討概要書（企業概要）

所在地					組 織 図	
名称及び 代表者名						
業種						
製造、加工 販売等品目						
原材料、製品 及び商品の 種類						
主な仕入先 販売先					製 品 等 の 製 造 工 程 流 れ 図	
移転工法検 討上留意す べき事項						
敷地面積 (A)	. m ²	事業用地 面積 (B)	. m ² (B) / (A)	%		
用途地域等の 公法上の規制	用途地域	建ぺい率	容積率	その他		
特記事項						

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

移転工法（計画）案検討概要書

項目	A 案	B 案	C 案
移転計画の概要 （建物、機械設備等の移転方法及び移転期間）			
移転計画の特長 （メリット）			
移 転 計 画 の 問 題 点 （デメリット）			
移転費用概算額			
総 合 判 断			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。
 2 項目については、調査した内容に応じて、適宜、追加削除すること。

移転工法（計画）各案の比較表

項目	A 案	B 案	C 案
移転対象建物の 範囲及び移転の 方法 （補償建物の棟 数面積、概算 額、その他）			
主たる工作物（ 機械設備等）の 移転範囲及び方 法 （機種名、概算 額、その他）			
敷地内の動線 （駐車場、緑地、 原料、製品等の 置場面積）の確 保状況			
営業補償等に係 るもの （休業する部門 補償概算額、そ の他）			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。
2 項目については、調査した内容に応じて、適宜、追加削除すること。

補 償 金 総 括 表

契 約 金 額	¥			被 補 償 者	
前 払 金 額	¥			住 所	
後 払 金 額	¥			新 住 所	
契 約 年 月 日		年	月	日	
変 更 契 約 日		年	月	日	
土 地 引 渡 物 件 移 転 期 限		年	月	日	
変 更 移 転 期 限		年	月	日	
関 係 権 利 者 と の 契 約 年 月 日		年	月	日	
登 記 年 月 日		年	月	日	
土 地 引 渡 物 件 移 転 完 了 年 月 日		年	月	日	
検 査 年 月 日		年	月	日	
前 金 払 年 月 日		年	月	日	
支 払 完 了 年 月 日		年	月	日	
補 償 項 目	金 額	前 払 金	後 払 金	摘 要	
土地所有権の補償					
土地に関する所有権 以外の権利の補償					
土地に関する権利 以外の補償					
内 物件移転料					
訳 その他					
計					

土地所有権の補償に関する内訳表

¥															
土地所有者の住所 氏名又は名称		地内													
大字	字	公簿面					取得し、又は使用しようとする土地				単価	金額	土地に関する所有権 以外の権利		摘要
		地番	地目	地積	所有者 の住所	所有者の 氏名又は名称	地番	現況 地目	評価 地目	実測 面積			種類及び 内容	権利者の住所 氏名又は名称	

土地に関する所有権以外の権利の補償に関する内訳表

¥													
権利者の住所 氏名又は名称		地内											
大字	字	公簿面			取得し、又は使用しようとする土地				権利の種類 及び その内容	単価	金額	土地所有者の 住所氏名 又は名称	摘要
		地番	地目	地積	地番	現況 地目	評価 地目	実測 面積					

補償説明記録簿

説明場所				
説明年月日		年 月 日	時間	自 至
出席者	説明者			
	相手方			
説明内容及び質疑				
特記事項				
主任監督員		監督員	主任担当者	担当者

(管理者) 殿

起業者 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号
国土交通大臣
上記代理人 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号
東北地方整備局長
上記代理人 (住所) 事務所長 印

〔 土 地 収 用 法 第 18 条 〕 第2項
〔 公共用地の取得に関する特別措置法第4条 〕
第4号の規定に基づく意見について (照会)

今般国土交通省が施行する 工事のため必要な土地について 土地収用法第16条
公共用地の取得に関する
特別措置法第4条 〕 の規定により事業の認定を申請するに当たり、起業地内に存する貴職管理に係る
下記調書記載の土地 (物件) を起業地に編入することについて 同法第18条
同法第4条 第2項第4号の規定
に基づく意見を承りたく照会します。

記

調 書

県郡市町村大字及び 字 の 名 称	現に供している事業 (施 設) の 種 類	供している土地の面積	備 考

(記号) 第 号
年 月 日

(行政機関の長) 殿

起業者 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号
国土交通大臣
上記代理人 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号
東北地方整備局長
上記代理人 (住所) 事務所長 印

〔 土 地 収 用 法 第 18 条 〕 第2項
〔 公共用地の取得に関する特別措置法第4条 〕
〔 第5号の規定に基づく意見について (照会) 〕

今般国土交通省が施行する 工事のため必要な土地について 土地収用法第16条
公共用地の取得に関する
特別措置法第4条 〕 の規定により事業の認定を申請するに当たり、起業地内に存する下記調書記載の
土地 (物件) を起業地に編入することについて 〔 同法第18条 〕
〔 同法第4条 〕 第2項第5号の規定に基づく意見を
承りたく照会します。

記

調 書

県郡市町村大字及び字の名称	現に供している事業(施設)の種類	利 用 制 限 令 名	起業地に編入する面積	備 考
			m ²	

(記号) 第 号
年 月 日

(管理者) 殿

起業者 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号
国土交通大臣
上記代理人 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号
東北地方整備局長
上記代理人 (住所) 事務所長 印

{
}

土地収用法第18条

第2項

公共用地の取得に関する特別措置法第4条

第3号の関連事業の施行について（協議）

今般国土交通省が施行する 工事に伴い貴 管理に係る下記調書記載の
を 必要が生じ、関連事業として施行したいので、貴 の同意を得たく
協議します。

記

調書

図面 表示 番号	県、郡、市、町、村、大字 及び字の名称	現に供して いる事業(施 設)の種類	計 画		現 況		備考
			延 長	幅 員	延 長	幅 員	

(行政機関の長) 殿

起業者 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号
国土交通大臣
上記代理人 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号
東北地方整備局長
上記代理人 (住所)
事務所長 印

〔 土 地 収 用 法 第 18 条 〕 第2項
〔 公共用地の取得に関する特別措置法第4条 〕
〔 第6号の規定に基づく意見について (照会) 〕

今般国土交通省が施行する 工事に必要な土地について 土地収用法第16条
公共用地の取得に関する特

別措置法第4条 〕の規定により事業の認定を申請するに当たり、下記の工事を施行することについて

〔 同法第18条 〕
〔 同法第4条 〕 第2項第6号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

- 1 免許、許可又は認可等に係る工事の概要
- 2 その他必要と認められる事項及び図書等

用地取得状況表

〔事業名〕 工事（ ）

(1) 用地解決状況表 (年 月 日)

事業	項目	土地所有者及び関係人		用地取得状況			
		解決数	解決率	取得面積	取得率		
全	体	$\frac{\text{解決者数(人)}}{\text{地権者総数(人)}} = \text{---}$		%	$\frac{\text{取得面積(m}^2\text{)}}{\text{必要面積(m}^2\text{)}} = \text{---}$		%
本	体						
附	帯						
関	連						

(2) 残件内訳表

図面 番号	土地所有者及び 関係人氏名	土地の 所在	買収となる土地		支障 物件	土地所有者及び 関係人の主張	起業者の 対応	交渉回数 及び方法	備 考
			地目	面積 m ²					

(注1) 地権者の欄は、共有地（相続地）の場合、〇〇外 名と記載する。また、関係人の権利の内容（例：借地人、地役権等）を氏名の前に記載する。

(注2) 土地の所在欄は、大字まで記載する。

(注3) 地目欄は、現況地目を記載する。

(注4) 支障物件欄は、住家、工作物、立木等を記載する。

(注5) 相手方主張欄は、補償額、代替地、補償工事、起業地変更、事業反対、公害問題等と記載し、その内容について詳しく記載する。また、共有地（相続地）の場合で、共有者が異なる者について、主張別に記載する。

(注6) 方法欄は、直買、公社、仲介者等の別を記載する。

(注7) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

建 物 等 調 査 一 覧 表

工 区		〇〇工区		工 期		〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日		事前調査		自 至 令和 年 月 日		事後調査		自 至 令和 年 月 日		
工事名		〇〇道路改良工事		調査者				事前調査				事後調査				
調査 番号	建物 番号	建物等所在地		建物等の概要	用 途	経過 年数 (年)	延べ 面積 (㎡)	事前調査		申 出 年月日	申出に対する 調 査 結 果	応急 復旧 の有無	事後調査		費用 負担 の 要否	備 考
		建物等所有者						損傷の 有 無	損 傷 の 概 要				損傷の 有 無	損 傷 の 概 要		

建 物 等 調 査 書

調査番号		調査番号					
所有者							
				事前調査	調 査 年 月 日		
				調 査 者			
				事前調査	調 査 年 月 日		
				調 査 者			

様式第108号

(写真貼付)

撮影番号	撮影対象箇所及び損傷名
⊖	

撮影番号	撮影対象箇所及び損傷名
⊖	

撮影番号	撮影対象箇所及び損傷名
⊖	

注 撮影番号の記入は、事前調査の場合は上段、事後調査の場合は下段とする。

建物等の費用負担額算定書

所在地					整理番号	
建物所有者			電話		算定年月日	
法人代表者					採用単価	
所有者住所					用途	
建物面積	1階床面積	2階床面積	延床面積		構造概要	
直接工事費計 [A]	共通仮設費 ※建物の構造部を揃 [A]×3%=[B]		純工事費 [A]+[B]=[C]		諸経費 [C]×率=[D] [F]×率=[G]	工事費 [C]+[D]=[E]
直接廃材運搬費 [F]			%		廃材運搬費 [F]+[G]=[H]	
廃材処分費 [I]	発生材価格 [J]	その他経費[K] (消費税対象額)		消費税等相当額	費用負担額	
		()		[(E)+[H]+[I]+[K])×率=[L]	[E]+[H]+[I]-[J]+[K]+[L]	
工種	算定内訳					直接工事費
1. 仮設工事費						計
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
2. 補修工事費						計
(1) 土工事費						小計
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(2) 地業工事費						小計
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(3) 基礎工事費						小計
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(4) コンクリート工事費						小計
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(5) 型枠工事費						小計
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(6) 鉄筋工事費						小計
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額

(7)鉄骨工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(8)組積工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(9)防水工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(10)屋根工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(11)石工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(12)タイル工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(13)左官工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(14)木工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(15)金属工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(16)建具工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(17)ガラス工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(18)塗装工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(19)内外装工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(20)設備工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額

(21)その他工事費(工作物等)					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(22)解体工事費(上記補修工事費に必要となる解体)					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
3. 矯正工事費					計	
(1)沈下矯正工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法				金額
計算式	$P \times (A \times \alpha \times \beta) \times (B \times \gamma) \times C + D$ <p>〔沈下修正工事単価〕〔建築面積〕〔規模補正率〕〔2階建補正率〕 〔工法係数〕〔作業環境補正率〕 〔施工面積補正率〕 〔基礎費〕</p>					
	$\times (\times \times) \times (\times) \times +$					
(2)柱の傾斜矯正工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(3)敷居の隙間矯正工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
(4)土台の取替え工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法				金額
計算式	$U \times m + V$ <p>〔根がらみ1㎡当たりの土台補強工事単価〕 〔根がらみ施工面積〕 〔土台の取替え工事費〕</p>					
	$\times +$					
(5)柱の根継ぎ補強工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法				金額
計算式	$U \times m + V$ <p>〔根がらみ1㎡当たりの土台補強工事単価〕 〔根がらみ施工面積〕 〔柱の根継ぎ補強工事費〕</p>					
	$\times +$					
(6)矯正工事に伴い必要となる土間コンクリート又は木造ころばし床組等の解体・新設等の補修工事費					小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額

様式第110号

土地調書

国土交通省が施行する

工事のため必要な土地について下記のとおり調書を作成する。

年 月 日

事務所長 印

調査者氏名 印

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日

土地所有者住所
氏名又は名称 印

年 月 日

関係人住所
氏名又は名称 印

記

郡 区
市 町 村
県 地内

大字	字	地番	公簿		取得し、又は使用しようとする土地		所有権以外の権利のうち用益物権等		所有権以外の権利のうち担保物権等		摘要
			地目	地積	現況地目	面積	種類	権利者の氏名	種類	権利者の氏名	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

様式第 1 1 1 号

物 件 調 書

国土交通省が施行する

取得
工事のため、移転の対象となる物件について下記のとおり調書を作成する。
使用

年 月 日

事 務 所 長 印

調 査 者 氏 名 印

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日

物件所有者住所
氏名又は名称 印

年 月 日

関係人住所
氏名又は名称 印

記

郡 区
 市 町 村 地内

大 字	字	地 番	種 類	形状寸法	単 位	数 量	所有権以外の権利のうち用益物権等		所有権以外の権利のうち担保物権等		土地所有者の氏 名	移転義務の有無	摘 要
							種類	権利者の氏名	種類	権利者の氏名			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

年 月 日

殿

受注者 住所
氏名

担当技術者通知書

業務の名称

年 月 日付けで契約締結した上記業務の担当技術者を下記の者に定めましたので、別紙担当技術者経歴書を添えて通知します。

記

担当技術者氏名	担当する補償業務の名称	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

別紙

担当技術者経歴書

1 氏名及び生年月日

1 現住所

1 最終学歴 年 月 日 卒業

1 法令による免許等 年 月 日 取得
〔以下列記〕

1 職歴 年 月 日
〔以下列記〕

1 賞罰

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

本人

(注) 職歴については、担当した業務経歴を記入する

用地調査等業務の施行に関する指示書 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 年 月 日 </div>	
業務の名称	
指 示 事 項	添付図面 葉
上記事項について指示します。	
上記指示について承諾しました。	主任担当者
年 月 日	担当技術者

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

用地調査等業務の施行に関する承諾書 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 年 月 日 </div>		
業務の名称		
承 諾 事 項	添付図面 葉	
	主任担当者	
	担当技術者	
上記事項について承諾願います。		
上記事項を承諾します。		総括監督員
	年 月 日	主任監督員
		監督員

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

用地調査等業務の施行に関する協議書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 年 月 日 </div>					
業務の名称					
協 議 事 項					
摘 要					
上記事項について協議します。		総括監督員		主任担当者	
年 月 日		主任監督員		担当技術者	
		監督員			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

打 合 せ 記 録 簿

業務の名称						
打合せ場所						
打合せ年月日		年	月	日 ()	時 間	自 至
出席者	発注者					
	受注者					
打合せ内容及び質疑						
特記事項						
総括監督員	主任監督員	監 督 員	主任担当者	担当技術者		

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

2 用地補償総合技術業務共通仕様書

用地補償総合技術業務共通仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

- 第1条 この用地補償総合技術業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、国土交通省東北地方整備局の所掌する国の直轄事業（官庁営繕部、港湾局及び航空局の所掌に属するものを除く。）に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償並びに事業施行に伴う損害等の費用負担に関する業務のうち公共用地交渉及びこれに関連する業務を総合的に行う業務（用地補償総合技術業務）（以下「本業務」という。）を請負に付する場合の業務内容その他必要な事項を定め、もって業務の適正な執行を確保するものとする。
- 2 業務の発注に当たり、本業務の実施上、この共通仕様書により難しいとき又はこの共通仕様書に定めのない事項については、発注者が別途定める特記仕様書によるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。
- 3 用地調査等業務及び用地アセスメント調査等業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。
- 4 本業務は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づき実施される業務であり、法の各種規定が適用されるものである。

(用語の定義)

- 第2条 この共通仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。
- 一 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。
- 二 「受注者」とは、本業務の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
- 三 「調査職員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者又は主任担当者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項に規定する者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。
- 四 「総括調査員」とは、本業務の統括業務を担当し、主に主任担当者に対する指示、承諾又は協議のうち、契約変更に係る指示及び承諾等の重要なものの処理並びに重要な業務内容の変更、一時中止の必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官をいう。）への報告を行い、主任調査員及び調査員の指揮監督を行う者をいう。
- 五 「主任調査員」とは、本業務を担当し、主に主任担当者に対する指示、承諾又は協議の処理（重要なものを除く。）、業務内容の変更（重要なものを除く。）、総括調査員への報告及び調査への指示を行う者をいう。
- 六 「調査員」とは、本業務を担当し、主に、総括調査員又は主任調査員が指示、承諾を行うための内容確認及び総括調査員及び主任調査員への報告を行う者をいう。
- 七 「検査職員」とは、本業務の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約書第32条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- 八 「主任担当者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第9条第

- 1 項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 九 「担当技術者」及び「業務従事者」とは、主任担当者のもとで業務を担当する者で、第6条及び第7条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 十 「契約書」とは、「発注者支援業務等委託契約書の制定について（平成24年1月10日付け国地契第64号）」別冊発注者支援業務等委託契約書をいう。
- 十一 「仕様書等」とは、共通仕様書、特記仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 十二 「共通仕様書」とは、本業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- 十三 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、本業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- 十四 「数量総括表」とは、本業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- 十五 「現場説明書」とは、本業務の入札等に参加する者に対して、発注者が本業務の契約条件を説明するための書類をいう。
- 十六 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- 十七 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- 十八 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、本業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 十九 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、本業務に関する事項について書面をもって知らせることをいう。
- 二十 「報告」とは受注者が調査職員に対し、本業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 二十一 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た本業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 二十二 「協議」とは、書面により契約書及び仕様書等の協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 二十三 「検査」とは、契約書第32条第2項に基づき、検査職員が本業務の完了を確認することをいう。
- 二十四 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 二十五 「協力者」とは、受注者が本業務の遂行に当たって、再委託する者をいう。
- 二十六 「公共用地交渉」とは、権利者に対し、調書の説明及び確認を得ること、土地の評価（残地補償を含む。）の方法の説明、建物等の補償方針及び補償額の算定内容（以下「補償内容等」という。）の説明、損失補償協議書の交付及び説明、補償金に関する税制の説明、補償契約書案の説明及び契約の承諾、並びに権利者の求めに応じて発注者から得た代替地の情報提供等を行うことをいう。
- 二十七 「権利者」とは、公共用地交渉の対象となる土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう（第38条において公共用地交渉の過程で補償対象である相続財産について権利を放棄した者を含む。）。
- 二十八 「調書」とは、地方整備局用地事務取扱規則第14条に定められた土地調書及び物件調書をいう。
- 二十九 「損失補償協議書」とは、地方整備局用地事務取扱細則準則第52条に定められたものを

いう。

三十 「補償契約書」とは、地方整備局用地事務取扱細則準則第 55 条に定められたもの（費用負担の場合は、昭和 61 年 4 月 1 日付け建設省経整発 23 号「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領の運用について」で示す契約書）をいう。

三十一 「補償基準」とは、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和 37 年 6 月 29 日閣議決定）」、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成 13 年 1 月 6 日国土交通省訓令 76 号）」、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償補償基準の運用方針（平成 15 年 8 月 5 日国総国調第 57 号国土交通事務次官通知）」及び「国土交通省損失補償取扱要領（平成 15 年 8 月 5 日総合政策局長通知）」その他国土交通省等及び各地方整備局等が定めた補償に関する基準をいう。

（基本的処理方針）

第 3 条 受注者は、本業務を実施する場合において、確実に実施できる執行体制を整え、仕様書等、補償基準その他関係法令等に適合したものとなるよう、公正かつ確実に業務を処理しなければならない。

2 本業務が次の各号において、民間において行われる用地取得と異なることに留意して適切に実施しなければならない。

一 公共用地取得の補償は、憲法第 29 条第 3 項「私有財産は正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」を根拠として、補償基準に基づき実施する必要があること。

二 公共事業により取得すべき事業用地の範囲は、治水危険度、交通渋滞の状況等の土地利用の状況、社会経済状況や地形、地物等を総合的に判断して客観的かつ非代替的に決定されており、取得の難易度によって変更されるものではないこと。

三 公共事業の実施に伴う補償金額は、補償基準の客観的ルールに基づいて算定されることから、権利者が当該補償金額に不満があっても交渉等により増額等が認められるものではなく、補償内容について十分な説明を尽くし理解を求めていくことが必要であること。

四 公共用地取得は、任意取得を原則としつつも、用地交渉が妥結に至らない場合は、一般的には土地収用法に基づく強制取得の手続きに移行することが予定されているものであること。

（調査職員）

第 4 条 調査職員は、契約書第 8 条第 2 項に規定した指示、承諾、協議等（以下「指示等」という。）の職務の実施に当たり、その権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合で調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお、調査職員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

（主任担当者）

第 5 条 受注者は、本業務における主任担当者を定め、契約締結後 14 日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。）を含む。）以内に発注者に通知しなければならない。

2 受注者が主任担当者に委任できる権限は契約書第 9 条第 2 項に規定した事項であるが、契約書第 9 条第 3 項に基づく通知がない場合は、発注者及び調査職員は、主任担当者に対して指示等を行えば足りるものとする。

3 主任担当者は、第3章に定める業務について、担当技術者及び業務従事者が適切に実施できるよう、指揮監督しなければならない。

4 主任担当者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）に記載した予定主任担当者でなければならない。

主任担当者は、申請書等に記載した予定主任担当者から原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者と協議するものとする。

5 主任担当者は、本業務の履行に当たり、次のいずれかを満たす資格保有者であり、日本語に堪能でなければならない。

一 公共用地交渉業務及びこれらに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者

二 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者

三 補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）（以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者

四 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験規程（平成3年3月28日理事会決定）（以下「実施規程」という。）第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

五 実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

（担当技術者）

第6条 受注者は、担当技術者を定める場合は、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に発注者に通知しなければならない。

2 担当技術者は、受注者が提出した申請書等に記載した予定担当技術者でなければならない。

担当技術者は、申請書等に記載した予定担当技術者から原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者と協議するものとする。

3 担当技術者は、本業務の履行に当たり、次のいずれかを満たす資格保有者でなければならない。

一 公共用地交渉業務及びこれらに関連する業務を総合的に行う業務に関し5年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し3年以上の指導監督的実務の経験を有する者

二 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験5年以上を含む10年以上の実務の経験を有する者

三 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者

四 実施規程第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

五 実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

（業務従事者）

第7条 受注者は、業務従事者を定める場合は、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に発注者に通知しなければならない。

2 業務従事者は、受注者が提出した申請書等に記載した予定業務従事者でなければならない。

業務従事者は、申請書等に記載した予定業務従事者から原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者と協議するものとする。

3 業務従事者は、本業務の履行に当たり、公共用地取得に関する補償業務について、3年以上の実務経験を有する者（行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員としての経験の別を問わない。）でなければならない。

ただし、業務従事者を複数名配置する場合、うち1名についてはこの限りでない。

（適切な技術者の配置）

第8条 主任担当者、担当技術者及び業務従事者を定めるに当たり、いずれも本業務の被補償者及び被補償者の役員であってはならない。

（再委託）

第9条 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。

一 本業務における総合的企画、業務計画書作成等及び業務遂行管理

二 共通仕様書第33条から第43条までに掲げる業務

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理（単純な計算処理に限る）などの簡易な業務の再委託に当たっては、契約書第6条第3項ただし書きの「軽微な部分」とし、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、前2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、本業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理を行い本業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、国土交通省東北地方整備局の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、国土交通省東北地方整備局の指名停止期間中であってはならない。

第2章 本業務の基本的処理方法

（施行上の義務及び心得）

第10条 受注者は、本業務の適正かつ確実な実施の確保のために、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

一 本業務は、補償の基礎となる権利者の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行い、権利者から理解が得られるよう努めなければならない。また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。

二 公共用地交渉を行う場合は、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について権利者の了解を得ておかななければならない。この場合、権利者の都合によっては、平日の日中は交渉に応じることが困難な場合があることに留意すること。

三 権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、調査職員に報告しなければならない。

四 権利者との面接は、主任担当者又は担当技術者が他の担当技術者又は業務従事者を伴って、複数によることとし、単独で面接してはならない。

五 本業務の実施に際して、金品等を受けること又は与えることをしてはならない。

(施行上の留意事項)

第11条 受注者は、本業務の適正な履行を確保するため、主任担当者により担当技術者及び業務従事者が次に掲げる事項を適切に行えるよう指揮監督させなければならない。

- 一 本業務の実施に当たって、契約書等の内容を十分に理解し、また、業務を処理する現地等の状況について十分把握しておくこと。
- 二 本業務を正確かつ誠実に実施すること。
- 三 本業務の実施のために権利者等へ連絡等を行う場合は、その内容を相手に正確に伝えること。
- 四 本業務の実施に際しては、権利者等に対する言動、動作に十分注意すること。
- 五 本業務の実施に際しては、業務に関する図書を適切に整理しておくこと。

(業務の着手)

第12条 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日(休日等を除く。)以内に本業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任担当者が本業務の実施のために調査職員との打合せを行うことをいう。

(書類提出)

第13条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。

- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 受注者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)に基づき、契約・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けた上で、契約時は契約締結後15日(休日等を除く。)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日(休日等を除く。)以内に、完了時は業務完了後、15日(休日等を除く。)以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする(担当技術者及び業務従事者の登録は8名までとし、受注者が設計共同体である場合は、構成員ごとに8名までとする)。
- 4 受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える本業務において、調査基準価格を下回る価格で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で「登録のための確認のお願い」を作成し調査職員の確認を受けること。
- 5 前2項において、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に調査職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間(休日等を除く。)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。
- 6 前3項において、受注者は本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

(打合せ等)

第14条 本業務を適正かつ円滑に実施するため、主任担当者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿等を作成するものとする。

- 2 本業務着手時及び仕様書等で定める業務の区切りにおいて、主任担当者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 主任担当者は、仕様書等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

（業務計画書の作成）

第15条 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

- 2 業務計画書には、契約書及び仕様書等に基づき下記の事項を記載するものとする。なお、記載にあたって、実施方針又はその他には、第28条から第30条及び第32条に関する事項も含めるものとする。
 - 一 業務概要等（業務名、履行期間、契約年月日、業務内容）
 - 二 実施方針（業務方針、貸与資料の取扱い、業務実施方法等）
 - 三 業務工程
 - 四 業務組織計画（業務実施体制、業務場所、指揮命令系統）
 - 五 打合せ計画
 - 六 連絡体制（緊急時含む）
 - 七 その他
- 3 受注者は、前項の業務計画書の内容を変更するときは、理由を明記したうえで、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、第1項の業務計画書に基づき、業務が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

（業務処理の協議等）

第16条 主任担当者は、「用地補償総合技術業務協議書」（様式第1-1号及び様式第1-2号）により、業務期間中に行う業務の処理について協議し、調査職員から指示を受けるものとする。

- 2 受注者は、本業務の実施中に権利者等から苦情等を受けた場合には、速やかに調査職員にその内容を報告し、主任担当者は調査職員から指示を受けるものとする。

（貸与品）

第17条 受注者は、本業務を実施するに当たり必要となる土地等に関する補償額、建物等の移転料及びその他通常生ずる損失に関する補償額等の算定書（以下「補償額算定書」という。）等、登記事項証明書、戸籍簿、住民票、公共用地交渉に使用する調書、損失補償協議書及び公共用地取得等に使用する補償契約書案等を使用する場合には、発注者から貸与を受けるものとする。

- 2 権利者に対し調書の説明後、確認を得るときは、必要部数の貸与を受け、権利者から確認を得た場合は、1部を返納し、残りを権利者に交付するものとする。
- 3 貸与品の引渡しは、貸与品引渡通知書（様式第2号）により行うものとする。
- 4 受注者は、前項の貸与品を受領したときは、貸与品受領書（様式第3号）を調査職員に提出する

ものとする。

- 5 受注者は、本業務が完了したときは、完了の日から3日以内に貸与品を返納するとともに、貸与品返納書（様式第4号）を調査職員に提出するものとする。
- 6 受注者は、貸与品を仕様書等に定める目的以外に使用又は複製してはならない。

（費用負担）

第18条 本業務を行ううえで受注者が使用する物品、消耗品等については、全額を受注者の負担とする。

- 2 法令等の変更により受注者に生じた合理的な増加費用及び損害は、次の一から三のいずれかに該当する場合には発注者が負担し、それ以外の法令等変更による増加費用及び損害については受注者が負担する。
 - 一 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、基準等の変更及び税制度の新設
 - 二 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）
 - 三 上記一、二のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）
- 3 本業務の遂行上、必要に応じて発注者から業務状況を把握するための資料等の作成及び提出を指示した場合には、受注者はこれに応じなければならない。これにより作成された資料及び資料に付随するデータの著作権は発注者に帰属する。

（身分証明書の携帯）

- 第19条 受注者は、発注者から本業務に従事する者の身分証明書の交付を受け、業務に従事する者に携帯させなければならない。
- 2 本業務に従事する者は、権利者等から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。
 - 3 受注者は、本業務が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。

（調査職員への業務履行状況の報告）

- 第20条 受注者は、次に掲げる事項を記入した業務実施報告書を作成し、発注者に月毎にとりまとめて書面で提出するものとする。
- 一 実施した業務の内容
 - 二 その他必要事項
- 2 受注者は、前項の履行状況の報告を行うときは、主任担当者を立ち合わせるものとする。
 - 3 受注者は、調査職員から本業務の履行状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。

（成果物の一部使用）

- 第21条 受注者は、業務期間中においても、調査職員が成果物の全部又は一部の使用を求めたときは、これに応ずるものとする。
- 2 調査職員は、前項で提出した成果物の一部について、その説明を求めることができる。受注者は当該説明に主任担当者を立ち合わせるものとする。

（成果物）

- 第22条 受注者は、業務が完了したときは、次の各号に定める成果物を提出しなければならない。

- 一 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。
- 二 目次及び頁を付す。
- 2 受注者は、契約書及び仕様書等に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合で同意した場合は履行期間中においても、成果物の引き渡しを行うものとする。
- 3 共通仕様書に様式の定めがないものは、調査職員の指示による。
- 4 提出する成果物は、次の各号に定める書類とする。
 - 一 用地補償総合技術業務協議書（様式第1-1号及び様式第1-2号）
 - 二 用地補償総合技術業務日報（様式第5号）
 - 三 補償金明細表（様式第6号）
 - 四 権利者から確認を得た調書の写し又は遺産分割協議書等の写し
 - 五 権利者へ交付及び説明した損失補償協議書の写し
 - 六 権利者の署名押印済みの補償契約書の写し
 - 七 公共用地交渉記録簿（様式第7号）
 - 八 移転履行状況等確認報告書（様式第8号）
 - 九 権利者毎の公共用地交渉達成状況引継書（様式第9号）
 - 十 その他調査職員が指示したもの

（検査）

- 第23条 受注者は、検査職員が本業務の完了検査（一部完了検査を含む。）を行うときは、主任担当者を立ち合わせるものとする。
- 2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査職員の指示に速やかに従うものとする。

（修補）

- 第24条 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
- 2 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
 - 3 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
 - 4 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第32条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

（条件変更等）

- 第25条 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは契約書第30条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議して当該規定に適合すると判断した場合とする。
- 2 調査職員が、受注者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく仕様書等の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

（契約の変更）

- 第26条 本業務において、数量の増減等による変更（精算）は、以下に示す場合等、対象権利者数に変更が生じた場合を想定している。なお、契約の変更は、発注者と受注者との協議に基づいて行うものとする。

- 一 相続、権利の移動、共有関係の変動等により対象権利者数に変更が生じた場合
- 二 業務の進捗状況に応じ、発注者からの指示により対象権利者数を変更する場合

(守秘義務)

第27条 受注者は、本業務の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 契約書第1条第5項の規定により、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 二 本業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りでない。
- 三 本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第15条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外の者には秘密とし、また、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 四 本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を本業務完了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 五 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、本業務のみに使用し、他の目的に使用してはならない。また、発注者の許可なく複製・転送等をしてはならない。
- 六 本業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は廃棄を確実に行わなければならない。
- 七 本業務の処理上知り得た情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又はそのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

(個人情報の取扱い)

第28条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたはき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(安全等の確保)

第29条 受注者は、屋外で行う本業務の実施に際しては、本業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

- 2 受注者は、屋外で行う本業務の実施に際しては、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、本業務の実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、屋外で行う本業務の実施に当たり、事故が発生しないよう主任担当者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受注者は、屋外で行う本業務の実施に当たっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、屋外で行う本業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - 一 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

- 二 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- 6 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 7 受注者は、屋外で行う本業務の実施に当たっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。
- 8 受注者は、屋外で行う本業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

(行政情報流出防止対策の強化)

- 第30条 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について、適切な流出防止対策をとらなければならない。
- 2 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、発注者が別途定める取扱いを遵守しなければならない。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

- 第31条 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否することとし、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。なお、協力者が不当要求を受けたことを認知した場合も同様とする。
- 2 受注者は、前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を書面にて発注者に報告しなければならない。
- 3 前2項の行為を受注者が怠ったことが確認された場合には、発注者は受注者に対し、指名停止等の措置を講じる場合がある。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

(保険加入の義務)

- 第32条 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

第3章 本業務の内容

(概況ヒアリング等)

- 第33条 受注者は、本業務の実施に先立ち、調査職員から当該事業の計画概要、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、権利者ごとの補償内容、実情及びその他必要となる事項について説明を受け概況を把握するものとする。
- 2 受注者は、公共用地交渉の対象となる権利者等と面接し、公共用地交渉等を行うことについての協力依頼を行うものとする。

(現地踏査等)

第34条 受注者は、本業務の対象となる区域について現地踏査を行い、現地と発注者から貸与を受けた補償額算定書とを照合し、現地の状況等を把握するものとする。

2 受注者は、前項において現地の状況に変動が生じていた場合は、速やかに調査職員に報告するものとする。

3 受注者は、権利者及び第三者が所有する土地、建物等に立ち入る場合は、あらかじめ当該土地、建物等の所有者等の承諾を得て行うものとする。

(関係権利者の特定)

第35条 受注者は、発注者から貸与を受けた登記事項証明書、戸籍簿及び住民票等の記載事項を補償額算定書と照合し、権利者の特定に誤りがないか確認を行うものとする。

2 受注者は、権利者の特定に誤りがあるときは、速やかに調査職員に報告するものとする。

3 受注者は、前2項の業務を実施するために新たに登記事項証明書等の貸与を受ける必要があるときは、調査職員と協議するものとする。

(補償額算定書の照合及び補償金明細表の作成)

第36条 受注者は、発注者から貸与を受けた補償額算定書について、補償基準等に適合し、誤りなく調製されているか照合を行うものとする。

2 受注者は、補償額算定書の調製に誤りがあるときは、速やかに調査職員に報告するものとする。

3 受注者は、前条及び前2項の業務が完了したときは、速やかに補償金明細表（様式第6号）を作成し、調査職員に提出するものとする。

(公共用地交渉方針の策定及び公共用地交渉用資料の作成)

第37条 受注者は、公共用地交渉を行うに当たり、次の方針策定等を行い、調査職員と協議するとともに、用地補償総合技術業務協議書（様式第1-2号）を作成し、提出するものとする。

一 権利者毎の公共用地交渉の交渉スケジュール、説明内容等公共用地交渉の進め方に関する方針の策定

二 各権利者の権利の内容に応じた公共用地交渉用資料（事業計画と支障物件等の位置関係を示す図面（写し）、同一区画の支障物件等に複数の権利者が存在する場合の権利者毎に対象物が分かるよう色分けした図面（写し）、買収後の出入り口が分かる図面（写し）、相続が発生している場合の遺産分割協議書案、譲渡所得・国民健康保険税などの税制に関する資料など）の作成

(権利者に対する公共用地交渉)

第38条 受注者は、権利者に対して前条において作成した公共用地交渉用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう、次の各号の段階に応じて、十分な公共用地交渉を行うものとする。

一 調書の説明及び確認

取得等の対象となる調書の内容を説明し、かつ、これを当該権利者に交付するとともに、当該調書の控えに確認印の押印を受ける。ただし、公共用地交渉の過程で補償の対象である相続財産について権利を放棄した者があった場合には、これを確認出来る書面（写し）を取得する。

二 損失補償協議書の説明

権利者に対し、補償項目毎の補償内容等を説明し、補償内容等の理解を得るとともに、損失補償協議書を交付し補償金額を提示する。

三 補償契約書案の説明及び契約の承諾

補償契約書案を権利者に交付し、契約内容を説明し、契約をする承諾を得る。

(公共用地交渉記録簿の作成)

第39条 受注者は、公共用地交渉を行った場合には、速やかに公共用地交渉記録簿（様式第7号）を作成するものとする。

(公共用地交渉後の措置)

第40条 受注者は、前条による公共用地交渉記録簿を作成したときは、その都度、調査職員の確認を受け、必要に応じて公共用地交渉の詳細な内容を調査職員に報告するものとする。

2 受注者は、当該権利者に係る補償内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、調査職員にその旨を報告するものとする。

3 受注者は、権利者が補償契約書に押印した後に、当該契約書の写しを作成するものとする。

4 受注者は、権利者が公共用地交渉に応じない若しくは当該事業計画に対する不満、補償内容に対する不満その他の理由により公共用地交渉の継続が困難であると判断したときは、調査職員に詳細な内容を報告し、調査職員の指示を受けるものとする。

(移転履行状況等の確認)

第41条 受注者は、権利者と発注者との間で契約が締結された後は、調査職員の指示に基づき、権利者と発注者との間で締結された補償契約書に定める期限までに義務が履行されるよう、権利者に対し移転履行状況等の確認を行うものとする。

2 受注者は、前項の確認において、補償契約書に定める期限までに義務が履行されることが困難と判断した場合には、権利者に対し履行遅延の申し出をすべきことを説明するものとする。

(移転履行状況等の確認後の措置)

第42条 受注者は、前条の規定に基づき移転履行状況等の確認を行ったときは、調査職員に移転履行状況等確認報告書（様式第8号）により報告するものとする。

(その他の業務)

第43条 受注者は、移転に伴う法令上の制限の有無及びその内容並びに代替地取得に必要な情報その他移転に伴い必要となる情報について、権利者から情報提供の求めがあった場合には、関係機関に確認し、発注者及び権利者に情報提供するものとする。

2 受注者は、本業務の遂行において、業務の実施の状況、権利者からの意見・要望等及び当該事業計画地の現況等について、用地補償総合技術業務日報（様式第5号）（以下「日報」という。）を作成し、提出するものとする。

3 本業務が完了した場合には、権利者毎に公共用地交渉達成状況引継書（様式第9号）を作成し、調査職員に引き継ぐものとする。

なお、記載に当たり、業務完了時においても業務の対象となる土地等の権利者との交渉が難航していた場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合には、以下の内容を記載すること。

- 一 公共用地交渉の実施に当たり留意すべき点（権利者との交渉の経緯等）
- 二 業務完了時における権利者との交渉状況等

第4章 その他

(特約事項)

第44条 受注者は、競争参加資格確認申請書等において採用した提案内容を契約書特約事項とし、当該特約事項に基づいて業務計画書作成及び実業務を行うものとする。

2 受注者の責により前項の提案内容を満足する業務が行われない場合及び提案された実績を有する者が配置できない場合は、発注者は業務成績評定を減ずる等の措置を行う場合がある。

(調査)

第45条 発注者は、受注者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、法第26条第1項に基づき受注者に対し、本業務の状況に関し必要な報告を求め、又は受注者の事務所等に立ち入り、業務の実施状況又は帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。

2 立ち入り検査する調査職員等は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条第1項に基づくものであることを受注者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(指示)

第46条 発注者は、受注者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第27条第1項に基づき受注者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

また、上記によらず、業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合には、その場で指示を行うことができるものとする。

(罰則等)

第47条 本業務に従事する者は、刑法（明治40年法第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

2 法第25条第1項の規定に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、法54条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることとなる。

3 次のいずれかに該当する者は、法第55条の規定により30万円以下の罰金に処せられることとなる。

一 法第26条第1項による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 正当な理由なく、法第27条第1項による指示に違反した者

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の刑を科されることとなる。

(会計検査)

第48条 受注者は、本業務の内容が会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条に該当するとき、又は同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の实地検査を受けたり、同院から直接又は発注者を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

2 受注者は、前項の場合において、これに応じなければならない。

用地補償総合技術業務協議書

年 月 日 (曜日)	調 査 職 員	
	主 任 調 査 員	調 査 員
協 議 事 項		
業 務 の 内 容	処 理 方 針	期 間
上記について承諾しました。 年 月 日		主 任 担 当 者

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

用地補償総合技術業務協議書

年 月 日 (曜日)		主任担当者	
協 議 事 項			
業 務 の 内 容	処 理 方 針		期 間
上記について承諾しました。 年 月 日	調 査 職 員	主任調査員	
		調 査 員	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第2号

貸与品引渡通知書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

下記のとおり貸与品を引渡します。

業 務 名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

貸 与 品 受 領 書

年 月 日

殿

受注者住所

氏名

主任担当者

下記のとおり貸与品を受領しました。

業 務 名				契約年月日	年 月 日	
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考
			前回まで	今 回	累 計	
						月 日から 月 日までの 今回受領分

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第 4 号

貸 与 品 返 納 書

年 月 日

殿

受注者 住所
氏名
主任担当者

下記のとおり貸与品を返納します。

業 務 名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

用地補償総合技術業務日報

期 日	年 月 日			
業 務 の 名 称				
業務の対象箇所				
業務及びその内容				
その他必要事項				
調 査 職 員		主任担当者	担当技術者	業務従事者
主任調査員	調 査 員			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

公共用地交渉記録簿

交渉場所				
交渉年月日	年	月	日	時間 自 至
出席者	説明者			
	相手方			
交渉内容及び質疑				
特記事項				
調査職員		主任担当者	担当技術者	業務従事者
主任調査員	調査員			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

移 転 履 行 状 況 等 確 認 報 告 書

整理番号		作成年月日	年 月 日	作成者	〇〇 〇〇														
契約内容の表示	被 補 償 者	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇 〇〇 土地所有者兼物件所有者																	
	関 係 人	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇 〇〇 根抵当権者（土地）																	
		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇 〇〇 物件所有者（物件）																	
	対償地提供者	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇 〇〇																	
	契約年月日	年 月 日	履 行 期 限	年 月 日															
移転履行状況の確認	確認年月日	年 月 日	確認時の状況	造成工事着手時															
	移転予定日	年 月 日	工程変更の有無																
	確 認 者																		
	相 手 方																		
	移転履行状況等の確認内容																		
移 転 計 画 工 程 履 行 確 認 表	期 間		○年度										○年度						
	工 程		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
	契約締結			—															
	移転計画（予定）				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
	移 転 履 行 確 認	建築確認申請				—													
		造成工事					—	—											
		建築工事							—	—	—	—	—	—					
		移転・撤去															—		
	主任調査員		調 査 員			主任担当者			担当技術者			業務従事者							

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

公共用地交渉達成状況引継書

No.	権利者名	照合	調書説明 ・確認	協議書提示 ・説明	契約承諾	移転状況 確認	履行の状況	特記事項

※ 「照合」「調書説明・確認」「協議書提示・説明」「契約承諾」「移転状況確認」の欄には、業務の実施状況として行ったものに○を記載。

※ 「履行の状況」の欄は、履行確認を行った時期、内容又は権利者の予定（転居予定や建物の撤去時期など）などを記載する。

※ 「特記事項」の欄には、引き継ぐべき内容について記載する。

3 用地関係資料作成整理等業務 共通仕様書及び契約書

用地関係資料作成整理等業務共通仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この用地関係資料作成整理等業務共通仕様書（以下「仕様書」という。）は、東北地方整備局の所掌する国の直轄事業（官庁営繕部、港湾局及び航空局の所掌に属するものを除く。）に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償並びに事業施行に伴う損害等の費用負担に関する業務の一部を委託する用地関係資料作成整理等業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2 業務の発注に当たり、本業務の実施上この仕様書記載の内容により難しいとき又はこれらに記載のない事項については、この仕様書とは別に発注者が指示する用地関係資料作成整理等業務特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）によるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。

(用語の定義)

第2条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「権利者」とは、本業務の対象となる区域に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。
- 二 「調査職員」とは、受注者への指示及び受注者との協議又は受注者からの報告を受ける等の事務を行う者で、用地関係資料作成整理等業務委託契約書（以下「契約書」という。）第7条により、発注者が受注者に通知した者をいう。
- 三 「検査職員」とは、契約書第28条に定める完了検査において検査を実施する者をいう。
- 四 「主任担当者」とは、次のいずれかに該当する者で、業務従事者に対し、その処理のための指揮、監督、助言等を行う者をいう。
 - イ 補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）（以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる土地調査部門、物件部門、補償関連部門、総合補償部門いずれかに係る補償業務管理者。
 - ロ 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」（平成3年3月28日理事会決定）（以下「実施規程」という。）第3条に掲げる土地調査部門、物件部門、補償関連部門、総合補償部門いずれかにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。
 - ハ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる土地調査部門、物件部門、補償関連部門、総合補償部門いずれかに係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者（但し、総合補償部門にあっては、補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者であって、5年以上の指導監督的実務経験を有する者。）。
- 五 「業務従事者」とは、受注者が委託業務を専任的に処理するために使用する者とし、公共用地取得等に関する補償業務について、2年以上の実務経験を有する者で、本業務に従事する者をいう。
- 六 「協力者」とは、受注者が本業務の遂行に当たって再委託する者をいう。

- 七 「指示」とは、発注者の発議により調査職員が受注者に対し、本業務の遂行に必要な方針、事項等を示すこと及び検査職員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求めることをいう。
- 八 「協議」とは、調査職員と受注者又は主任担当者とが相互の立場で本業務の内容又は取扱い等について合議することをいう。
- 九 「報告」とは、受注者が本業務に係る権利者等の情報及び業務の履行状況等を、必要に応じて、調査職員に報告することをいう。
- 十 「基準」とは、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成13年1月6日国土交通省訓令第76号）をいう。
- 十一 「運用方針」とは、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針（平成15年8月5日国総国調第57号国土交通事務次官通知）をいう。

（基本的処理方針）

第3条 受注者は、本業務を実施する場合において、確実に実施できる執行体制を整え、この仕様書、基準、運用方針等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならない。

（再委託）

第3条の2 契約書第5条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるもの（次項に掲げる軽微な部分は除く。）をいい、受注者は、これを再委託することはできない。

- 一 本業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等
 - 二 仕様書第15条に規定する業務
- 2 契約書第6条第2項に規定する「軽微な部分」は、コピー、印刷、製本、資料の収集及び単純な集計とする。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、本業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し本業務の実施について適切な指導、管理を行い本業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、国土交通省東北地方整備局の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、国土交通省東北地方整備局の指名停止期間中であってはならない。

（業務計画の策定）

第4条 受注者は、本業務を実施するに当たり、主任担当者が行う業務従事者に対する指揮命令等を明示した業務計画書を作成するものとする。

- 2 受注者は、前項により作成した業務計画書を発注者に提出するものとする。

第2章 基本的処理方法

（施行上の義務及び心得）

第5条 受注者は、本業務の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 本業務で知り得た情報及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。

二 本業務は、補償の基礎となる権利者の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。

三 権利者等から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、調査職員に報告しなければならない。

(施行上の留意事項)

第6条 主任担当者は、本業務の適正な履行を確保するため、業務従事者が次に掲げる事項を適切に行えるよう業務従事者を指揮監督しなければならない。

一 本業務の実施に当たって、契約書及び仕様書の内容を十分に理解し、また、本業務を処理する現地等の状況について十分に把握しておくこと。

二 本業務を正確かつ誠実に実施すること。

三 本業務の実施のために権利者等へ連絡等を行う場合は、その内容を相手に正確に伝えること。

四 本業務の実施に際しては、権利者等に対する言動、動作に十分注意すること。

五 本業務の実施に際しては、業務に関する図書を適切に整理しておくこと。

2 主任担当者は、本業務を実施するため、1月に1回定期的に、調査職員と業務打合せを行い、用地関係資料作成整理等業務打合せ書(様式第1号)を作成し、調査職員に確認を受けなければならない。

また、調査職員との協議により、この定期的業務打合せ以外に必要な応じて、業務打合せを行うものとする。

(業務処理の協議等)

第7条 主任担当者は、調査職員に「用地関係資料作成整理等業務協議書」(様式第2号)により、業務期間中に行う業務の処理について協議し、指示を受けるものとする。

2 受注者は、本業務の実施中に権利者等から苦情等を受けた場合には、速やかに調査職員にその内容を報告し、主任担当者は調査職員から指示を受けるものとする。

(貸与品)

第8条 受注者は、本業務を実施するに当たり必要となる土地等に関する補償額、建物等の移転料及びその他通常生ずる損失に関する補償額等の算定書(以下「補償額算定書」という。)等を使用する場合には、貸与品として発注者からこれらの貸与を受けるものとする。

2 貸与品の引渡しは、貸与品引渡通知書(様式第3号)により行うものとする。

3 受注者は、前項の貸与品を受領したときは、貸与品受領書(様式第4号)を調査職員に提出するものとする。

4 受注者は、本業務の完了等により、貸与品を返納するときは、貸与品返納書(様式第5号)を調査職員に提出するものとする。

(身分証明書の携帯)

第9条 受注者は、第15条第1号、第2号、第4号、第9号及び第10号の業務を実施する場合は、その都度発注者から本業務に従事する者の身分証明書の交付を受け、業務に従事する者に携帯させ

るものとする。

- 2 前項に掲げる業務に従事する者は、権利者等から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。
- 3 受注者は、第1項に掲げる業務が完了したときは、その都度速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。

(調査職員への業務履行状況の報告)

第10条 受注者は、用地関係資料作成整理等業務日報(様式第6号)を作成して調査職員に提出しなければならない。

- 2 受注者は、調査職員から本業務の履行状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 受注者は、前項の履行状況の報告を行うときは、主任担当者を立ち合わせるものとする。

(成果物)

第11条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。

- 一 表紙には、契約件名、年度(又は履行期限の年月)、発注者及び受注者の名称を記載する。
 - 二 目次及び頁を付す。
- 2 この仕様書に様式の定めがないものは、調査職員の指示による。
 - 3 提出する成果物は、次の各号に定める成果物とし、部数は、調査職員の指示による。
 - 一 用地関係資料作成整理等業務日報(様式第6号)
 - 二 その他調査職員が指示したもの

(引渡し前における成果物の使用)

第12条 受注者は、成果物の引渡し前においても、調査職員が成果物の全部又は一部の使用を求めたときは、これに応ずるものとする。

(検査)

第13条 受注者は、検査職員が本業務の完了検査を行うときは、主任担当者を立ち合わせるものとする。

- 2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査職員の指示に速やかに従うものとする。

(保険加入の義務)

第14条 受注者は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、健康保険法(大正11年法律第70号)及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

第3章 業務の内容

(主たる業務の内容)

第15条 主たる業務の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 登記事項証明書、戸籍簿及び住民票等と調査表の記載事項の確認業務
- 二 土地評価に必要となる取引事例地の調査、評価土地の測定など基礎的資料の作成業務
- 三 調査表、補償額算定書から台帳作成及び調書類を作成する業務
- 四 用地交渉に係る交渉記録簿の作成等の業務
- 五 登記に必要となる住民票、戸籍簿等を申請書付属書類にとりまとめる業務
- 六 支払口座の確認、支払経理書類資料の作成、整理、編纂、関係帳簿等の転記等を行う業務
- 七 買取申出証明書、買取証明書、支払調書、収用証明書等の作成、点検及び編纂に係る業務
- 八 裁決申請等に必要となる図書、補足説明資料等を作成する業務
- 九 用地調査業務の監督に関する業務のうち用地調査等業務に関する工程の管理、立会、検測及び成果物の点検業務
- 十 その他関連資料の作成、整理、補充、関連書類への転記・記入等の事務を処理する業務

第4章 その他

(用地取得の不正防止対策)

第16条 受注者は、主任担当者及び業務従事者に対し、本業務の実施に当たっては、「用地取得の不正防止対策について」(平成12年12月25日付け建設省経整発第58号事務次官通知)及び「用地取得の不正防止対策について」(平成14年1月29日付け国総国調第169号事務次官通知)の趣旨に十分配慮するよう周知徹底を図らなければならない。

(個人情報の取り扱い)

第17条 受注者は、主任担当者及び業務従事者に対し、本業務の実施に当たっては、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第58号)の目的に十分配慮するよう周知徹底を図らなければならない。

(疑義)

第18条 受注者は、本業務の実施に当たり、この仕様書又は調査職員の指示について疑義が生じたときは、調査職員と協議するものとする。

用地関係資料作成整理等業務協議書

年 月 日 (曜日)	主任調査員	調査員
協議事項		
業務の内容	処理方針	期間
上記について承諾しました。		主任担当者
年 月 日		

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

貸与品引渡通知書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

下記のとおり貸与品を引渡します。

業 務 名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

貸 与 品 受 領 書

年 月 日

殿

受注者 住 所

氏 名

主任担当者

下記のとおり貸与品を受領しました。

業 務 名				契約年月日	年 月 日	
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考
			前回まで	今 回	累 計	
						月 日から の今回受領分 月 日まで

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

貸 与 品 返 納 書

年 月 日

殿

受 注 者 住 所

氏 名

主任担当者

下記のとおり貸与品を返納します。

業 務 名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

用地関係資料作成整理等業務日報

期 日	年 月 日			
業 務 の 名 称				
業務の対象箇所				
業務及びその内容				
その他必要事項				
主任調査員	調 査 員	主任担当者	業務従事者	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

用地関係資料作成整理等業務委託契約書

- 1 委託業務の名称
- 2 履 行 場 所
- 3 履 行 期 間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
- 4 業務委託料 円
(うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額) 円
- 5 契約保証金

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所

氏 名

印

受注者 住 所

氏 名

印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書等(用地関係資料作成整理等業務共通仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を受注者に支払うものとする。

3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の主任

担当者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の主任担当者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

- 4 受注者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（指示等及び協議の書面主義）

第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（契約の保証）

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付
 - 二 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
 - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第44条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

[注] 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。

(権利義務の譲渡等)

- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - 3 受注者が部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
 - 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

[注] 第3項を使用しない場合は、同項及び第4項を削除する。

(一括再委託等の禁止)

- 第5条 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が仕様書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(再委託の事前承諾)

- 第6条 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ、再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等を記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。
- なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 2 前項本文の規定は、発注者が仕様書等において指定した軽微な部分を再委託しようとするときには、適用しない。
 - 3 第1項なお書きの規定は、軽微な変更該当するときには、適用しない。

(調査職員)

- 第7条 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。

- 2 調査職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - 一 発注者の意図する業務を履行するための受注者又は受注者の主任担当者に対する業務に関する指示
 - 二 この契約書及び仕様書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - 三 この契約の履行に関する受注者又は受注者の主任担当者との協議
 - 四 業務の進捗の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- 3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める書面の提出は、仕様書等に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(主任担当者)

- 第8条 受注者は、業務履行の管理を行う主任担当者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。主任担当者を変更したときも、同様とする。
- 2 主任担当者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第11条第1項の請求の受理、同条第2項の請求並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
 - 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを主任担当者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(業務従事者)

- 第9条 受注者は、主任担当者の管理の下に業務に従事する者として、業務従事者を置くものとする。

(土地等への立入り)

- 第10条 受注者は、調査等のために第三者が所有する土地、建物等に立ち入る場合においては、あらかじめ当該土地、建物等の所有者等の承諾を得なければならない。

(主任担当者等に対する措置請求)

- 第11条 発注者は、主任担当者とその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に協議し、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に協議し、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(履行報告)

第12条 受注者は、仕様書等に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第13条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書等に定めるところによる。

- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、仕様書等に定めるところにより、業務の完了、仕様書等の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(物品等の調達)

第14条 受注者は、受注者が使用する全ての物品、消耗品等について、自己の負担と責任において確保しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、自己の負担と責任において確保することができない場合は、発注者との貸借契約に基づき借り受けることができる。

(庁舎等の使用)

第15条 受注者は、発注者が貸与する庁舎の一部及び物品(以下「庁舎等」という。)を貸借契約に基づき無償で使用することができる。

- 2 前項の使用に際し、受注者が負担する光熱費等については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- 3 受注者は、第1項に掲げる庁舎等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、故意又は過失により庁舎等がき損又は滅失したときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(仕様書等と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第16条 受注者は、業務の内容が仕様書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者とが協議の内容に適合しない場合において、調査職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

- 第17条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 用地関係資料作成整理等業務共通仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 仕様書等に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 仕様書等の表示が明確でないこと。
 - 四 履行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - 五 仕様書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により仕様書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等又は業務に関する指示の変更)

- 第18条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書等又は業務に関する指示の変更内容を受注者に通知して、これらを変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

- 第19条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

- 第20条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第21条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による履行期間の短縮)

第22条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第23条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第24条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害)

第25条 成果物の引渡し前に成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項、第2項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第26条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わ

なければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他の発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

（業務委託料の変更に代える仕様書等の変更）

第27条 発注者は、第16条から第19条まで、第21条、第22条、第25条、又は第30条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書等を変更することができる。この場合において、仕様書等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

【注】○の部分には、原則として、「14」と記入する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第28条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

（業務委託料の支払い）

第29条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（引渡し前における成果物の使用）

- 第30条 発注者は、第28条第3項若しくは第4項又は第31条の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項又は第2項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（部分払）

- 第31条 受注者は、業務の完了前に、業務の既済部分に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額について、次項から第5項までに定めるところにより、部分払を請求することができる。ただし、この請求は、業務期間中〇回を超えることができない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る業務の既済部分の確認を書面により発注者に請求しなければならない。この場合において、発注者は、当該請求を受けた日から10日以内にその確認をするための検査を行い、その結果を書面により受注者に通知しなければならない。
- 3 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第2項の通知にあわせて第1項の既済部分に相応する業務委託料相当額の協議を申し出た日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の業務委託料相当額 × (9 / 10)

[注] 〇の部分には、原則として、「10」と記入する。

- 4 受注者は、第2項の規定による確認があったときは、前項の規定により算定された額の部分払いを請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 5 前項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払いの請求をする場合においては、第1項及び第3項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

（第三者による代理受領）

- 第32条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第29条（第31条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払いをしなければならない。

い。

(部分払の不払に対する業務中止)

第33条 受注者は、発注者が第31条において準用される第29条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第34条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第35条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第37条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第36条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 第4条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
[注] 第1号は第4条第3項を使用しない場合は削除する。
- 二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 三 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- 四 主任担当者を配置しなかったとき。
- 五 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第37条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第4条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- 二 第4条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
[注] 第2号は第4条第3項を使用しない場合は削除する。
- 三 この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 四 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 六 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 八 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- 九 第39条又は第40条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 十 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められると

き。

へ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第38条 第36条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第39条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第40条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第18条の規定により仕様書等を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- 二 第19条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を越えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第41条 第39条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第42条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第31条に規定する既済部分の引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に義務を完了した部分（第31条の規定により既済部分の引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとする。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既済部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既済部分に相応する業務委託料を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既済部分に相応する業務委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。

(解除に伴う措置)

- 第43条 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第36条、第37条又は次条第3項によるときは発注者が定め、第35条、第39条又は第40条の規定による場合は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 3 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- 二 この契約の成果物に契約不適合があるとき。
- 三 第36条又は第37条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第36条又は第37条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- 二 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既済部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合(第37条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)

において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第44条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料(この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第45条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第29条第2項(第31条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払い

が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

[注] 〇の部分には、契約締結時に適用される「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定める政府契約の支払い遅延に対する利息の率」を記入する。

(契約不適合責任期間等)

第46条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第28条第3項又は第4項（第31条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた場合はその引渡しの日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(保険)

第47条 受注者は、仕様書等に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第48条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第49条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約外の事項)

第50条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(附則)

受注者は、契約書記載の業務の実施に際しては、発注者に対して提出した競争参加資格確認申請書に記載されている技術提案内容を遵守すること。

用地関係資料作成整理等業務委託契約書に基づいて提出する書類

条 項	名 称	様 式	宛 名	提出先	提 出 期 日	提出部数
第 8 条	主任担当者通知書	様式第 1 号	発注者	主任調査員	契約締結後○日以内	1
第 2 8 条	業務完了報告書	様式第 2 号	〃	〃	契約履行期限内	1
その他	発注者が必要と 認めたもの		〃	〃	指定期日まで	

年 月 日

殿

受注者 住所

氏名

主任担当者通知書

業務の名称 _____

年 月 日付けで契約締結した上記業務の主任担当者を下記の者に決めましたので、別紙主任担当者経歴書を添えて通知します。

記

主任担当者 _____

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

別紙

主任担当者経歴書

1 氏名及び生年月日

2 現 住 所

3 最 終 学 歴 年 月 日 卒業

4 法令による免許等 年 月 日 取得
〔以下列記〕

5 職 歴 年 月 日
〔以下列記〕

6 賞 罰

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

本人

(注) 職歴については、担当した業務経歴を記入する。

年 月 日

殿

受注者住所

氏名

業務完了報告書

下記業務は、完了しましたので報告します。

1 委託業務の名称

2 業務委託料 ¥

3 契約年月日 年 月 日

4 履行期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 完了年月日 年 月 日

年 月 日

主任担当者

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。